2017年9月26日　日本共産党岐阜県委員会

8月29日に日本共産党岐阜県委員会が行った対県交渉の回答結果をまとめました。
なお、最初の回答とそれを受けて再質問したものの回答のみといたしました。こちらの質問、要望は割愛させていただきました。よろしくお願いします。

2018年度岐阜県予算に関する要望書

岐阜県知事　古田 肇 様

２０１７年８月４日
日本共産党岐阜県委員会　委員長　松岡　清
日本共産党県議会議員　　中川　ゆう子
日本共産党地方議員団

県政運営への日頃のご努力に敬意を表します。
安倍政権による森友・加計疑惑隠しにみられる行政をゆがめる国政の私物化と、共謀罪法強行など憲法壊しの暴走政治は、民主主義と立憲主義を破壊しています。安倍政権の「アベノミクス」は、大企業には空前のもうけを保障する一方、賃上げにはつながらず、国民の所得と消費を落ち込ませ、国民の暮らしは苦しいままです。追い打ちをかけるように生活保護、医療・介護、年金などの社会保障の予算は容赦なくカットする政策を続けています。国民が支えを求めている時に、その願いにこたえようとしない安倍政権の姿勢はあまりにも異常です。
こういう情勢のもとで、県民の暮らしもますますきびしさを増しています。いま県政は、地方自治と平和、医療と福祉、地域経済と産業振興、雇用と労働環境、教育と子育て、防災と環境、財政問題など、取り組むべき課題が山積しています。
いまこそ県民の切実な要求をふまえ、「住民福祉の増進」という地方自治体本来の仕事を県政運営の基本に据えることです。全国１８位の財政力を、遅れている福祉・医療の充実、県民生活の支援に充てるべきではないでしょうか。大型事業推進から脱却し、産業政策を内需拡大に転換し、公共事業を生活密着型に切り替え、県民の暮らしと福祉、教育を充実し、地域経済を応援する県政へ転換することを求めます。
さて、県内の日本共産党の地方議員や支部に寄せられた県民の切実な要求をふまえ、２０１８年度岐阜県予算に関する要望としてまとめました。以下、１８５項目の要望と提案をおこないます。ぜひ充分勘案し、県として次期予算編成に最大限に具体化していただくよう強く要望いたします。

【清流の国推進部】

1、メモリアル競技場において、サッカーや野球の試合時に、たばこの煙が観客に悪影響を及ぼしています。特に子どもが多く観戦に来ることから健康上ばかりか教育上も問題があります。受動喫煙にならないような喫煙スペースを設置し、分煙を徹底してください。**説明地図参照**
（岐阜市）

【県回答】メモリアルセンターには陸上競技場、野球場などがありますが、こちらについては観客席等場内は全面禁煙にしています。したがいまして喫煙される方については、屋外の指定の場所で喫煙していただくことにしておりまして、その周知に努めています。特に、FC岐阜の試合があるサッカー場とかプロ野球、全国高校野球選手権岐阜大会が行われます野球場については、喫煙者は施設内は全面禁煙ですので、吸いたい時は施設から一時退場して別に設置された喫煙場所で喫煙するとして分煙をするようにと主催者側に申し入れをして設置していただいております。今後とも受動喫煙のないよう徹底を図っていきたいと思っています。

【県回答】施設内は禁煙です。施設と施設をつなぐような公開空地といいますか、そういうところでは指定された場所での喫煙は可能となっています。都市公園については岐阜県下ほかにも都市公園がありますが、基本的には指定された場所での喫煙という形で公開空地では対応しています。

【県回答】できるできないという話はできませんが、いただいた意見は貴重な意見として都市公園課で受けとめます。各市町村も公園をもっていますが、その公園で全面禁煙はどうか、公園という性質上禁煙できるのか、いま取り組んでおられるのかどうかは把握していません。県の大規模公園については、全面禁煙にするのは難しいという状況です。

【県回答】岐阜市が取り組まれているのは、基本的には路上禁煙という指定区域があるんですが、岐阜公園も指定されているんですが喫煙場所は指定されています。ご意見はご意見として承ります。

【県回答】グランドの北側の降りるところも喫煙場所を設置しています。そういうことについても持ちかえり、どういったことができるのか考えてまいります。

【総務部】

2、ヒロシマ・ナガサキの被爆者が国際社会に訴える「核兵器廃絶国際署名（ヒバクシャ国際署名）」に対し、知事を先頭に率先して応じることと国連会議での核兵器禁止条約の採択を受け、国が条約に調印し批准するよう県として働きかけてください。　（県委員会）（笠松町）

【県回答】核兵器のない世界の実現については、唯一の戦争被爆国であるわが国のみならず、平和を願う人類共通の願いであるというふうに理解しています。ただ署名についてはこれまでも様々な団体からそれぞれの活動にかかる署名の要請をいただいていますけれども、知事として特定の民間活動に対し署名を行うことは差し控えておりまして、ヒバクシャ国際署名についても同様の対応をさせていただいたところです。また条約の締結については、国会の承認をへて内閣が行うとされており、核兵器禁止条約への署名及び批准につきましても国において検討され判断されるべきものであると考えています。

【県回答】核兵器のない世界を実現するいうことは平和を願う人類共通の願いである、この点におきまして知事も含めてまさに人類共通の願いだということはゆるぎないものです。それで署名というう形では表現してこなかった、これまでしてこなかったという点ですが決して核兵器を是認、容認するといったことでは決してないということを申し上げておきます。

【県回答】都道府県知事のレベルで署名をしておられる県知事がおられることは承知しています。一方で署名をしていないところもあると承知しています。この署名に限らずいろんな団体からいろんな活動に関しての署名がありますが、署名という形ではしていないということです。先の県議会において知事が答弁しているところですが、今後の核兵器のない世界の実現に向けて国際社会における努力と議論の進展を切に願っていると知事の言葉で述べており、この点においてゆるぎないということです。

3、消費税増税はしないように国に要望してください。　（中津川市）

【県回答】少子高齢化が進んでおりまして、社会保障制度を支える世代が減少している中で、制度

を持続可能なものにするためには、国民全体で幅広く負担する消費税を安定財源として確保することは重要な取り組みと考えております。税率引き上げは地方にとっても必要不可欠であると考えているところです。

【県回答】過去に知事も同様の答弁を議会でしており、全国知事会においても消費税についてやはりこれは避けられないという表現で過去に行った答弁と同様の考えです。

4、県庁舎整備について、規模の縮小と費用の削減を求めます。

①県庁舎建設について住民説明会を開催していただきますが、県内5カ所だけでなくさらに多くの自治体で説明会を行ない、ていねいに意見を聞いてください。

②県庁舎建設については、迎賓機能の見直しや既存のふれあい会館などの活用を検討し、規模を縮小してください。

③県庁舎建設は、本庁舎の建設だけでなく住民に一番身近な県事務所の改修や建て替えの見通しを示したうえで、進めてください。

④県債残高と今後の財政状況を勘案し、費用の削減を図ってください。　　（県委員会）

【県回答】③各県事務所・総合庁舎は県内に9つありますが、建設から概ね30年から47年経過しています。いずれの建物についても耐震基準を満たしており、今後20年から30年は使用可能と考えています。当面は維持管理、修繕を行いながら施設の長寿命化に取り組んでいきます。

【県回答】①県庁舎再整備については、有識者会議、あるいは県議会等におきまして様々な議論をいただきました。県民の皆様からもご意見をいただきながら昨年の3月に基本設計を取りまとめたところです。この基本設計、基本構想をもとに県庁舎の規模、あるいは機能、構造などを具体化すべく現在基本設計を進めているところです。基本設計の策定にあたっては、県民の皆様のご意見をいただきながらていねいな議論を進めていく必要があると考えています。基本構想策定時と同様に県議会特別委員会や有識者会議でのご議論をいただくとともに、今月に入ってから新たに県庁近隣の住民の方々への説明会あるいは県内5圏域での県民説明会の開催、県内の様々な関係団体の方の意見聴取を実施し、皆様からの幅広くご意見をいただきながら基本設計案の策定に向けて、現在検討を進めています。さらに基本設計案が取りまとまりましたら県HPに掲載するとともに県庁舎をはじめ各県事務所等でも公表し、県民の皆様から広くご意見を伺い策定後は県HPをはじめ市町村広報誌やフリペーパーも活用した周知を行うなど、引き続き県民の皆様のご意見を随時伺いながら県庁舎建設に向けた設計を進めていきたい。②新県庁舎の規模については、老朽化、狭隘化への対応や災害対策の中枢機能としての耐震性の確保など、現庁舎が抱える課題を解消し、県庁舎が備えるべき機能等を満たすための必要な面積を積み上げをしたものです。迎賓機能と言われるものはありませんが、県庁舎と同様に県が主催する行事への活用や本県を訪れる方々をお迎えする機能を設置したいと考えています。また、既存施設の活用について、岐阜総合庁舎を平成24年度で廃止し岐阜地域の現地機関を現庁舎周辺のふれあい会館等へ分散して配置していますが、分散していることによって現地機関の連携が必ずしも十分でなく、また事務スペースの狭隘化している状況もあることからふれあい会館からの移転を検討しているところです。④これまでの行財政改革の取り組みによって、臨時財政対策債を除いた県債発行残高は、平成20年度をピークに減少傾向となるなど持続可能な運営に道筋がつきつつあります。しかしながら、社会保障関係経費の微増や再整備の時期を迎える現有施設への対応など、構造的に経費が増加する課題を抱えていることから、引き続き節度を保った財政運営を行っていく必要があると考えています。新庁舎の建設については、県庁舎が抱える課題を解消し県庁舎が備えるべき機能等を満たすための必要面積を積み上げたものです。建設費用の抑制については、現在進めている設計のなかで精査し、可能な限りコスト縮減に努めていきたいと考えています。引き続き、皆様からのご意見をいただきながら設計を進めていきたいと考えています。

【県回答】今現在考えておりますこの現庁舎と同様に、県が主催する行事への活用や本県を訪れる方々をお迎えする機能を設置していきたいという考えは変わっておりません。表現で基本構想の中で迎賓機能と書かれていたこと、この部分についてはご意見もありますしやや誤解を招きということで基本設計では応接室という機能、会議室ということで統一させていただきたいと思っています。

5、地方税の税金滞納者に対して、納税者の生活が維持できないような年金や給料の差し押さえをやめてください。（岐阜市）

【県回答】税の滞納にあたりましては、督促や差し押さえの予告など複数回にわたり納税を催告するとともに納税者の個別的、具体的な事情にできる限り配慮するために、積極的に納税相談の機会を設けるなど、納税者の生活が維持できるようきめ細かくていねいに対応することとしています。一括納付が困難な場合には個別の事情に応じた分割納付するなど柔軟な対応に努めています。しかしながら、そもそも納税相談に応じないであったりとか相談時の約束を履行されないなど誠実に対応されないような場合には、期限内に納めていただいた大多数の納税者との公平を図るため、法令の定める手続きにしたがい差し押さえを実施しています。今後も滞納者やその家族の最低限度の生活保障等の社会的配慮から一定の財産について差し押さえが禁じられているなどの趣旨をふまえて適切に対応していきます。

6、歴史的価値の高い旧岐阜県総合庁舎について、利用方針を早急に決めてください。（岐阜市）

【県回答】旧岐阜総合庁舎ですが、これについては他県における旧県庁舎の活用事例等を参考にしながら、歴史的文化的な価値がある建物にふさわしい活用方法を検討したいと考えています。また、近くのみんなの森メディアコスモスや現在建設計画が進められている岐阜市の新庁舎との周辺施設との関係や県の他の事業との財政状況等も考慮しながら十分に検討していきます。

【県回答】旧県庁舎の歴史的な価値と文化的な価値を十分認識しています。移転がありました時には全部取り壊してしまうということも案としてあったのですが、専門家の方も含めて様々な保存してほしいというご意見をふまえてあのような形、前側だけ残っていますがあそこはご承知の通り、一番古く大正13年に造ったもので現存する旧県庁舎では、一番古いもので石川旧県庁舎と同じ時期にできています。今後の活用を考えていますが他県の活用方法等も見たり調査したりということで、そのうえで最もふさわしい活用の仕方というものを考えていきたいと思っております。具体的に期限をいつまでにということは今のところ切っていません。

7、県職員の公共交通利用拡大のため、JR西岐阜駅と県庁、ふれあい会館を結ぶバス路線の拡充を図ってください。（岐阜バスや西岐阜くるくるバス等の拡充と西鏡島、市橋小学校、西岐阜北口止まりの岐阜バスの県庁、ふれあい会館までの延長等）（岐阜市）

【県回答】現在、多くの職員が子どもの送迎あるいはカイコで、公共交通機関は遠回りで非効率になるなどの理由から自家用車によって通勤しています。また、県内の交通事情等から出張に自家用車等を使用することも多くございます。こうした状況のなかで県職員の公共交通の利用拡大、自転車の利用促進について職員の意見もふまえながら費用対効果、採算性、出張等業務への影響など幅広い検討が必要であると考えているところです。

8、県職員の通勤に安全な自転車利用促進のため、自転車専用道路のネット網を作ってください。JR西岐阜駅と県庁の駐輪場の拡張もしてください。（岐阜市）

【県回答】7と同じ。

9、JR岐阜駅へのエレベーター設置をJR当局へ強く働きかけるとともに、構内に設置すべきエレベーターについて、財政助成を行ってください。（岐阜市）

【県回答】（都市建築部）県においては、駅等のバリアフリー化の推進について従前から鉄道事業者・JR東海へ繰り返し要望しています。特にその結果、国が示しています一日利用者数3000人の駅について概ねバリアフリー化が進んだところで、残るところ岐阜駅となっています。JR岐阜駅

については、現在JR東海と岐阜市で話が進められているところで、かなり前向きに進んでいることを伺っています。ある程度協議が進み整いましたら県の補助制度もありますので対象になるとか、そのあたりも含めて支援を検討させていただくということになります。

10、岐阜市が県より取得した旧岐阜県総合庁舎跡地（司町・メディアコスモス駐車場用地）の土壌汚染対策の費用を負担してください。（岐阜市）

【県回答】ヒ素のあることを知っていたかということですが、当時建物を解体する時に岐阜市の環境部局の指導を受けながら土壌調査をやっています。その中でヒ素を調査することは岐阜市から指導はありませんでした。法令上、ヒ素の調査の必要はないということでやっておらないということですが、ヒ素があるかどうかということは、その当時承知していないという状況です。道義的責任ということでしたが、解体の経緯については堀田さんが言われた通りです。岐阜市がメディアコスモスをつくるということで駐車場が足りない、また市役所もつくるということで駐車場が欲しい、場所を確保したいと岐阜市の方から強く売ってほしいと要望があり、将来の旧県庁舎の活用をできるスペースを残して岐阜市に売却したということです。そういう意味では岐阜市とお互いに交渉したうえで売買したということです。

【県回答】県としては、岐阜市との土地売買契約書第8条の規定に基づき対処しています。

11、性的マイノリティに配慮し、県の公文書において不必要な性別欄を撤廃してください。（県委員会）

【県回答】（環境生活部）県庁内において部局横断的に構成する岐阜県人権施策推進協議会などの場を通じて性別欄に設ける合理的な理由がない場合においては、欄を設けないよう配慮することを周知しているところです。引き続き、機会をとらえて周知の徹底を図っていきます。また、仮に区分が必要な場合においても、性別マイノリティの方に配慮した方法としてどのような方法がよいか、全国の他の自治体の事例を情報収集し、関係者の意見を伺いながら研究してまいります。

12、同性カップルでも婚姻とみなし認定する制度を創設してください（渋谷区・伊賀市などのように）。（県委員会）

【県回答】（環境生活部）同性カップルでの婚姻とみなし認定する制度の創設について、それぞれの地域の実情において市町村が検討されるものと考えます。県としては同性愛者を含む性自認、性的指向の多様性について広く県民に正しい知識を理解いただくよう、引き続き各種啓発事業に取り組んでまいります。

【危機管理部】

13、高浜原発1号機・2号機は、運転開始からすでに40年を超えた老朽原発です。しかし、原子力規制委員会は、高浜1号機・2号機が新規制基準を満たしていると判断し、審査合格を示す許可を関西電力に出しました。この老朽原発は福井県の西端にあり、岐阜県はその風下にあるため、ひとたび事故が起きれば甚大な被害を受けることは明らかです。関係機関に再稼働停止を求めてください。また、原子力発電所の再稼働中止を国に求めてください（県委員会）（岐阜市）

【県回答】県境から約71キロに所在する高浜原子力発電所1、2号機については、関西電力が国から法で定める運転期間である40年をこえて運転しても良いという認可を受け、現在安全対策工事を行っており、今後国の検査等を経て再稼働をする予定であることは県も承知しています。原子力発電所の再稼働については、国のエネルギー基本計画において原子力規制委員会による世界で最も厳しい基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働をすすめる、その際国も前面に立ち立地自治体と関係者の理解と協力を得るよう取り組むというふうにされています。これに対し、県としては再稼働に関し協力を得るべき立地自治体等との範囲やどのような手続きで関係者の理解や協力を得ていく中で具体的なプロセスが明確に示さ

れていないことを強く指摘し、これらを明確にしたうえで国や影響が予想される自治体に対して、原子力発電所の安全性やエネルギー政策上の必要性について、国がていねいに説明すべきであるというふうに申し上げています。また事業者である関西電力に対し、安全第一で取り組むよう繰り返し要請してきているところです。適宜、適切に国や事業者等に対し意見を申し上げていきます。

14、原子力事故における避難計画の策定を急ぎ、市町村と連携し、住民説明会を開催するようにしてください。（岐阜市）

【県回答】原子力施設から概ね30キロ以内に所在する地域を含む自治体と県が定める対策強化地域の25市町のうち、24年度の公表した放射性物質拡散シュミレーションで実効線量が年間100ミリシーベルト以上となった3市町については、無用な被爆を避けるため1週間以内にその場所を離れる、いわゆる一時移転の指示が出される可能性が否定できないというふうに考えておりまして避難計画を策定してもらっています。それから実効線量が年間20～100ミリシーベルトとなる可能性のある地域においては、一時移転の指示が出される可能性はより低くなるものの屋内退避等の何らかの保護措置が実施される可能性が否定できないことから、万が一に備えて関係市町が連携して一時移転への対応を含めましてこの地域の防護対策のあり方について検討しているところです。住民説明会の開催については、市町村から要望がありましたら調整を行い市町による計画の説明に加えまして、県の原子力防災対策も併せて説明していきたいと考えております。

【県回答】ご要望として承っておきます。岐阜市における説明会ですが、昨年度、それからその前も、順次説明会を岐阜市主催でやっておられます。本日そのようなご要望があったということは岐阜市にもお伝えし、実現するように助言していきたいと思っています。

【環境生活部】

15、原発の使用済み核燃料の再処理で出る高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定をめぐって国は、調査対象となりうる地域を示した初の全国地図を公表しました。地震・火山大国の日本で長期間・安全な状態を保つ場所を見つけるのは困難と指摘されています。高レベル放射性廃棄物の持ち込みに反対し、瑞浪超深地層研究所はただちに閉鎖するように国と関係機関に求めてください。（瑞浪市）

【県回答】従前から本県は、高レベル放射性廃棄物の最終処分地を受け入れる考えがないことを表明しています。今般、科学的特性マップが公表されましたがこの考えに全く変わりはありません。瑞浪超深地層研究所については、平成31年度末までに研究の進捗状況とを確認し、跡利用検討委員会での議論をふまえ、瑞浪市との土地賃貸借期間の終了となる平成34年1月までに埋め

戻しができるようにとの前提で考え、坑道埋め戻しなどその後の進め方について決定すると日本原子力研究開発機構が中長期計画のなかで明らかにしています。また、平成27年8月21日に行われた瑞浪超深地層研究所跡利用検討委員会では、瑞浪市長の埋め戻しをして返還してもらうのがよいとの発言がありました。県としては、日本原子力研究開発機構が瑞浪市との土地賃貸借期間終了まで埋め戻しができるよう瑞浪市と連絡調整を図ってまいります。

16、ごみ焼却施設の排ガス規制について、ダイオキシンの規制基準を強化するよう国に求めてください。現在の基準は、20年前に作られたものであり、焼却炉の性能も格段に良くなっており、規制の強化は可能です。（高山市）

【県回答】県ではダイオキシン類対策特別措置法にもとづき、一般大気中のダイオキシン類濃度を測定していますが環境基準0．6pg-TEQを超過したことはありません。環境基準は人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準であり、この基準を目標に排出への対策等が行わ

れていることにかんがみ、県内の大気中のダイオキシン類が環境基準に適応している現状において、排出基準を強化する必要まではないと考えていますが、今後も継続して監視を行いその状況を把握していきます。

【県回答】高山市でも測定しておりまして、平成28年度の値ですと0．0099ピコグラムで環境基準値を下回っている状況ですので規制が必要であるかというと一般的な議論としては必要ないだろうと判断しています。当然毎年測って環境中の濃度を確認していきたいということです。焼却のタイミングとかになりますと、環境基準を下回っている状況のなかではそういうふうに考えているということです。

【県回答】年1回の測定でということですが、ダイオキシンが生成するにおいては塩素の入ったものを燃やすことでダイオキシンが排出されるという状況です。そうしたなか800度で2秒以上燃やし速やかに冷やす、また炉内の一酸化炭素を測る等によりダイオキシンの生成を除外するということです。そうしたものを確認するため年1回の測定をしている状況です。そうしたことでダイオキシンの発生を抑制しているわけです。燃やす物等についても県として技術的助言をすることがあればしていきたいと思いますが、測定についてはそのような状況です。

17、ごみ焼却施設の排ガス規制について、来年度から水銀が加わり6項目となります。しかし、ヨーロッパでは排ガス中の重金属類等の規制対象項目は、12種類となっているといわれています。早急にヨーロッパ並みに有害物質の排ガス規制を強化する措置を国に求めてください。

（高山市）

【県回答】大気汚染防止法第2条第13項で継続的に摂取される場合には、人の健康を損なう恐れのある物質で大気の汚染の原因となるものとして有害大気汚染物質が定義されており、この有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質として、国の中央環境審議会答申で248物質がリスト化されています。このうち23物質については優先取り組み物質として大気かくはん中の濃度として全国でもモニタリングが実施されており、岐阜県においてもその調査が実施されています。国においては、これらのモニタリング調査等により排出量や大気環境濃度等を継続的に検証、評価し有害排気汚染物質の排出対策を推進しているところです。国の取り組みを重視しつつ、国と連携して対応してまいります。

【県回答】県で調査というよりもそれぞれ焼却しているところで、一般廃棄物ですとそういうところで自分たちでばいじん及び焼却灰からもダイオキシンの量など測り、その報告をいただいています。

【県回答】検査にあたっては当然検査機関の証明書がついてきますので、その辺でしっかりやっているのか確認しています。調査結果については、すべて公表しておりますのでその辺で対応を見てということです。

18、岐阜市百々ヶ峰内の東海自然歩道は木製の階段が朽ちて危険な状態となっています。また段差が大きく歩きづらいため脇道までできるようになっています。山を荒らさないためにも、歩きやすく安全な登山道に整備してください。（岐阜市）

【県回答】岐阜市の百々ヶ峰地内の東海自然歩道については、昨年度に続いて今年度も危険な箇所を優先して補修してまいります。

【健康福祉部】

19、国民健康保険の都道府県単一化が平成30年度から始まりますが、保険料を算定するに当たり、保険料の値上げをしないこと。また保険料の軽減策として、県独自の補助金を拡大してください。（岐阜市）

【県回答】制度改革後の平成30年度以降においても保険料率の決定、保険料の賦課、徴収の業務は、引き続き市町村が行う。業務は市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す市町村の標

準保険料率を示すこととされているが、これは市町村が参考にするもの。各市町村の実際の保険料率は、地域の実情に応じて改革後も引き続き市町村が自ら決定するもの。また、県では国保財政の安定化を図ることなどを、目的に市町村保険者間の財政力の不均衡、調整であるとか市町村の低所得者の受け入れ軽減の助成、また市町村の医療費窓口負担の支援など平成29年度当初予算のベースで約191億円の県費を計上している。しかしながら県の財政状況ではこれ以上の県負担の拡大は困難である。なお、国による国保の財政基盤強化のための措置として、平成27年度から約1700億円、平成30年度からさらに約1700億円と毎年約3400億円の財政支援の拡充が行われる予定。県として今回行われる拡充策にとどまることなく、将来にわたって持続可能な制度として、安定的に国保制度が運営していけるようさらなる拡充を国に求めていきます。

【県回答】資格証明書の関係ですが、国保制度改革においてもその考えは基本的に変わりません。住民に身近な資格証明書とか、保険料の減免関係の事務は引き続き市町村が担います。国の制度改革があったから変わるものではありません。従来から市町村に対し納付相談の機会等も十分設けて滞納者の状況、事情をよく把握して適切な対応をしていただきたいと実地指導の場とかでお願いしています。引き続き、同じような形で、その辺のスタンスは変わりませんのでその方向でやっていきます。

20、国保の都道府県単位化が来年度から導入されますが、国保加入者は所得が低い人が多く、現在でも保険料の支払いは限界を超えています。新制度で保険料が引き上がらないように、補助額を増やし、国・県として対策を講じてください。（各務原市）

【県回答】19と同回答。

【県回答】収納率の向上について。保険者努力支援制度は30年から収納率のインセンティブということで収納率が上がればそれを評価して交付金として収入が増やす仕組みです。保険者支援制度がすでに28年度から前倒しで特別調整交付金の一つのメニュとして行われていますが引き続きあるのではないかと思います。国保財政の市町村においても健全な持続可能な制度としていくためには収納率の向上は大きな目標です。結果的に収納率が向上すれば国保収入が増え最終的には被保険者の保険料を下げることにつながっていきます。ペナルティはなく努力した市町村に対しそういうインセンティブの仕組みとして制度化され、健全な国保会計の財政の運営のため、そちらの方向も努力していく、これまでもそうですし今後も変わらないと思います。

生活困窮者に対する保険料減免、77条の話ですが手元に細かい基準等の資料がないので即答できませんがそれも対象になるのではと思っています。

県費について、先ほど回答していますが、県は市町村の財政力の不均衡の調整、財政調整交付金での調整だとか市町村の低所得者保険料軽減措置の助成とか、80歳前の高額医療費に関する市町村共同事業の助成とか様々な補助金、トータルで191億円と平成29年度当初予算ベースで県費を計上しています。これ以上の拡充は難しい。今回の国保改革の目的のなかに医療費の削減もありますが、そもそも国保は将来にわたって持続可能な制度としていくために、財政基盤は拡充しなければならいないということで国は1700億円、さらに1700億円の財政拡充の支援を約束しています。県はこれで将来にわたって十分なのか、引き続き全国知事会を通じてさらなる国による負担の拡充を要望していきます。

（法定外の繰り入れについて）191億円+αして拡充することは県の財政状況上なかなか厳しい。

（上げないという決意は）今回の国保制度改革に伴って、納付金として各市町村から納めてもらうわけですが、持っていただかなければならない保険料総額は、単位化するだけの話であって変わらない、市町村の分担の仕方が変わるだけで、トータルの数字が増えるわけではない。交付金の拡充によって全体的には下がるわけですが、どうしてもデコボコがありあがる市町村もあれば下がる市町村もある。これによって上がってしまう市町村に対しては別途、激変緩和措置ということ

で一定のラインまでしか上がらない制度がありますので、激変緩和の仕組みなど市町村とよく議論して検討していきます。

21、国保料で子どもの均等割りが賦課されています。明らかに稼働所得のない子どもに保険料が賦課されていることは、子育て支援に逆行しているといわざるを得ません。子どもの均等割りの廃止を国に求めると同時に、県として軽減や廃止を実施されたい。その場合の財政措置を行ってください。（各務原市）

【県回答】子どもにかかる均等割保険料の賦課については、医療保険制度間の公平と財政基盤の強化を図るため、均等割保険料軽減措置を導入するよう全国知事会において47都道府県の総意として国に対し要望を行っている。また、県では市町村の低所得者保険料軽減措置に対し、今年度保険基盤安定負担金として約63億6千万円を市町村に交付予定。それ以上の独自の軽減措置については現在の県の財政状況では困難です。

22、国民健康保険の都道府県化が始まります。国保は自営業や農業、年金者、非正規労働者など社会的弱者が加入しています。高すぎる保険料が生活を圧迫しています。県から法定外繰り入れをして高すぎる保険料を引き下げてください。

岐阜県は広域化の内容がいまだに市町村に示されていません。市町村事務が十分検討できるように早く示されたい。（中津川市）

【県回答】前段の法定外繰入で高すぎる保険料を引き下げよに関しては19と同回答。また、制度改革後の平成30年度以降においても市町村は地域住民との身近な関係の下で被保険者の資格管理や保険の給付、健康診査など地域におけるきめ細かな事業を引き続き行います。県と市町村が適切な役割分担の下で国保の運営を担っていきます。制度改革後の国保の運営に向けての諸課題について岐阜県国民健康保険対策検討会において市町村とともに検討を行っています。

23、国保料に関して以下の要望を行います。

①払える保険料にするため、国庫負担金を増やすよう国へ要求してください。

②生活保護基準以下の生活状態にある国保加入者については、生活保護受給の有無にかかわらず、保険料の免除を求めます。国保加入者の平均所得は被用者保険に比べてかなり低い水準です。生活保護基準以下の生活状態にある人もいますが、保険料の法定減免制度では、応益負担の最大 7 割軽減です。税は収入がなければ非課税ですが、国保は無収入でも保険料を納めなければなりません。せめて生活保護基準以下の生活状態にある国保加入者については、国保料は免除されるべきです。

③子育て支援の観点から、子どもに係る均等割保険料の軽減措置の実施を求めます。

（大垣市）

【県回答】19で説明した通り、国による国保の財政基盤強化の措置として、平成27年度から約1700億円、平成30年度からさらに約1700億円、毎年約3400億円の財政支援の拡充が行われる予定。県としてはこの拡充策にとどまることなく、さらなる支援の拡充を国に求めます。②は、低所得者世帯など保険料納付が困難な世帯に対する救済措置として、国の制度として全国一律に行う保険料の軽減措置とは別に、国民健康保険法77条の規定に基づく減免制度があります。保険者が条例又は規約に定めるところにより、特別な理由があるものに対し、保険料を減免し、またはその徴収を猶予することができるとされています。市町村ではこの国が示す国民健康保険条例参考例を参考に特別な理由について災害等により生活が著しく困難になったもの、またこれに準ずると認められたものなどを条例で定め、該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料減免をすることが可能です。県は今後も市町村職員に対する研修とか現地指導の機会をとらえて保険料減免制度の広報や企画内容について助言します。

24、国民健康保険の広域化で県の各自治体への試算状況や速やかな情報提供と県単での市町

村への負担金額の根拠を示してください。　（養老町）

【県回答】平成28年度に行った国保事業費納付金等の試算の結果については、その前提条件を付すなど県民の混乱を招かないよう配慮した形で県国保運営協議会に提示し、県HPに掲載しています。現在行っている試算の結果についても同様に情報提供していきます。また、各市町村の納付金額の算定目標については各市町村に対し、情報提供していきたいと考えています。

25、国保への県支出金を増額してください。

山県市では全国の実態にもれず、国保の加入者は年金暮らしや低所得者、零細自営業者がほとんどの構成を占めており、世帯の4割が国保加入者です。現状は世帯当たり年間20万円を超す国保税が生活に重くのしかかっています。国保税を抑えるための山県市の一般財源からの法定外繰入は2億3千万円～6千万円、一世帯当たり59000円強になっています。こうした国保財政の現状を維持改善し、国保税をさらに引き下げるために、27年度1億8300万円から暦年2億円前後の県支出金を、当面2倍程度に大幅増額を行ってください。　（山県市）

【県回答】19と同回答

【県回答】今の状況ではこれ以上の拡充は厳しいです。ほんらい社会保障制度であり、国の負担を求めていくことが必要ではないかと思っています。引き続きやっていきます。

26、国保制度改革における国の低所得者対策の強化のための財政支援について

輪之内町では平成28年6月の条例改正で、国保税は一人当たり10万1932円から11万5516円へと前年比13．3％の大幅な増税が行われました。これは28年度予算策定時点において、歳出見込み額に対して歳入見込み額が少ないとして、その不足分を増税で賄おうとしたものです。

国は平成27年度から低所得者対策強化のために約1700億円の財政支援を行っています。この財政支援は毎年行われるもので、平成30年度からは3400億円になるということです。

平成28年6月の一般質問で、「この国の財政支援は当町でいくらになっているか」と質したところ町長は、「平成27年度は『保険基盤安定繰入金』は、4420万円7千円であり、当初予算の2700万円より多くなっている」と答えました。

ところが平成28年6月に開催された国保運営協議会に提出された資料を見ると、平成28年度当初予算には、「保険基盤安定繰入金」は相変わらず2700万円しか計上していません。そのうえで財源が不足するとして前述の13．3％もの増税を行ったのです。この資料で、国保税税収のH27決算見込み額は2億3380万円に対して増税後の H28税収予算額は2億4133万円であり、「保険基盤安定繰入金」をH27決算見込み額と同額（4420万7千円）を計上していたなら増税の必要はまったくありませんでした。

そして今年6月の国保運営協議会に提出された資料では、平成28年度決算見込みで、「保険基盤安定繰入金」は4945万3千円、国保税収入は2億5700万円にもなり、結局翌年度への繰入金は1億2300万円にもなってしまいました。にもかかわらず、さらに平成29年度当初予算では「保険基盤安定繰入金」は相変わらず2900万円しか計上されていません。

国が低所得者対策の強化のために行っている財政支援は、確実に予算に反映させて低所得者の負担軽減に繋がるようにしなければならないと思いますが、県は各自治体に対しどのように助言されているのでしょうか。　（輪之内町）

【県回答】当初の予算編成にあたっては、留意事項を定めた厚生労働省の通知に従い適正な所要額を見込むよう助言として通知しています。保険基盤安定金繰り入れについては、前年度の保険料軽減相当額を基準として算定した額を当初予算に計上することとされています。今後は市町村職員に対する現地指導など様々な機会において、適正な所要額を見込むよう助言していきます。

【県回答】国から12月27日付で「平成29年度国民健康保険保険者の予算編成にあたっての留意

事項について」という通知文書が出されている。ここで様々な国からの交付金をどのように見込んだらいいのか、概ねの計算方法と見込み方が示されています。県は通常各市町村に対し通知を出し、それを受けてやってもらう形になっている。個別の市町村すべての予算科目、どの科目にいくら見込んでいるのか、具体的にどうするか、そこまでは物理的に介入することはできません。全体的に通知に従がって予算を見込んでくださいと通知は出しています。今回、輪之内町に事前に確認したが、過去の見込み方は過去5年間の平均額を見込んでいるという話でした。低所得者の数とかある程度確定的な数字は去年の実績で分かりますので、30年度以降はそういった実績をふまえた額で当初見込んでいきたい。当然、保険料にも影響してきますので、基本的に実績をふまえて来年度に見込んでいくことです。

27、公的病院・医療を守り、国・地方自治体・医療機関・開業医の連携強化により、地域医療の充実を図ってください。（県委員会）

【県回答】県では将来の医療需要をふまえた医療提供体制の構築を促進するために、地域医療構想を平成28年1月に策定した。この地域医療構想の実現に向けて、各医療機関の自主的な取り組みを基本として病床機能分化、連携、在宅医療の推進などにより効率的で質の高い医療提供体制が、構築されるよう各医療機関などを支援していきます。

28、坂下病院の病床199床を32年度には50床（療養病床）に削減する計画を決定し、すすめています。医師不足により、病院経営は赤字となり、「せめて肺炎や骨折、白内障などの入院病床を確保してほしい」という住民の切実な願いを切り捨てる結果となります。地域医療新センターが設置され、地域偏在の解消に取り組んでおられます。現在医学部の地域枠増員の研修医が20数人おられるが、その方々が医師の選択により、岐阜医療圏のみで研修されているとの事です。最も医師不足で困難を抱えている東濃・飛騨地域は、病院の診療所化やベッド削減に追い込まれています。医師は増えても地域偏在は解消されていません。解消できるシステムをつくり、新たに地域枠偏在を解決されたい。（中津川市）

【県回答】本県では岐阜大学医学部地域枠の設定や医学生修学資金による医師確保に取り組んでいます。医師総数は増加傾向にありますが、修学資金貸与を受けた医師など若手医師の勤務地は岐阜医療圏内の医療機関に集中する傾向があり、医師の地域偏在にも対応が必要であると考えています。このため今年度、修学資金の見直しをおこない、岐阜圏域以外のへき地等の医療機関や特別診療科に勤務した場合の業務従事期間を短縮できる制度や岐阜圏域以外での勤務期間を倍にするための見直しを行ったところです。さらに現在、地域枠入学者を対象とした修学資金について医師不足僻地への勤務を要件とすることについて検討を進めており、医師の偏在対策に取り組んでいます。

【県回答】修学資金の見直しの関係ですが、もともと修学資金は平成20年に岐阜大学の医学部の定員の増とあわせてつくりました。その当時は、2年間の初期研修を終えて、そのあと県内で9年間勤務していただくわけですが、その3分の2である6年間は知事の指定する医療機関で勤務するということで始まりました。その後、6年間のうち半分は、岐阜医療圏以外に勤務するというように変遷してきています。地域枠ができて一番最初に修学資金を終わった人というのは卒業して2年間臨床研修を受けて働き始めて2年目ということで、岐阜医療圏以外で3年間勤務するという状況です。そういった中で総数は増えてもまだまだ地域偏在があるので、とくに岐阜医療圏以外に医師を配置する取り組みとして、29年の4月から岐阜医療圏以外のへき地等の医療機関に2年間勤務していただく、あるいは岐阜医療圏以外の医師不足診療科、救急、産婦人科、小児科などに5年間勤務したら義務年限が1年短縮するということで、そういう方向に誘引するような見直しをしたわけですが、それでも今後のことを考えるとまだまだ十分でないのではないかという見直しを検討しています。基本的には岐阜医療圏とそれ以外の医療圏との格差を解消するのが重要なポイントですので返還免除の要件を見直して、基本的には岐阜医療圏以外の勤務する期

間を延長する、さらに岐阜医療圏以外のところで働いても大きな病院ばかりですとへき地の診療所や中小規模の病院にとっては医師不足の解消にはなりませんので、岐阜医療圏以外の特に医師不足の地域の中小規模の病院だとか、へき地診療所に勤務していただくようなことを返還免除とするような制度ができないかということを検討しているところです。

29、地域医療構想による医療計画では病床を大幅に削減されます。その受け皿として地域包括ケアシステムで対応することになっています。在宅医療は地域医師会を中心に構築されることになっていますが、現状ではどうなっていますか。中津川市では、すでに病床削減が進められている中、地域の開業医の協力が困難と聞きます。県として対策・支援をお願いしたい。

（中津川市）

【県回答】在宅医療を推進していくうえで、介護など多職種との連携が非常に重要になります。現在、県内22すべての地域医師会において市町村や介護関係者等との連携、共同し地域の課題の調整やその対応等の検討等が行われている。県でのこれらの地域の在宅医療提供体制の整備に関し財政的支援を行っています。また、医療機関には仮ですが医療機関同士の連携や在宅医療を支える訪問看護の充実等の支援を行っています。今後も広域的な対策が必要な場合など県医師会等関係団体と連携しつつ、市町村を支援していきます。

30、県内の看護大学や各大学の看護学科の卒業生の県内就職率を上昇させる仕組みをつくり、看護師不足を少しでも解消してください。（羽島市）

【県回答】県内の大学及び短期大学における看護学生の県内定着及び離職防止のための取り組みに助成を行い、県内の就業促進や新卒者の離職防止を図ることで看護師確保に努めております。また、県内の医療機関等に就業していただくためには各医療機関等の魅力を発信していただく必要があり、それぞれがHP等を活用しまして魅力発信に努めていただいております。県においても、HP等を活用して県内医療機関等の魅力発信に努めていきます。

31、国保上矢作病院が地域医療を守り推進していくために、県の支援策を求めます。

今まで果たしてきた役割と今後担うべき役割と課題を十分理解され、国の医療政策・計画の一律の適用ではなく、地域の課題として県の施策の十分な検討を望みます。（恵那市）

【県回答】現在、へき地診療に対する自治医科大学の卒業医師の派遣やへき地医療拠点病院がおこなうへき地医療支援事業の経費の一部を補助するなど、へき地診療所等の運営を支援しているところです。引き続き、へき地診療所等の医師確保が図られるよう努めます。

32、国保診療所への支援策を強化してください。

高山市は日本一広大な地域であり、合併前の旧町村地域に7つの国保診療所があります。これらの診療所は地域住民の命と健康を守るうえでなくてはならない存在となっています。

（高山市）

【県回答】国保診療所の支援強化は、現在、診療所に対し自治医科大学卒の医師の派遣やへき地医療拠点病院が医師を診療所に派遣する場合の経費の一部を補助するなど、へき地診療所の運営を支援しています。引き続き、へき地診療所の医師確保が図られるよう努めています。

【県回答】人的な面では、自治医科大学を卒業し、基本的にはへき地診療所に勤務ということで現在高山市に対し、久々野と清見に2名の派遣しています。へき地診療所の施設設備整備ということでへき地診療所のなかで医療機器等の設備が必要な場合、それに対する補助制度を設けており、平成28年度は清見、荘川、栃尾、久々野の診療所に対し、補助しています。また、医療従事者の移動手段として、へき地では先生が色々なところに車で出かけてますが、その移動手段として車にかかる経費に対し補助制度を28年度ですと清見に補助しています。医師住宅ですとへき地医療拠点病院には医師住宅の建設整備に対する補助がありますが、へき地診療所については一度確認して回答します。

33、子どもの医療費は県内のほとんどの市町村が中学校卒業まで無料化しています。岐阜県とし

て中学校卒業まで医療費無料化を実施してください。乳幼児医療費無料化に対するペナルティをやめるように国に要望してください。　（岐阜市）（中津川市）（笠松町）

【県回答】子どもの医療費の無料化については、少子化対策、子育て支援の観点から有効な対策の一つであり、市町村が独自に実施している子どもの医療費の助成については、他の施策とのバランスや優先度を考慮したうえで各市町村の自主的な施策が実施されるものであり、尊重すべきあると考えます。一方で、県の助成制度は現物給付を原則としており、保護者の所得制限や医療機関窓口における一部負担金を導入していないなど、全国的にも上位の水準であると考えております。今後も県の助成制度を持続可能な制度として維持していく観点から助成制度の拡充については県の財政状況をふまえ慎重に見定めたいと考えます。乳児医療費無料化に対するペナルティである国の地方公共団体が独自に行う子ども医療費にかかる国民健康保険の国庫負担金の減額措置については、自治体の少子化対策の取り組みを支援する観点から平成30年度から未就学児までを対象にしないことになった。県として、未就学児を対象とした子ども医療費だけではなく、地方自治体が独自に実施しているすべての助成制度に対する国民健康保険の国庫負担金の減額措置を行わないよう国に対して要望します。

34、乳幼児保育特別対策事業費補助金については、アクションプラン実施前の補助内容に戻し岐阜市への補助金を復活してください。　（岐阜市）

【県回答】当該の補助事業は、多様化する保育ニーズに柔軟に対応するため認可保育所の補完的な機能を果たす認可外保育所を対象に財政支援を行うものであり、具体的には市町村が乳児保育または延長保育を委託または補助により実施する場合にその経費の2分の1を助成するものです。児童福祉法上、中核市は認可外保育施設に関する事務について県と同様の権限をもっており県と何らかわるものではありません。補助金の見直しについては、同等の立場の者が同等の立場の者に補助を行うことが適切であるのかという論点をふまえて決定したものです。現時点においてこの判断を変更する制度改正等もないことから、県が岐阜市に対して財政的な支援を実施する予定はありません。

35、医療費の負担が増す高齢者いじめの後期高齢者医療制度の廃止を国に求め、県として高齢者の医療費助成制度（当面、対象年齢は75歳以上）を実施してください。　（県委員会）

【県回答】開始から9年を経過しており、国制度として定着しています。現行制度を廃止するよりも医療費負担の見直しなど必要な改善を行いながら、制度の安定的な運営が図られるようにしていくべきではないかと考えます。

36、後期高齢者医療保険料の減免制度を創設してください。　（岐阜市）

【県回答】高齢者の医療費確保に関する法律において、後期高齢者医療広域連合は条例に定めるところにより特別な理由があるものに対し、保険料を減免し、またその徴収を猶予できるとされています。これを受けて、岐阜県後期高齢者医療広域連合の条例において、災害であるとか被保険者の世帯主が死亡したとか、こういう特別な事情がある場合、5項目について減免の規定が受けられます。また、これらの減免のほかに、所得に応じて保険料の軽減措置もあり、被保険者の6割以上の方が軽減措置の対象となっています。

37、希望者全員が入所できるような計画を立て、特別養護老人ホームをはじめ、多様な介護施設を計画的に充実させてください。　（県委員会）

【県回答】特別養護老人ホーム等の介護施設は、介護保険を運営する市町村等で見込んだ整備数を岐阜県高齢者安心計画に位置付け、計画的な整備を進めていきます。県では整備促進のため、引き続きこれらの施設の施設整備等に対する支援を行う予定です。現在、平成30年度からスタートする第7期高齢者安心計画を適切に策定するため、現在市町村等との協議を進めています。

38、特養の待機者は中津川市では約600人もおられます。介護施設が不足しています。今後高

齢化は加速します。このままでは介護のために仕事を辞めなければならない方が増えるばかりです。現在では有料老人ホームや介護付き住宅など高額なため、高額所得者しか入所できない施設が増えていますが、低所得者が入所できる、低額な特別養護老人ホームを多く、増設してください。（中津川市）

【県回答】県では高齢者安心計画に位置付けられた介護施設の整備計画の適切な進捗を支援するため、施設整備業務に対する補助を行っているところです。中津川市においては、当該補助金活用により特別養護老人ホームについて、平成29年度に20床の増床を予定されています。あわせて2020年代初頭までの介護離職ゼロに向け、高齢者安心計画で定めた見込み量以上の整備を積極的に推進するよう市町村等にも働きかけています。

39、国民年金で入所・利用できる特養施設を特に農村部に造れるよう支援してください。

老々介護、認々介護の世帯や、独居世帯が増加しています。国民年金者や低年金者の多い中山間の農村部に国民年金程度の収入でも利用できる特別養護老人ホームを増設してください。低所得高齢者用に利用できる建設費補助を増やしてください。（下呂市）

【県回答】介護施設の入所にかかる費用は、介護サービス利用料を除き、各施設で設定しています。施設整備費は、居住費、手洗いの料金設定に反映されることとなりますが、県の施設整備にかかる補助単価は、各都道府県の平均単価とほぼ同額を維持しており、居住費低減に資する効果的な補助制度の維持に努めているところです。現在は、来年度からスタートする計画策定に向け、各市町村に対し整備計画の協議をおこなっているところです。下呂市をはじめ県内市町村等に対し積極的な整備及び補助制度の活用の働きかけを行っていきます。

40、値上げが繰り返し行われてきた介護保険料は、高齢者の暮らしを直撃し、利用料の負担が重く、介護保険の利用制限が進んでいます。保険料・利用料の負担軽減のための助成を実施してください。（県委員会）

【県回答】介護保険については、高齢化にともなう要介護者の増加等のため、ある程度の上昇はやむを得ないと考えています。また、介護保険は国民の共同連帯の理念のもと、国・県・市町村・被保険者の負担割合が定められています。現在、保健医療については低所得者に対し、公費による保険料軽減措置がとられています。これ以上の保険料を公費で軽減することは困難です。また、利用料の負担軽減については、利用者負担が著しく高額とならないよう一定額を超える場合は、払い戻され、さらに低所得者に対して上限額が軽減されているほか、施設サービス、短期入所サービスの食費等の居住費負担限度額が設定され、限度額を超える部分は現物給付される制度もあります。

41、DV・性暴力の被害の防止、被害者の保障と支援を充実させてください。（県委員会）

【県回答】DV被害については、平成26年3月に策定した新たなDV防止基本計画にそって暴力を許さない社会づくり、安心して相談できる体制づくり、安全が保障される保護体制づくり、実効性のある自立支援体制づくり、被害者支援のための体制づくりの5本の施策の柱として取り組んでいます。具体的施策としては、DV被害者のための一時保護等を実施するほか、DVの未然防止を目的としてDVの正しい知識を普及するため、中学・高校・大学等へ専門講師を派遣しています。性暴力被害については、平成27年10月に被害者救済の目的として性暴力被害者支援センターを設置しています。24時間、365日体制で相談を受け付け、被害直後から中長期的な総合的支援として被害者一人一人の状況、ニーズをふまえて産婦人科診療や心理カウンセリング、法律相談など支援をワンストップで提供しているところです。そのほか、公費負担制度も設けており被害者を経済的にも支援しています。また、若年層の性暴力の相談が非常に多いということで、若年層向けの広報、啓発として昨年度から県内すべての中高生へリーフレットを配布し、被害の防止及び相談窓口の周知を図っています。

42、介護療養病床を減らさない、なくさないようにしてください。

地域医療構想の方針で名前を変えて「介護医療院」として残し、6年の間に方向を決めるよう施設へは要求されていますが、地元ではなくすことによる介護難民となる人が増える心配が大きく、予算を取って老後を安心して過ごせるよう求めます。自治体市長も残したい方向で努力し、議会も以前、意見書を上げています。また、施設の老朽化に対する支援も厚生連と相談の上支援を求めます。医師不足解消のため支援してください。（高山市）

【県回答】療養病床については、平成18年度の保健医療制度の改革において医療の必要性の高い人については医療療養病床で、介護の必要性の高い方は老人保健施設等で対応するという機能分担が推進されました。介護療養病床は平成23年度末をもって廃止されることになりましたが、平成23年度に介護療養病床から老人保健施設等への転換が進んでいないなどの理由により、平成29年度末まで設置基準が延長されて現在に至っています。また、設置基準の延長と併せて、国において療養病床のあり方等について検討が行われたところ、本年6月の介護保険法等の改正により、これからの進展で増加が見込まれる慢性期医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者に対応するための新たな介護保険施設として介護医療院が創設されることになった。併せて現行の介護療養病床の経過措置期間が6年間延長されたところです。介護医療院に関する介護報酬や施設基準等は現在検討されているところです。国では介護療養病床等の早期転換を促進するための報酬体系、施設基準を設定するとしています。県として、医療と介護のニーズを併せ持つ方に対し、適切な医療、介護サービスが提供されるよう国の方針をふまえながら転換等に向けた支援を進めていきます。なお、施設の老朽化に対する支援制度は現在ありません。地域医療介護総合確保基金により民間事業者に対する介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備にかかる助成制度が創設されています。

【県回答】介護療養病床の絡みで医師不足解消の支援について医師確保に限って説明する。本県では医師確保を図るため、岐阜大学医学部の地域枠の定員数や医学生修学資金制度の運用により医師総数は増加傾向にあります。平成34年度には300名を超える医師が県内で勤務する見込み。このような取り組みにより医師総数の確保に寄与する一方、医師の勤務先は岐阜医療圏に集中する傾向があり、修学資金の見直しなどにより医師の偏在対策に取り組んでいきます。

【県回答】介護療養病床の転換は、法律が改正され、現在どういった基準を設けてその施設をやっていくかとか、そういった部分というのは国の方で検討されています。ただいわゆる老人ホーム的なものではなく、さらに医療的ケアが必要な方を受け入れる施設ということでいまでいう老健施設類似施設的なものになるであろうか、施設の性格とか、そういった基準等をみながら、介護難民がでないような形の受け皿として機能していくよう動向を注視していきます。

43、介護職員初任者研修が恵那・中津川地域で受けられように改善してください。

団塊の世代が後期高齢者になっていくとき、介護職員不足は深刻です。60代の高齢者が介護職員として第二の就労（老々介護・短時間就労）に付けるために、身近で短期に介護職員初任者研修を修了することが求められています。（中津川市）

【県回答】初任者研修は、都道府県が指定する研修機関が実施しており、恵那・中津川地域においては本年度1法人により初任者研修が実施されてています。また、近隣の多治見市や土岐市においても民間事業者、市の社会福祉協議会が研修を実施しています。多治見市の民間事業者では通信課程での講座も開催しています。研修の実施は一義的には研修機関が実施するものであり、県としては地域における研修の実施状況や受講の状況などを確認しながら必要に応じて対応を検討しています。なお、県では初任者研修に関して介護事業者に対する受講料支援や研修期間中の代替職員の雇用費用の支援などの制度を設けています。

【県回答】受講者については、28年度の実績報告では、トータルで25年が研修を終えられた。年

代別では1940年代生まれが1人、60代の方、1950年代が2人というデータがあります。

44、介護報酬の抜本的な増額・底上げを国に求め、介護労働者の労働条件改善と賃上げを大幅に引き上げるよう県の抜本的な支援を行ってください。（羽島市）

【県回答】介護職員の賃金は、介護報酬の中で算定されるもので、その賃金引き上げは介護報酬を含めた介護保険制度全体の中で検討されるべきものです。今年度は国の介護報酬の改定により介護職員処遇改善加算が拡充され、月平均1万円相当の賃金の改善が実施されたところです。また、平成30年度には介護報酬の改定も予定されており、県としても介護労働者の労働条件改善と賃上げに位置する改定が行われると期待しているところです。その動向を注視しながら必要に応じて全国知事会等と連携をしながら国への働きかけ等も検討していきたいと考えています。

45、資格に対する援助金を介護福祉士以外にも広げてください。（岐阜市）

【県回答】保育士資格に対する援助金として、幼稚園教諭の免許を持った方が保育士資格を取得する際に、資格取得後保育所等で一定期間以上勤務することを条件として、資格取得に必要な受講料の一部を国が2分の1、県・中核市が2分の1の割合で補助する保育士資格取得支援事業があります。当該事業については、保育士資格対策の一環として平成27年度から予算措置しているところです。

46、障がい者福祉の「受益者負担」廃止を国に求め、県独自の支援を充実してください。（県委員会）

【県回答】障がい福祉サービスの利用にあたっては、サービス提供費用の1割を上限に家計の能力に応じた費用負担をする必要があります。所得の状況によっては低所得であれば費用負担が発生しないということです。本県の費用負担のない方の状況を調べたところ、29年4月現在で93.4％の方が費用負担がないという状況です。こうしたことから受益者負担の廃止要望とか独自支援については現在のところ予定していません。今後、制度の変更等によって利用者の負担増につながることがないよう国の動向を注視していきます。

47、障がい者・児施設も人材が不足しています。県として人材確保対策をとっていただきたい。（中津川市）

【県回答】障がい福祉施設の人材育成について、県では現在社会福祉法人の岐阜県福祉事業団の委託により、人材育成研修を実施しています。対象は、相談支援従事者、サービス管理責任者、重度訪問介護従事者、強度高度障がい支援者などの方々の養成に努めているところです。ただ年々受講ニーズが増加しており可能な範囲で受講者の増加に対応しています。今後も引き続き障がい者の専門的支援にかかわる方の育成に努めていきます。

48、障がい者が65歳になると介護保険適用になるため、65歳過ぎても障がい者制度が適用されるようにしてください。（中津川市）

【県回答】現行制度において、65歳以上の方が福祉サービスを受ける場合は、原則として介護保険サービスが優先される仕組みです。ただ一律に介護保険サービスが優先されるということではなくて、市町村がサービス利用者にかかる心身の状況、サービスを必要とする理由を把握したうえで介護保険サービスにより提供を受けることが可能か否かを判断するとなっています。現在国においては、平成30年4月から施行されます改正の障がい者総合支援法の省令案のなかで高齢の障がい者の方が、介護保険サービスの適用もどのようにしていくかという議論が進められています。利用者負担の軽減の仕組みとかサービス事業所が介護保険事業所になりやすくなるような仕組みを検討している状況です。県としては、国の動向を注視し、円滑な制度改正に努めるとともに、これらが適切に運用されるよう市町村及びサービス提供事業所に周知及び指導を行なっていきます。

49、発達障がい者支援について

①発達支援センター「のぞみ」で行われている家族支援について、ペアレントメンターの普及やペアレントメンターの仕組みづくりなどを市町村に広げる仕組みづくりをしてほしい。
②青年期成人期の就労に向けた相談窓口「発達障がいコンシェルジュ」を社会福祉法人に委託して開設しているが現在の5圏域からもう少し範囲を狭めて開設するようにしてほしい。
（羽島市）

【県回答】①について。県では現在、発達障がい者支援センターにおいて平成27年度から発達障がい児を育てた経験を持つ親さんを対象にペアレント・メンター養成事業を実施していて、2年で14名の方を養成しました。また、平成28年度からは市町村職員を対象に先進県の取り組みを紹介する議会啓発研修会を開催し、ペアレント・メンターの周知及び活用に関する啓発を行ったところです。29年度についてペアレント・メンターの活動内容を発表、啓発する機会として市町村職員を対象にした実践報告会の開催も検討しているところです。今後も引き続き、発達障がい者支援センターを中心に研修修了者で構成するペアレント・メンター協議会において、家族支援に関する市町村への普及のあり方を検討していきます。②について。県では発達障がいの方の就労支援として各圏域のほうに発達障がいコンシェルジュを1名ずつ配置して就労、職場定着に支援を行っているところです。コンシェルジュの相談状況は、28年度は県内全域で3344件と非常に多く受けています。いずれの圏域においても、待ち時間が長いとか、対応が悪いとかの苦情も特になく順調に支援ができているのではないかと考えています。一方、コンシェルジュの相談件数は確実に増加している状況です。各圏域の障がい者就労生活支援センターのノウハウやネットワークの活用、または発達障がい者支援センターへのバックアップ、ハローワーク等関係機関との連携により、発達障がいの方が各圏域で支援が受けられるよう支援していくとともに各圏域の相談支援体制のさらなる充実に向けた検討を行っていきます。

50、学童保育指導員の待遇改善をしてください。
学童保育の需要が増す中、指導員不足が心配されています。処遇の改善に特に国・県の支出金を増やし、十分な指導員配置と専門性向上を計ってください。（下呂市）

【県回答】放課後児童支援員の処遇改善にあたって、放課後児童クラブの運営費補助のメニュの一つとして従来の放課後児童支援員等処遇改善事業に加えて、今年度より新たに平成28年度の賃金に対して改善を行っていることを前提に、勤務年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助する放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業を開始し、当該職員の賃金改善経費等を国・県で3分の1ずつを補助しています。賃金改善へ職員配置等は市町村が実施することになりますが、県としては引き続き市町村に当該事業の活用を働きかけていきます。また、放課後児童支援員等資質向上研修を県内5圏域で実施して、放課後児童クラブ支援員等の専門性の向上にも取り組んでおり、引き続き支援員等の受講を市町村に働きかけていきます。

51、学童保育を必要とする全ての児童が入所できるよう、県の支援を強めること。とりわけ経済的困難を抱えていて利用できない子どもが、学童保育に通えるよう財政支援されたい。
（中津川市）

【県回答】県では、今年度より市町村が放課後児童クラブを2人以上利用している世帯の2人目以降の児童にかかる利用料減免を実施する場合に2分の1を補助する第2子以降放課後児童クラブ利用料減免補助金を開始し、放課後児童クラブ利用世帯への財政支援を行っています。今後も必要なら財政支援を行っていきますが、経済的困難を抱えているなどにより利用できない子どもへの税制支援については、市町村・県・国において総合的に検討していくものであり、県独自の支援は国や市町村の動向等をふまえて慎重に検討します。

52、学童保育指導員の賃金について、国の補助では不十分である実態をふまえ、県独自の補助を実施してください。（中津川市）

【県回答】放課後児童クラブの実施主体は市町村です。その運営費については、保護者負担に加

え公的負担がなされており、補助基準額を国・県が市町村に対し、それぞれ3分の1補助することで財政支援を行っています。この補助のなかには人件費相当分も入っていますので、県の単独補助については、今後の国の補助単価の動向等をふまえて慎重に検討していきます。

53、学童保育指導員の賃金が極めて低い水準にある実態をふまえ、国の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」の条件に合わないため加算が受けられない学童保育所があります。運営時間や日数など緩和し、指導員の賃金を引き上げていただきたい。（中津川市）

【県回答】放課後児童支援員の処遇改善にあたっては、放課後児童支援員等処遇改善事業に加え、今年度より運営時間や日数の要件を緩和し、勤務日数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助する放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業を開始し、当該職員の賃金改善経費等を国・県で3分の1ずつ補助しているところです。賃金改善は市町村が実施することになりますが、県としては引き続き、市町村に当該事業の活用を働きかけていきます。

54、学童保育の補助単価を、学童保育の実情に見合ったものとするために大幅に増額するよう国に求めてください。（中津川市）

【県回答】放課後児童クラブの運営費補助は、例えば児童数が36人から45人の放課後児童クラブの国庫補助基準額が26年度342万7000円、27年度が370万6000円、28年度が374万4000円、29年度が403万6000円と子ども子育て支援新制度の施行のともない、増額が図られたと認識しています。

55、保育の現場では正規保育士より非正規保育士の割合が多くなっています。担任を受け持つ非正規の常勤保育士の賃金は正規保育士の半分しかありません。非正規の常勤保育士の応募がなく、臨時保育士で補っています。三つ子の魂百までと言われるように、子どもの成長にとって乳児・幼児の保育・教育環境が重要です。非正規保育士を正規保育士として働けるよう、県として対策をとってください。（中津川市）

【県回答】非正規の保育士の雇用形態については、保育所の設置者が決定するものです。また、保育士処遇改善については、今年度国において2%相当の処遇改善を行うとともに保育士としての技能、経験を積んだ職員については4万円もしくは5000円相当の追加的な処遇改善の実施がなされたところですので、引き続き国の動向を注視していきます。

56、保育士不足の解消は、保育士の労働条件などの改善を図ることを基本とし、「無資格」、「子育て支援員」で対応しないよう県が支援してください。（中津川市）

【県回答】県においては、保育士不足を解消するため、保育士保育所支援センターにおいて潜在保育士の就職あっせんや現役保育士の離職防止のための悩み相談等の取り組みを行っています。さらに、昨年度から保育士不足の解消を強化するため保育士試験の回数を年2回に増やすとともに、保育士の資格取得のための就労支援や潜在保育士の再就職時の就職準備金あるいは保育士の業務負担軽減のための保育補助者の雇上げ費について、一定期間県内の保育所で勤務した場合等に返還が免除となる貸し付けを昨年度から実施しています。また、保育士の処遇改善について2%相当の処遇改善を行うとともに、保育士としての技能、経験を積んだ職員について4万円もしくは5000円の相当の追加的な処遇改善の実施がなされています。

57、民間の保育所に働く保育士の労働条件が悪い。民間保育所の保育士の賃金引き上げなど県として対策をとってください。（中津川市）

【県回答】保育士の処遇改善については、今年度国において2%相当の処遇改善が行われています。引き続き、国の動向を注視していきます。

58、保育料の多子減免について、岐阜県は国基準に上乗せして所得制限を引き上げているが、それでも、恩恵を受けられる家庭は少ないです。安心して産み育てるためにも保育料減免の充実が求められます。（中津川市）

【県回答】保育料の多子減免については、昨年度から国の基準に上乗せする形で市町村補助を実

施しています。さらなる充実については、現在国において幼児教育、保育の無償化が検討されており、その動向を注視していきます。

59、就学援助の入学準備金は、現在の7月支給から遅くとも入学前の2～3月までに前倒して支給できるよう県予算措置を含め市町村に対して支援してください。入学前にカバンや制服などそろえなければならないのに、入学後にしかもらえないので困っている家庭が増えています。

（多治見市）（中津川市）（笠松町）

【県回答】（教育委員会）就学援助制度につきましては、事業主体は市町村でありますので、今要望の趣旨につきましては、市町村に対して周知したいと考えております。なお、複数の市町村において、入学前に支給するようなことを検討することを聞いております。

60、子どもの貧困について、実態調査を県で行ってください。（県委員会）

【県回答】子どもの貧困対策を推進するうえで、現状を把握し課題やニーズを把握することは重要であると考えています。子どもの貧困率の統一的な定義はなく、子どもの貧困に関する実施、実態調査や施策の転換は様々な意見があるため、県としては地域ごとの実情をふまえた市町村の取り組みを支援することとしています。今年度は5市町で実態調査を実施する予定で、県はその担当者の方と調査項目や内容について意見交換を行うとともに、有識者協議をしたうえでモデル調査表を作成し、当該市町村へ提供するなど支援を行っています。今後もこうした考え方に立ちまして調査を実施する市町村を支援していきます。

【県回答】子どもの貧困の実態調査をやっている市町村は、実際は9月頃からの実態調査予定の調査ですが、多治見市、瑞浪市、土岐市、本巣市、八百津町の5市町です。当初予算であげています。多くの市町村で実態調査してくださいと市町村担当者会議で話していますが、市町村によって温度差があります。これ以外にも2市町で補正でやることを検討しているところです。来年度やりたいという相談も受けています。

61、子ども食堂が県内に広がっています。県の支援がつくられましたが、さらに拡充をしてください。

（多治見市）

【県回答】貧困の状態にある子どものなかには経済的な理由や複雑な家庭環境により孤食や基本的な生活習慣が十分身についていないなど、生活面での支援が必要な子どももいることから今年度より生活困窮家庭や一人親家庭での子どもを対象に、無料、または低価格で食事を提供する取り組みに対し食器や食材の購入費など必要経費の2分の1を補助する制度を開始したところです。今後は今年度の制度の利用状況や各市町村の取り組み状況、さらには市町村からの聞き取りました地域における諸課題をふまえてより多くの地域で子ども食堂が実施されるよう支援をしていきます。

62、新生児検査について、難聴児を早期に発見すれば早期に対応ができます。そのために新生児の聴覚検査を県として制度化してください。（中津川市）

【県回答】新生児聴覚検査の実施体制については、平成28年9月30日の厚生労働省の課長通知により示されています。市町村において受診状況、結果の把握及び検査費用の公費負担等を実施することが明示されています。現在全市町村において乳児検診等の機会をとらえ、受診状況や結果を把握しており、平成27年度時点では9割以上の乳幼児が受診しており、県内34市町村において公費負担助成が行われています。岐阜県では聴覚障がい者の早期発見のため、平成17年度の当該検査事業を導入以降すべての児に対する検査体制整備を図ってきました。引き続き、検査体制の維持と精度管理、そして身近な場所での相談体制の整備など市町村における検査事業の充実を図るため、新生児聴覚検査検討委員会の開催ならびに検査意義の普及、啓発を実施していきます。

63、社会福祉施設に苦情があるときの窓口として、岐阜県運営適正委員会があります。施設内での虐待が疑われる場合加害者側（施設職員）に聞き取りをしたことは反映されやすいのに対し、

被害者に不利益が多い。被害者匿名性を担保するなど、弱者を守る組織を機能させてほしい。
（岐阜市）

【県回答】岐阜県運営適正化委員会が、社会福祉法に基づいて設置されています。福祉サービスに関する苦情については、利用者に対する助言、事業者に対する申し入れあるいは双方の同意が得られた場合には苦情解決の斡旋を行っています。苦情の解決に向けた対応を進める過程においては、今後とも利用者の立場を十分考慮して利用者の匿名性の確保に最大限努めます。また、制度上投書による苦情も受け付けており、そのような方法も活用しながら今後も利用者本位の対応に努めていきます。

64、生活保護受給者は都市部に集中しており、財政的負担は都市部に偏っています。自治体では、財政的負担を避けるため窓口での不適切な対応も起こりかねません。本来、全国どこでも居住であれば受けることができる制度であるため、費用は全額国が負担するよう求めてください。
（岐阜市）

【県回答】生活保護の関する事務は、本来国の事務ですが、法定受託事務として地方で行っているものです。そのため生活保護に関する経費については、生活保護法にもとづき市町村及び都道府県が指名した保護費等の4分の3を国が負担しているものです。残りの4分の1についても地方財政法にもとづき地方交付税により全額措置されています。今後とも引き続き、財政確保について国へ要望していきます。

65、生計困難者に対して、無料低額診療事業を実施している医療機関と同様に、院外の調剤事業においても無料低額で調剤が行えるよう補助制度を設立してください。（岐阜市）

【県回答】無料低額診療事業は、社会福祉法の第2種社会福祉事業に位置付けられており、固定資産税の減免等の税制上の優遇措置があります。薬局についても無料低額での調剤が行われるようにするには、社会福祉法の第2種社会福祉事業に位置付けられる必要があります。国における検討状況等を引き続き注視するとともに、必要に応じて国に対する社会福祉法の改正要望等を検討していきます。

66、平成27年「生活困窮者自立支援法」が施行されたが、多くの自治体で具体的運用に戸惑いがあるのではないか。県として法の趣旨を巡視する立場から各市町村への行政助言はどうなっているのか教えてください。（養老町）

【県回答】県では平成27年度から県内各市の担当者を集めた会議を開催しており、実務者レベルにおいて情報交換を行う場を設けて課題や情報等の共有を図っています。今年度は7月10日に第1回目の会議を開催し、一時生活支援事業とか就業準備支援事業とか任意事業の今期実施の提案ですとかノウハウの提供を県内外の精神的な事例を紹介するなどして任意事業の実施拡大に向けて支援を行っています。また、今年度から町村の担当者もこの会議に出席していただき県内全域における相談支援体制の充実に努めています。

【県回答】生活困窮者支援制度の県内外の先進的事例の紹介として、滋賀県の野洲市の取り組みの事例は、非常に有名な先進的事例で、生活困窮者自立支援制度のモデルとなった事例で、国で紹介された資料を県が開催する市町村担当者の会議の中で交流し野洲市の取り組みの概要について紹介しています。今年度7月開催した市町村担当者会議では、初めて町村の担当者も出席し、県内の事例として今年度任意事業の実施拡大に向けてどのような取り組みを進めるのかメーンテーマで行った。県内では美濃加茂市が任意事業である家計支援事業と学習支援事業に取り組んでいるので、取り組み状況を紹介しました。県外の取り組みでは任意事業を広域的に都道府県でまとめて実施拡大ができないかと問題提起、提案した関係で、大阪府の任意事業を都道府県主導で取りまとめて広域連携で実施している事例を中心に紹介させていただいた。一時生活支援事業は当座の住まいがない、食料も確保できないなどの方の緊急的な対応では市町村によって非常にばらつきがあり、県が取りまとめて全県域で対応できるような体制づくりを

市町村が連携した体制づくりができないか意見交換したところです。養老町が野洲市を視察されたら、今年度第2回目の担当者会議で野洲市の取り組みについて紹介してもらうと有難い。

67、子ども、ひとり親家庭、障がい者などが医療機関を受診した際に支払う自己負担金を減免する福祉医療助成制度は、経済的な理由からの診療遅れ防止や子育て応援施策のため岐阜市でも推進しています。本制度実施に伴う国民健康保険事業に対する国庫支出金の減額処置を廃止するよう国へ要望してください。（岐阜市）

【県回答】本県の福祉医療制度は、現物給付による助成を基本としている。県内のすべての市町村で国民健康保険国庫負担金が減額されている。これについて、平成30年度より子どもについてのみ自治体の少子化対策の取り組みを支援する観点から未就学児までを対象として減額措置を行わないということになった。県としては、未就学児を対象とした子ども医療費だけでなく、地方自治体が独自に実施しているすべての助成制度に対する国民健康保険の国庫負担金の減額措置を行わないよう国に対して要望します。

68、昨年度、「ひきこもり地域支援センター」が開設され、これからの取り組みに期待しています。各市町村が取り組んでいるひきこもり相談や支援施策を応援し連携できるようにしてください。また、職員を2人だけではなく増員し、アウトリーチなどが可能な充分な相談体制をつくってください。

（県委員会）（岐阜市）

【県回答】平成13年度より精神保健福祉センターにおいて、ひきこもり対策事業をおこなってきた。しかし、ひきこもりに関する相談は増加傾向にあり、ひきこもりの背景に複合的な問題があることも多く、効果的な相談を行うには関係機関との連携がさらに必要となることから、昨年6月1日、「ひきこもり地域支援センター」を精神保健福祉センター内に開設し、専任の職員を2名配置しました。センターを運営するにあたり、関係機関との連携を強化するためにあらたにひきこもり地域支援連携会議を開催しており、関係機関として市町村の代表団体も参加してもらっています。さらに、本人、家族にとって身近な市町村でも相談ができるよう市町村などで行われるケア会議においてひきこもり相談に係る技術支援の実施やセンターより遠方となる地域で実施する相談会等を通じて市町村の人材育成に取り組んでいきます。ひきこもりの支援には市町村の協力が不可欠ですので、今後ともさらに連携して支援ができるよう市町村の意見もふまえながら事業を充実させていきます。

69、水道施設の耐震化や更新は莫大な費用が必要ですが、節水型の普及等により水道料金収入は減少傾向になると思われます。岐阜市では水道施設の耐震化・更新に係る国庫補助制度を受けることができず、耐震化や更新を進めるために水道料金を引き上げました。災害時での持続可能なライフラインの確保のため、国庫補助採択基準を緩和するよう要望してください。

（岐阜市）

【県回答】水道施設の耐震化についての国庫補助は、昨年度から水道管の緊急改善事業が従来の老朽管更新事業の改定事業として創設されています。従来の制度では資本単価と水道料金が補助採択基準となっており、岐阜市ではこれらの基準を満たすことはできず国庫補助の対象とはなりませんでしたが、新しく創設された水道管の緊急事業では給水収益に占める企業債残高及び料金回収率に関する補助採択要件を満たすことができました。これにより岐阜市では平成28年度から国庫補助の採択を受けて事業を進めています。

70、関ケ原町は水道の水源地が限られており、四苦八苦しています。周辺市町と比べて関ケ原町は水道料金が高くなっており、この間の水源地開発で工事費が膨れており、今後も経営状況は厳しい。何らかの補助を検討してください。（関ケ原町）

【県回答】上水道事業は、公営企業として独立採算で経営をすることが原則とされており、通常経営支援を目的とした補助は困難です。

71、県営水道の受水単価を引き下げてください。上・下水道料金が高くて払えません。
（土岐市）

【県回答】（都市建築部）県営水道の料金単価は、将来の維持管理と受水計画をもとに算定しています。今後人口減少による給水収益の減少が予測される中で、老朽化施設の更新や新対策を実施していかねばならないことから、現状では県営水道の料金単価の引き下げは困難と考えています。なお、長期収支計画は、昨年度見直しを行ったところですが引き続き3年ごとに見直し受水市町と共有しながら適正な価格を設定していきたいと考えます。

【県回答】（都市建築部）26年度に料金を16％下げさせていただきました。昨年度、長期ビジョンの話がありましたが、耐震対策、施設老朽化、施設の更新等をしなければいけないのでその費用が掛かりますので料金値下げというところには至らなかったです。今後も3年ごとに見直しをしていきますのでその中で検討したいと思います。

72、NPOによるボランティア有償運送は過疎地においては住民の移動をサポートする事業として需要が増えています。しかし、様々な経費がかかり、維持するのが困難です。利用者の状況をみれば負担は増やせません。このような団体に県独自の補助を出してください。　（中津川市）

【県回答】県では「愛のともしび基金」を設置して、社会福祉法人とか福祉活動を行うNPO法人あるいはボランティア団体など営利を目的としない団体が行う地域福祉活動に対し補助金の交付を通じ、その取り組みを支援しています。ボランティア有償運送に使用する自動車の更新、必要な備品の購入に要する経費について、本制度で2分の1、上限75万円まで支援しています。

【県回答】福祉有償運送事業について、少し前ですが総務省の実施した実態調査の結果が公表され、多くの事業所が赤字状態で運営されていることが報道されました。この福祉有償運送事業は、地域によって非常にニーズが異なりますし、市町村の役割のあり方をふまえ、車両の購入等に支援していますが、運営費の支援については個々の課題とさせていただいています。

73、LGBT（性的少数者）に対する偏見や差別をなくすため、市町村、学校、民間企業での理解を広げる施策を要望します。　（県委員会）

【県回答】（環境生活部）県においては、CGBTを含め性自認、性的指向を理由とする偏見や差別をなくすことについて、岐阜県人権施策推進指針を分野別施策の項目として設定し各種施策に取り組んでいるところです。例えば、当事者として講演活動を行っている講師を奨励し市町村職員、学校、企業の関係者を対象にした講演会を複数回開催したほか、リーフレットなどの啓発資料を活用して行事や会議などあらゆる機会を通じて啓発に努めています。当事者やその支援者、学識経験者等とも意見交換しながら性自認、性的指向の多様性に関する正しい理解について普及啓発を図ってまいります。

74、重度心身障がい者医療助成制度について、精神障がい者の保険福祉手帳3級についても、福祉医療を適用してください。　（県委員会）

【県回答】重度心身障がい者医療助成制度のうち、精神障がい者への助成については、精神障がい者保険福祉2級までの方を対象としています。医療といたしまして障がい年金の認定基準上の現在助成対象としている身体障がい者3級までと療育手帳B級までに相当するのは精神保険福祉2級までであること、精神障がい者保険福祉手帳3級で助成を実施している都道府県は他にはないこと、以上のことから現時点で精神障がい手帳2級までの方を対象としていることが適当であると考えます。

75、新長島子ども園建設について

恵那市では、待機児童解消のためと言いますが、職員削減を主目的にした定員240人の大型の幼保一元化施設の認定こども園建設を具体化し、立地上に問題のある箇所に31年春開園に向けて着手しました。保護者世代をはじめ、保育士や元園長ら専門家の「止めてください」 との声もありますが、業者と31年4月開設に向けて建設契約し7月31日、起工式を行いました。

立地上の問題とは、以下の通りいくつかあります。

①、用地は美濃酪連の製乳工場跡地を恵那市が購入することで交渉していた土地ですが、途中で有害物質のヒ素が含まれていること分かり「恵那市としては美濃酪連の方できれいにしない限り買えない」との態度でした。しかし、その後ヒ素付きで恵那市が購入したのち、恵那市が基準がクリアーできるようにヒ素対策を行い、その費用分を値引きしてすることにして土地を取得しました。保護者らは、このような不安な場所には子どもは入れたくありません。

②、木曽川水系阿木川支流の一級河川永田川に面しており浸水歴地に接しており　　最近の異常気象からの洪水など危険で、今月の大雨では氾濫はしませんでしたが、多くの関係者が不安で現場確認するほど、危険な場所です。最近の異常気象集中豪雨に遭遇したらとても大勢の子どもたちを連れ出すことはできない」元園長らも心配しています。

③、通園道路は狭隘で現在でも小学生の通学の安全に不安の有る道路に新たに240人分の車両が通ることになり、商店の営業にも支障があることから、廃業まで考えられているところもあります。また、通園児の駐車場は離れた場所にあり、雨の日などに布団を持っての通園は心配です。

④、予定地西方上部には国道19号線は走り、排気ガスが園舎園庭には排気ガスが降る所でも有ります。最近わかった事ですが、リニア中央新幹線工事の発生土を運搬ダンプがこの道路を利用するようです。このような問題は、恵那市が第1議的に判断するべき問題ですが、議会も建設契約を認めています。特に、ヒ素の問題については現在土壌汚染対策法に基づいて県の環境部へ14条に基づく区域指定の届けを提出しており、市は「予定どうり建設できる見込み」と言っています。このような仕事の進め方に問題はないのでしょうか。安心、安全に課題がある場所に子どもたちを収容する計画について、県としての意見を伺いたい。

もし、指導する権限があれば公費の有効活用のために、中止を勧告していただきたい。

（恵那市）

【県回答】認定こども園については、市が公立の保育所型認定こども園として整備を行うと聞いています。県に対しては、今後保育所の設置に関する手続きと認定こども園の認定申請をすることになりますが、保育所の設置については設置者が市であることから児童福祉法上は届出書を提出することで保育所を設置できることになります。また、認定こども園としての認定は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法及び岐阜県認定こども園の認定要件に関する条例で規定された基準にもとづき、認定の手続きを行うことになります。児童福祉法、認定こども園法、どちらにも県として認定こども園の建設に関して事前に中止の勧告をする権限はありません。恵那市に対しては地域の理解を得るようていねいな対応をするよう伝えたところです。

【商工労働部】

76、経済波及効果が大きいことが実証済みの「住宅リフォーム助成制度」、また「商店街・店舗リフォーム助成制度」を、県の制度として実施してください。　（羽島市）

【県回答】商店街については、長期低金利で県が直接融資を行っている高度化事業により、組合が行う商店街の街並みの整備やリニューアル等の支援をしている。店舗のリフォームについては、低金利でかつ信用保証料の一部を県が補助している「岐阜県中小企業資金融資制度」によって、改修にかかる資金繰りを支援している。

【県回答】（都市建築部）住宅リフォーム助成制度については、一定のバリアフリー工事等に対し助成する岐阜県住宅リフォームローン利子補給制度や一定の省エネ改修工事等に対して助成する岐阜省エネ住宅建設支援事業により支援を図っています。

77、小水力・太陽光・風力・木質ペレットなど再生可能エネルギーを普及し、地元経済の活性化を

普及し、地域経済の活性化を進め仕事・雇用を増やしてください。　（県委員会）

【県回答】77、83の自然エネルギー活用した環境分野の雇用創出について、県では、平成28年3月に、岐阜県次世代エネルギービジョンというものを改定し、策定。3つの基本方針を立てている。一つは、再生可能エネルギーの投入拡大、二つ目が、エネルギーの地産地消、三つ目が省エネルギーの推進。この方針のもと、効果的なエネルギー施策を展開するということで、次世代エネルギー産業の創出に努めているところです。また、「岐阜県成長雇用戦略」を平成29年3月に改訂しているが、この中でも次世代エネルギー分野というのは、5つの成長分野の一つと位置付けて、将来県経済を牽引する産業に発展させるよう、企業ニーズに応じた伴走型の支援を展開している。具体的に説明すると、平成26年9月に設立したが、岐阜県次世代エネルギー産業創出コンソーシアム――岐阜大学の教授が理事長になっているが、民間企業、大学、金融機関、自治体などがメンバーとして連携している。ここで、再生可能エネルギーを、および環境、省エネルギーに関する新しい技術や、新しいサービスの研究開発、または、事業化、製品化、そしてそれを販路開拓するといったところに支援する施策を進めているところ。今後とも、官民学すべて連携して進めているコンソーシアムの活動を中心に、地域経済の活性化による仕事、雇用の創出に努めていきたい。

78、「岐阜県中小企業・小規模企業振興条例」を具体化・活用し、県経済の主役として、また地域文化を支えている中小零細企業への支援策を実行してください。　（県委員会）

【県回答】78、86 は同回答。条例では、中小企業の振興にかかる基本理念をはじめ、県の責務や基本方針が「岐阜県中小企業・小規模企業振興条例」について、県の責務や施策の基本方針が定められているが、県内企業の 99.9％が中小企業。特に小規模事業者が全体の 87％を占めている。こういった意味から、県の産業政策の中心は、中小企業小規模事業者に対する施策といえる。県では、各種相談や専門家の派遣、制度融資、補助金の活用、研究開発、試験の受託など、様々な取り組みを従前より行っているが、今年度は、条例にも規定されている事業承継に対する支援を、国の施策を活用しながら評価しているほか、4月には、県内中小事業の人材確保を支援する新たな拠点として、「岐阜県中小企業総合人材確保センター」を開設した。今後も各種支援策を実施するとともに、市町村や商工会議所、商工会、県産業振興センター等々協力しながら、より一層多くの企業が支援策を活用できるよう周知を図っていく。

【県回答】事業承継と最近は言っているが、地域において、企業が少なくなっている。中でも後継者の問題で苦労しているという声を非常にたくさん聞いている。こういったことから、国のほうもこの問題については問題意識を持っていて、特に60代の経営者が増えていて、これから10年が勝負だという考え方を取っていて、さまざまな施策を充実しているところだが、岐阜県としてもこれを補完する形で、例えば一昨年度からは、商工会が広域支援センターということで、県域を広くカバーする形でサポートする室を持っているが、そちらに事業承継にかかる相談を受けるような専門家を置いたり、昨年度からは、商工会と商工会議所のほうにお願いして、後継者、事業承継ということをテーマにした相談会とセミナーをセットにした取り組みを各地で開いて、まずは意識啓発ということで、事業承継するということを後継者を探してくるのも、育成するのも大変時間がかかることなので、まずは今の経営者にどういったことから取り始めたらいいのか、あるいはどういったことを考えていかなければいけないのかを知ってもらう取り組みは順次拡充しているところ。今年度からは、事業承継ネットワークを立ち上げて、金融機関や経済団体等で、連携して事業承継の問題に取り組んでいこうということで、情報共有したりする仕組みを構築しているところである。国の施策としては、企業同士のマッチングというか、事業を引き継いでほしい企業を探したり、そういったマッチングを行うような事業を岐阜の商工会議所が事業引継ぎ支援センターにおいて企業同士の事業の承継のマッチングを行ったりしている。今後もおそらく持続補助金という補助金があるが、事業承継に取り組む企業に対して厚めに手当てしていきたいということを新年度考え

ているようなので、国の新しい事業承継に対する取り組みも、情報を収集して、しっかり県としてもフォローアップしていきたいと考えている。

79、発達障がい者・青年の就職支援体制（就労、就労準備支援、就労先など）を強化してください。

中京学院大学を卒業したK氏（発達障がい治療）は、学生時代に多くのアルバイトを経験しています。卒業後、三カ所に就職したが続かなく、現在パート労働をしています。家族・本人の努力だけでは限界があり就職が困難です。（中津川市）

【県回答】就労準備については、県においては、障害者の就労定着、技能の習得を支援するため、職業訓練を実施している。精神発達障害者向けの就業職業訓練としては、今年度は社会適用に関する訓練を含めた、仮称「就職準備コミュニケーション課」を開設する予定。今後も障害の特性や就労ニーズに応じた訓練を実施していく。次に就労先、企業における支援について。障害者を雇用促進するために平成27年度に設置した「岐阜県障害者雇用支援センター」において、企業内で障害者の職場定着を支援するジョブコーチを要請するなど、就労先の支援体制を強化しているところであり、引き続き支援していく。就労定着継続の支援について。県内各圏に配置した「障害者就労生活支援センター」において、求職中の就労支援に加え、就職後の職場定着支援や生活支援を実施している。今後とも各障害者就労生活支援センターが、障害者の特性に応じて支援を展開できるよう、その機能を強化している。これらの支援機能を総合的に実施する拠点として、平成32年度中に、「岐阜県障害者総合就労支援センター」の開設を予定している。発達障害者の就労についても、その特性に応じた支援を展開していく。

【県回答】ジョブコーチを増やしてほしいという要望について。地域においては、障害者の就業生活支援センターは、東濃だと「サテライトt」には、ジョブコーチが1名いる。センターのほうには、発達障害の支援ワーカーということで県が単独で加配した人が配置している。また、障害者の雇用開拓員、これも県が単独で加配しているが、この方に今後はジョブコーチの研修を受けてもらって、ジョブコーチを充実していきたいと考えている。制度的な支援については、支援センターこれがかなり地域の要になってくると思うので、ここに対する強化を考えている。人員的な加配と考えている。地域の雇用の課題については、東濃においては「サテライト」を活用してもらえればと考えている。

80、企業の一方的な都合による解雇・雇止めを止めさせるように求め、そして雇用維持に最大限努力するよう経済団体に要請してください。（県委員会）

【県回答】企業が解雇や雇い止めをやむを得ず行う場合にも、その実施に当たっては法令で定められている規制、手続き、労使間で定めた必要な手続き等を 順守するとともに、事前に労使間での話し合いや労働者への説明を十分に行うことが求められている。県ではこうした雇用調整に関するルールを県内企業に順守してもらうために、国などが実施する労務管理に関するセミナーの情報を提供したり、労働相談等の場において、助言や啓発を行っている。来年の4月からは、有期契約労働者の無期労働契約への転換ルール(無期転換ルール)が導入されることから、転換前に不当な解雇等が行われないよう、労働局等々連携しながら啓発に努めていきたい。

81、正規雇用促進や中小企業の人材確保を支援する「総合人材確保センター」は、長期的な相談にも対応できるよう、民間委託ではなく正規雇用の職員を配置してください。（県委員会）

【県回答】今年度新たに立ち上げた「総合人材確保センター」では、求職者への相談会を、カウンセリングからマッチングまでのサポートに加え、企業の人材確保に関する相談対応、課題解決に向けた提案や情報提供を立体的に行っている。専門的知識やノウハウを有するスタッフを確保し、変化する雇用情勢に対応して、適宜支援方法の見直し、スキルの維持向上を図っていくためには、人材市場の動向に精通した民間事業者のノウハウや実践力を活用することが、最も合理的かつ効果的であると考えている。今後、立ち上げ初年度なので、その成果実績を踏まえて、とり

わけ、長期的な相談への対応について、十分検証を行ったうえで、必要に応じて契約期間の複数年化などを含めて検討を進めていきたい。

82、若者の就労支援と不安定雇用を改善するため、若者向け職業訓練の拡充や住居の確保、県内の企業・事業所に正規雇用を強く要請し、若者を雇用した中小企業に就職奨励制度を創設するなど支援してください。（県委員会）

【県回答】総合人材確保センターにおいて、企業の経営者や人事担当者を対象とした非正規雇用の正規化を促すためのセミナーを開催するとともに、正規雇用に積極的な企業を集めたマッチングイベントを開催しているところです。また、総合人材チャレンジセンターにおいて、若者の就職に関する悩みに対して、キャリアカウンセラーが細かく対応し、企業とのマッチングを支援するほか、コミュニケーション術や自己分析、ストレス対策などをテーマに、定着支援に向けたセミナーを開催している。なお、企業が正規雇用化を進めるなど、雇用環境の改善に向けた取り組みを行った場合には、国から各種雇用関係助成金が支給されることから、労働局と連携を図りながら企業への周知に現在努めているところ。さらに離職者等の再就職を支援するため、労働局と調整連携を図りながら、企業ニーズに合わせた職業訓練を実施しているところ。今後も、労働局、ハローワーク等と連携して、これらの課題に取り組んでいく。

83、人手不足が深刻化している福祉、医療、防災、教育などの分野や、自然エネルギーを活用した環境分野の雇用を創出するよう支援してください。（県委員会）

【県回答】77、83の自然エネルギー活用した環境分野の雇用創出について、県では、平成28年3月に、岐阜県次世代エネルギービジョンというものを改定し策定。3つの基本方針を立てている。一つは、再生可能エネルギーの投入拡大、二つ目が、エネルギーの地産地消、三つ目が省エネルギーの推進。この方針のもと、効果的なエネルギー施策を展開するということで、次世代エネルギー産業の創出に努めているところ。また、「岐阜県成長雇用戦略」を平成29年3月に改訂しているが、この中でも次世代エネルギー分野というのは、5つの成長分野の一つと位置付けて、将来県経済を牽引する産業に発展させるよう企業ニーズに応じた伴走型の支援を展開している。具体的に説明すると、平成26年9月に設立したが、岐阜県次世代エネルギー産業創出コンソーシアム――岐阜大学の教授が理事長になっているが、民間企業、大学、金融機関、自治体などがメンバーとして連携している。ここで、再生可能エネルギーを、および環境、省エネルギーに関する新しい技術や、新しいサービスの研究開発、または、事業化、製品化、そしてそれを販路開拓するといったところに支援する施策を進めているところ。今後とも、官民学すべて連携して進めているコンソーシアムの活動を中心に、地域経済の活性化による仕事、雇用の創出に努めていきたい。

【県回答】（健康福祉部）医療について回答。医師については、医学生修学資金制度の運用により医師総数枠確保に取り組んでいるところ。また、医師の就業をめざす医学生には臨床研修病院合同説明会の開催や民間企業が行うレジナビカフェへの出店等により、医学生の県内就業強化を図っています。また一方看護師については、県内の看護師学校養成所、現在28施設ありますが、約1600名を養成しています。そのうち、まだ3校は卒業生を出していませんが、現在1250名の卒業生を輩出しており、そのうち約700名が県内の医療機関で就業しています。また、少子高齢化による在宅医療の促進に伴い看護師の増加と職域の拡大が求められる中、医療機関のみならず訪問看護ステーションあるいは介護福祉施設への復職支援のため、再就職に必要な知識、技術等の研修を実施するなど看護人材の確保に努めています。

【県回答】（健康福祉部）福祉と人材の育成と定着対策について、福祉人材総合対策センターを岐阜県社会福祉協議会に設置し、無料職業紹介や職業相談、就職説明会の開催、研修講習会の実施、広報啓発などに取り組んでいます。取り組みをさらに強化するため、介護、子育て、障がいと各分野別の対策に加え、横断的な調整と取りまとめを強化した。今年度あらたに庁内関係

課による福祉の担い手対策、庁内連携会議を設置して、総合的な施策の推進を検討しているところ。最近の具体的な取り組みとして、7月18日に中部学院大学、中部学院大学短期大学部と福祉人材育成確保に関する連携協定を締結し、現在協定にもとづく具体的な取り組みについて、県の方からも積極的に事業を提案し連携協力の可能性を幅広く検討しているところです。

【県回答】（危機管理部）防災分野の担い手確保のため、岐阜大学と共同で設置した清流の国ぎふ防災減災センターにおいて、地域の防災リーダーをはじめとする防災人材の育成に取り組むとともに消防団員の確保を強化するため、各消防団における復興対策を支援する補助制度や従業員の消防団活動に協力的な事業者への認定制度を設けています。今後とも防災分野において担い手確保に向けた取り組みを進めてまいります。

【県回答】（教育委員会）教育人材確保に向けて岐阜県教育の魅力を伝える学校見学バスツアーや高校生を対象とした教職セミナー等の広報活動を実施しております。今年度におきまして、さらにこれらの活動に加えまして、教育現場の実践力を採用前から育成する「清流の国ぎふ」教師養成塾も開講いたしまして、これらの取り組みによって、引き続き今後の岐阜県教育を担う、優秀な人材確保に努めてまいりたいと思っております。

84、「岐阜県公契約条例」を充実させ、県は発注事業にかかわる下請け労働者の低賃金、低単価を改善し、賃金・単価を保障してください。（県委員会）

【県回答】公契約における適正な労働条件の確保に向けて、岐阜県公契約条例では、事業者に対して、元受け、下請け間においても労務費その他の経費の内訳を明らかにした見積もりを基にして、下請けの請負人との対等な立場における合意に基づいた、公正な契約を締結することを促進している。県では、こうした条例の趣旨や事業者の責務を理解してもらうためにリーフレットを作成して、県発注の受注者に配布するとともに、下請けが重層化しやすい工事の請負契約において、受注者への査察指導(抜き打ちの検査のようなものだが)、この際に下請け契約の見積もり書の内訳書を確認して、適正な賃金が支払われているか確認を行っている。今後も引き続き、受注者への周知を徹底するとともに、査察指導によって、契約内容を確認、必要に応じて改善を求めていきたいと考えている。

85、県・市町村などの地方公共団体における臨時、嘱託職員の賃金引き上げなど大幅な処遇改善を図ってください。（県委員会）

【県回答】（清流の国推進部）市町村における臨時嘱託職員の処遇に関しては、市町村において判断されるべきもので、制度改正に伴い総務省から発出される施行通知にもとづき、随時必要な情報提供や助言を行っているところです。なお、先の国会で地方公務員法の改正があり、一般職員の非常勤職員である会計年度任用職員制度が創設されました。この職員に対しましては、期末手当の支給が可能となるなど一定の処遇改善が見込まれます。県としては、市町村に対し、この制度についても平成32年度から円滑に運用されるよう随時情報提供を行うなど、適切な助言に努めていきます。

【県回答】（総務部）県の非常勤職員の報酬及び費用弁償については、正職員の給与と連動して改定させていただいているところです。職員の給与については、人事委員会勧告にもとづき改定していることから、正職員の引き上げの幅を超えて非常勤職員の報酬及び費用弁償を大幅に引き上げることは困難であると考えています。

【県回答】（総務部）地方公務員法が先の国会で改正されまして、平成32年4月に向けて非常勤職員の処遇改善を行っていくようなことが議論されていますので、今後一定の処遇改善が見込めるものと考えています。

86、大企業優遇をやめて、中小企業対策予算を増額してください。（羽島市）

【県回答】78、86 は同回答。条例では、中小企業の振興にかかる基本理念をはじめ、県の責務や基本方針が「岐阜県中小企業・小規模企業振興条例」について、県の責務や施策の基本方針

が定められているが、県内企業の99．9％が中小企業。特に小規模事業者が全体の87％を占めている。こういった意味から、県の産業政策の中心は、中小企業小規模事業者に対する施策といえる。県では、各種相談や専門家の派遣、制度融資、補助金の活用、研究開発、試験の受託など、様々な取り組みを十全より行っているが、今年度は、条例にも規定されている事業承継に対する支援を、国の施策を活用しながら評価しているほか、4月には、県内中小事業の人材確保を支援する新たな拠点として、「岐阜県中小企業総合人材確保センター」を開設した。今後も各種支援策を実施するとともに、市町村や商工会議所、商工会、県産業振興センター等々協力しながら、より一層多くの企業が支援策を活用できるよう周知を図っていく。

87、新幹線岐阜羽島駅では、観光バスに乗り換えるお客さんが大勢いるので、乗り換え客が新幹線乗車までの待合施設などとして、岐阜県の玄関口として県産品PRができる施設を駅近辺に建設するなど活性化対策をしてください。（羽島市）

【県回答】岐阜県では、JR岐阜駅に県のアンテナショップ「ギフツショップ(THE GIFTS SHOP)」を設置し、県産品の魅力発信と、販路拡大を探っているところ。採算性の観点から、JR岐阜羽島駅周辺への県産品PR施設の新設は、慎重に考えるべき。当駅構内には、既存の店舗がすでに県産品を取り扱っているところでもある。当駅を利用して県外から多数の来県者が見込まれる全国イベントの開催時には、JR東海や、岐阜県名産販売株式会社と連携して、駅構内の店舗における取扱商品の拡充について検討する。なお、JR岐阜羽島駅周辺の活性化対策については、羽島市でも検討していると承知しており、市の意向や検討状況を踏まえて、連携していく。

【農政部】

88、主要農産物種子法の廃止に伴う県の対応について、県の気候に適した水稲の新品種の開発、奨励品種の選定、種子の原原種、原種の生産を継続実施し、県が責任をもって安価で良質な種子の安定供給を引き続きしてください。（県委員会）

【県回答】種子法の廃止後の対応については、国は都道府県の種子開発技術や供給体制を活かしながら民間事業者との連携を推進するためのガイドラインの作成、そして必要な財政措置をするという方針を示しているところです。今後、国が示してくるガイドラインにそって県内の農業者が安定的に米、麦、大豆の生産に取り組めるように、県として種子の生産供給を進めていくことにしています。

【県回答】種子法については、戦後の食糧増産のなかで種子の安定性をきちんと確保していくということで法律がつくられ、それを運用してきました。都道府県に安定的に種子を供給するという義務をつけてきた。それが現状の中で基本的に民間ベースも含めて安定的な供給体制が整ってきているという前提のもと、また一方で行政が中心になってやっていることによって民間の活力が、競争力が失われるもとにこの種子法が廃止されたというような状況を聞いております。当然のことながら、これが廃止されたから行政として手を引いていいだという話には絶対ならないわけで県としては、きちんと農業者の立場、当然それから安定的に消費者に向かって食料を供給しなければならないという立場です。農家が安定的に生産ができるようにきちんと適正な価格で種子が手に入るような供給、そこが大事ですのでその部分で基本的には来年以降も今年やってきたように県の米麦改良協会を通じて各種子生産者と契約を結びながら種子の安定生産に努めるという考え方は全く同じやり方でやっていく予定です。国のガイドラインも基本的には今までやってきた種子法の精神をそのまま踏襲していると聞いています。その部分で民間の部分とどう連携を取っていくのかということが若干盛り込まれてくるので、県の種子開発のノウハウとかいうものをある程度民間に提供することもあるし、民間の品種を実際県の方で受け入れて地域適性を現地試験をして奨励に資するかどうか判断していきたい。そういうことも含めて県として総合的に整理していきますので、生産者の立場も消費者の立場も理解したうえで進めていきことは当然ですのでそこは

きちんと配慮して進めていきます。

89、水田に対する一斉防除（スタークル粒剤無人ヘリ散布）の見直しについて

ここ数年来、生活感覚として自然界における動物とくに昆虫等（水生昆虫も含め）が激減しています。植物連鎖の最も底辺の昆虫などの小動物の減少は、当然連鎖の構造を破壊してゆき、やがては取り返しのつかない環境破壊へとつながるものと思われます。今やその限界点に差し掛かったのではないか。その要因はいくつか考えられますが、とりわけ農業用防除剤の影響が最も大きいのではないか。情報を教えてください。

①県は平成15年10月27日付の「・・・安全使用に係る指針」や各自治体への「防除計画」の報告の要請など一定の指導はしているが、その使用について継続的に土壌・水質・動植物への影響などについて追跡的な調査をしているか。（「農薬取締法」第12条）

②とりわけ世界的に問題となっているネオニコチノイド系の殺虫剤の影響を調査しているか。

③とくに農薬の大規模で拡散の大きい散布となる空中散布の実施状況を把握しているか。また、その影響をどう考えるか。今後も継続して実施を容認していくのか。教えてください。（郡上市）

【県回答】①農薬については、農薬取締法にもとづき、水質や水産生物、周辺の農作物等への影響などをふくめて審査が行われまして安全性が確認されたものを国が登録をし、使用基準にしたがって適正に使用された農薬については周辺環境に影響を及ぼすことはないということです。このため県としては、農業者に対して使用基準にしたがって使用を指導しておりまして、農薬に関係する影響に対する調査は実施しておりません。農薬取締法第12条に規定されます水質汚濁制度指定農薬のうち、現在登録のあるシマジンについては平成15年以降毎年河川水質調査を行っておりまして、平成28年度については県内57地点すべてにおいて環境基準の超過は認められませんでした。②ニコチノイド系の殺虫剤についても①で説明したことと同様に県として調査を行っておりません。③については、無人ヘリコプターによる病害虫防除について効率的かつ効果的な防除方法として生産コストの低減に大きく寄与しているところです。県においては、岐阜県無人航空機利用技術指導指針にもとづきまして空中散布の実施主体は農協等ですが、実施主体に対して事業計画及び事業報告の提出を義務付けています。使用状況を把握しつつ安全な防除を指導しているところです。今後も空中散布実施者に対しまして、周辺環境等への影響に最大限の配慮を行うよう注意喚起に努めていきます。

90、山間地の農業を守るため農産物への鳥獣被害に対して、防護柵資材の県独自の支援策を拡充するとともに、県の責任で広域的な防護柵等の整備を行ってください。（県委員会）

【県回答】防護柵資材については、平成28年度から県独自の補助金を創設し、国交付金を上回る要望について支援をさせていただいているところで、次年度についても必要な支援を検討していきます。また、整備については、県の鳥獣被害対策専門指導員が中心となって集落などの地域主体の取り組みを進めるよう支援していきます。

91、有害鳥獣の被害を防止するため、市町を超えた広域での捕獲対策を行ってください。（岐阜市）

【県回答】有害鳥獣被害を防止するための市町村を超えた広域での捕獲対策といたしまして、平成27年度から県が主体となった捕獲に取り組んでいるところです。次年度についても事業が継続できるよう予算確保に努めていきます。

92、鳥獣害対策として、猿がかかりやすいために、ワナの直径（県条例12㎝）を長野県並みに20㎝にしてください。恵那市との懇談では「地域の意向をふまえ、県と協議してまいります」と回答がありました。市からの協議に県はどのように検討されたのでしょうか。なお、大型捕獲檻を設置していただき、猿が里へ出てくることがとても少なくなり有り難いと思っています。（恵那市）

【県回答】（環境生活部）狩猟におけるくくりワナの直径の制限については、ツキノワグマの

錯誤捕獲を防ぐために始まったものです。人身被害への防止ですとかツキノワグマの個体群の維持とかの観点から錯誤捕獲のリスク可能な限り小さくする必要があるというふうに考えており、１２㎝以内にしているところです。なお要望のなかの恵那市のほうとはこれまで協議がなかったので、今回これを機会に恵那市の林務課に確認させていただきました。そうしたところ恵那市においても、ツキノワグマの個体群の維持の観点から直径は可能な限り小さくする必要があると考えていることを確認したところです。

【県回答】（環境生活部）現在12㎝以内と制限しているのは国の規制でして特にクマの場合、錯誤捕獲でくくりワナにかかってしまうと非常に危険です。ワナにかかって暴れまわってその場合にはやむを得ず射殺する、それも危険で人身被害が大きいということでクマの錯誤捕獲がないように12㎝以内という国側の直径制限しているところです。一方で、県内にクマはかつての推計で約2000頭程度生息しているということで餌の状況等によっては市街地に出没するということです。人身被害も大きいということでクマの規制対策は重要です。イノシシ、サルに対する被害も大きくなっているということで、県としても市町村と連携してしっかり勉強しながら対策を進めているところです。特に今回サルの被害が大きいことも指摘いただきました。現在恵那市の上矢作地区、岩村地区において捕獲檻を設置し捕獲対策を進めているところです。サルについては地域の集落ぐるみで追い払い等対策を進めるのが非常に重要です。非常に賢い動物で地域全体でまとまって対策を取る支援をしています。昨年度策定して、とくに恵那市とは県の担当職員も直接出かけて地域ぐるみでどういう対策を取っていくかということを一緒に考えて推進しているところです。これからも県としてしっかり市の方と連携してサル・イノシシ・シカ対策をやっていきます。

９３、県営かんがい排水事業（保全合理化型）で行う農業用水排水路の改良・改修に伴う地元負担（土地改良区）5％を軽減してください。

地域には大正時代に造られた用水路もあり、大規模な改修工事が予想されています。基金積み立ても検討されていますが、農家の減少や農地転用がすすみ、賦課金（10a当たり4200円）と水路沿線住民の協力負担金、市からの補助金だけでは改修費が賄えません。水田用のみならず、生活用雑用水、防火用水、融雪水、大雨による防災・減災の役目を広く果たす用排水路は住民生活になくてはならないものです。沿線住民への多面的効果を円滑に発揮させるために、持続的な維持管理と計画的な補修や更新をしなければなりません。しかし、沿線住民の協力金と水田所有農家からの賦課金の値上げは難しく、5％の地元負担金の軽減を要望します。

（下呂市）

【県回答】かんがい排水事業をふくむ農業・農村整備事業は、農業の効果と農業以外の効果を考慮し、国・県・市町村との補助率割合を決めています。農業土地改良の受益者の方々には農業の効果の直接的な恩恵を受けられるため相互負担をお願いしているところです。県としては、地域の個別の事情は理解できますが、県の補助の上乗せについては、負担軽減を個別の事情で図ることは困難です。担い手の農地集積に応じて促進費ということで、受益者負担を賄うことができる制度がありますので、事業の実施にあたりましてはこの補助制度の活用の検討をお願いします。

９４、兼業農家への支援策を抜本的に強化してください。

高山市では総農家戸数が4，112戸のうち、専業農家は533戸であり、多くが兼業農家です。ところが、兼業農家への支援策はほとんどありません。（高山市）

【県回答】県では兼業農家を含めた集落全体が、継続的に農業ができますように集落への地域農業の重要な担い手としてとらえており、関係機関と協力して推進しています。具体的には、重点推進地域を設置して、県と関係機関からなる推進チームによる集落営農の組織化と支援、集落リーダー育成のための集落営農塾の開催、あるいはアドバイザーの派遣、農業用機械の整備に関する助成等、地域の取り組み状況、実情をふまえた支援を進めていきます。また、野菜価格安

定制度や水田転作に関する補助金、中山間地直接支援制度など農業規模に関係なく小規模であっても支援の対象としています。

95、農業経営の持続的な再生産を保障させるため、農産物価格を一定の水準で支える価格保障と、農業の環境保全機能などを守る所得補償を抜本的に充実させてください。　（県委員会）

【県回答】野菜の価格に著しい低落があった場合には、収入を補填する野菜価格安定制度によりまして、農業経営を引き続き支援していきたいと思います。また農産物の生産活動を通じて環境保全に取り組む農業者に対して、環境保全型農業直接支払い交付金により営農活動を引き続き支援していきます。これらに加えまして、農業経営の持続的な再生産を保障するために国は平成30年度よりこれまでの自然災害による収穫減少を対象と致しまして、農業災害補償制度に加えまして個々の農業者ごとに農業収入全体をみまして、総合的に対応しうる農業経営収入保険制度を創設します。県としても関係団体と連携して制度普及に取り組んでいるところです。

96、荒田論田排水機場は市内最古の排水機場であり、故障が起きた場合に修理が困難だと言われています。国に対して老朽化対策の補助を要望してください。　（岐阜市）

【県回答】当該排水機場は、建設後の土地利用の変化により、対象地域は市街化区域となっております。そのような地域において、農業生産の維持や農業経営の安定等を主目的とする補助事業制度では、現段階では対応ができないのが現状です。県は、市が施設の整備補修に取り組む際に全国土地改良事業団体連合会が事業主体となる土地改良施設維持管理適正化事業を通じて支援を行っているところです。

【林政部】

97、県民１人当たり1000円の「環境税」を徴収するより、本予算から使い方を決めて必要なものは県民税で手当てしてください。　（土岐市）

【県回答】県においては自然環境の保全、再生という喫緊の課題への対応を県民全体で支える仕組みとして、平成24年度から「清流の国ぎふ森林・環境税」を導入した。これまでの5年間で、これまで対応できなかった奥山林の間伐や集落周辺の里山林での危険木除去、地域の自主的な環境保全活動の広がりなど成果があった。県民のみなさんからも評価をいただくとともに、制度の継続について多くの要望をもらったところ。今年度からスタートした第2期においては、引き続きこのような課題への対応を切れ目なく安定的に実施していくために、「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用して県民の共有財産である森林や河川を県民全体で支える取り組みを行っていくので、理解されたい。

【県回答】山の手入れの関係。例年そうだが、間伐事業について積極的に取り組んでいきたい。これまでと同様、来年事業についても関連事業の予算の確保については積極的に取り組んでいきたい。

98、桧に入る枝虫対策について。

恵那市串原の串原ダム周辺で桧の枝虫が確認されました。その後、上矢作の山林でもその疑いがもたれる山林も出てきました。桧の枝虫については松くい虫のように木が枯れることもなく、普通の木と同じ青々としています。材とするため製材し始めて食害が確認されるのです。だから被害がどれだけ進んでいるか判らないのです。今材木の値が安い中、被害にあった材木はパルプか薪にするか。もう山林としての価値が無くなってしまいます。早急に対策を立てて被害の拡大を防ぐことが急がれます。伐採のプロでは切り口の色などを視て被害木であることを見分けることができる人がいます。これらの人たちに協力を願い被害林の発見を早くすることが大事かと考えます。　（恵那市）

【県回答】指摘のようにスギノアカネトラカミキリ被害については、林木状態では、外観から判断することは非常に困難な状況。そこで、スギノアカネトラカミキリは、杉あるいはヒノキの枯れ枝に産卵

することから、間伐や枝打ちの実施によって、枯れ枝を発生させないことが最も有効な防除方法。今後とも森林整備事業により、間伐・枝打ちを促進して、被害の事前防止を図っていきたい。

99、太陽光発電施設の大規模開発による景観や環境破壊が問題になり、地元住民との衝突が問題化しています。県でも条例を制定し、厳しく規制してください。

太陽光発電パネルの大規模開発がひどいです。1000㎡から9000㎡の規模でも地元は対応に大変でした。今は、10000㎡～20000㎡に及ぶ開発が計画されています。条例のある自治体でも、国の規制が緩いため、地元住民は泣き寝入りもあり、これでは起こりうる天災に対応できません。恵那市恵南地域では2町歩以上の開発も計画されています。県でも条例をつくり規制してください。また、山林を守る条例も必要です。（恵那市）（羽島市）

【県回答】森林法では、地域森林計画対象林において、1 ヘクタール以下の森林を開発しようとするときは、立木の伐採を開始する日の90日前から30日前までの間に、伐採及び伐採後の造林の届出書を市町村長に提出することが必要となります。同じく地域森林計画対象林において、太陽光発電の設置など、1 ヘクタールを超える森林を開発しようとする場合は、県の許可、林地開発許可というが、必要となる。この林地開発許可では、災害防止対策及び水害防止対策の実施、ならびに開発地にかかる地権者等の同意を得ることを要件としている。このほか、地元意向等確認する方策として、市町村長に意見を求めている。このような対応を実施しているが、地元の理解を得ながら事業を進めることが肝要なので、事業者にはこうした点についても指導していくなど、制度の適切な運用に努めていく。

【県回答】昨年この場で説明させていただいたが、そのあと、事例調査を林野庁がされた後に、実際に今年の2月に林野庁から県内に太陽光発電関連の森林内の事例を実際現地調査に来た。見に来たのは郡上と八百津の現場を見ていったわけだが、そこで紙のアンケートだけじゃなくて、現場を見るということをやってもらっている。現在林野庁のほうでは、それらの調査結果をふまえて、小規模な臨時開発、それにおいての防災上の臨時溝の作成だとか、臨時開発許可制度における環境税にかかる基準、いわゆるガイドライン的なものを今、林野庁のほうで検討されていると聞いているので、そういったものがきちっと示せるようになったら、お渡ししたい。

【県回答】1ヘクタールを超える太陽光の開発については、県の許可が必要となる。1 ヘクタール以下の場合は、市町村のほうに伐採届けを伐採する日の90日から30日の間に提出してもらうということが森林法上にうたわれている。市とこういう手続きをやってもらって、必要に応じて市町村あるいは県の出先機関である農林事務所に一体的に指導に当たるというのが現状。件数の話は、1 ヘクタールを超えるような、臨時開発許可が伴うようなものは昨年度 4 件あった。規模はそれぞれだが、10ヘクタール超えたものもあった。特にこういう大規模なものになると、防災上のいろいろな基準を厳格に審査してそのうえで許可を出すという手続きを行っているので、引き続きそこのものについてはしっかり取り組んでいきたい。

【県回答】（商工労働部）再生可能エネルギーの担当ということで捕捉を。太陽光発電パネル20年後どうなるか。今の太陽光パネル発電が普及しているのはFIT法(電気事業者による再生可能エネルギー電機の調達に関する特別措置法)といった法律を国が制定して、これに基づき、慎重管理されている。太陽光事業については、許可年限というか期限があるので、それが終了したら、基本的に原状復帰になるので、事業者の責任でもって回収してもらうということが原則になるだろうと思う。いろいろ心配があるかと思うが、国が直轄してやっている部分もFIT法は多いが、私どもは国と連携して、事業者の不適正事例などがあったら相談に乗るという体制もサポートデスクも整えているので、もしそういうことがあったら県庁のほうへ連絡いただければと思う。

【県回答】許可を出す段階には、市町村長のほうに意見を出すようにしている。当然事業者のほうは、設置しようとしている土地の所有者に対しては、当然同意がなくては建てられない。周辺の住民については、例えば明らかに反対運動がすでに動いているということがあったら、当然市長

などは情報を持っていると思うので、そこで市の意見として、たとえば「もう少しきちっとした説明によって理解を得るまでは許可を出すのを」という話があれば、市町村長が同意しなければ、うちも許可出せないので、一応、手続きは市のほうからそういう何らかの意見が出てくれば、対応は考えるということになる。

100、岐阜市北部地区（椿洞）産業廃棄物不法投棄事案において、現場最上部の保安林について県で復旧対策を実施してください。（岐阜市）

【県回答】当該事案については、岐阜市によるダイオキシン類の除去を目的とした特定支障除去等事業の、工事そのものは終了したものの、指導は当分の間、環境モニタリング調査を継続することとしている。県としては、岐阜市による廃棄物法に基づく措置がすべて完了したのち、復旧対策の必要性を総合的に判断していく。

【県回答】こちらが聞いたのは、今年まで岩野田地区の水道の送水管の延長工事をやっているということで、それが本年度終わって、その後2年間は引き続きモニタリング調査をやるようなことを市のほうから聞いている。それが31年ごろまでモニタリングは続けられる。それで、この対策については、毎年、今年もそうだが技術評価の予算は持っている。予算化している。いつでも市のほうが「すべてOKだよ」と言ってもらえば、今年度でも、技術研とか、専門家を集めた、ようするにどういう木を植えたらいいのかとか植生の方向だとか、技術ロードを踏まえた検討会を行う準備はしている。加えて、地元の住民の方の意向も踏まえて、どういった復旧対策がいいのか地元の方にも聞きながら決めていきたい。

101、森のめぐみおもちゃ美術館は、立体駐車場建設や今以上に交通量が増加するなど住環境がさらに悪くなるなどの心配の声が地元宇佐地域の住民から出されています。また、岐阜市においては柳ケ瀬地域に子どもの遊び場が新たに計画されており市内に同様の施設ができることになります。計画を白紙に戻し、県内各地で子どもが身近な場所で木のおもちゃで遊べるよう公園や児童館などでの実施を検討してください。（県委員会）

【県回答】（商工労働部）この美術館は、5月に名称を仮称ではあるが「木のふれあい館」とした。岐阜県においては、本県で豊かな森の恵みを体感し、森林に誇りと愛着を持ち、これを守り育てる人を長期的に育む「ぎふ木育」を進めている。木のふれあい館は、この「ぎふ木育」を推進するための総合拠点施設として整備するものであり、整備後は県内各地の児童館、図書館、子育て支援センター等で整備を進めている「ぎふ木育ひろば」とも連携して、全県で「ぎふ木育」を推進していく。一方、岐阜市が進めている高島屋南地区公共施設整備事業における子育て支援施設については、子どもの運動能力の育成、幼児期における情操教育の支援、一時預かり等による子育て世代の支援を目的にしていると聞いており、木のふれあい館とはその目的も異なる。また、立体駐車場については、近隣の住環境に配慮し、住民のみなさんに理解いただけるよう進めていく。宇佐地区における交通誘導対策についても、岐阜県図書館、県美術館と連携して検討していく。

【県土整備部】

102、県は当面、農業用水を使用しない時期（10月中旬から翌年3月）に一度試験的に長良川河口堰のゲートを開放して、農業への塩害が起こるのかどうか調査するよう国に強力に働きかけられたい。（県委員会）

【県回答】長良川河口堰は、治水上の恩恵を受けつつ、河川環境の保全をするため決して塩害を起こさないという前提で、より効果のある河口堰の弾力的運用を追求していくという本県のスタンスは変わりません。これからも国や水資源機構に、この取り組みを注視し応援していきたいと思っています。

103、長良川河口堰県民調査団の民主的運営について

長良川河口堰について、学者や有識者などを中心に「長良川河口堰調査検討会」が設置され、その下で「県民調査団」を組織して現地調査を行ってきました。「調査検討会」は河口堰の治水効果についてH16.10.21の洪水で、墨俣地点で2mの水位低位効果があったと結論を出しました。私はこの「県民調査団」に、輪之内町の議員枠でH19年度から毎年参加し、問題点、疑問点等について質問してきました。特に「治水効果」についてはその根拠が明確ではなく、その根拠を明らかにするよう要求してきました。添付資料はH27年度県民調査団での質問です。そのうち「(2)長良川河口堰について(質問)」については答えがありません。**説明資料**　　(輪之内町)

【県回答】長良川河口堰県民調査団は、参加者からいただいた要望、質問に対し、その場で管理者である国や水資源機構から回答していただいています。県民調査団では限られた時間ではありますが、多くの方から質問をいただこうと思っています。そういうことから重複した回答や質問などは、なされないこともあります。回答がなされない場合は、個別に問い合わせ下されば回答していきたいと思っています。

【県回答】国土交通省にも聞くと、実際森島さんには平成25年か26年のどちらかは忘れましたが、車座で半日ぐらいかけて説明させていただいております。今回、こういう質問がありましたので国土交通省に確認させていただくと、説明をやりますという事でしたので個別に案内させていただきたいと思います。県に行っていただければ場を設けます。この事業の費用は、約50万円を使っています。調査団の参加者募集は平成27年度に変わったと聞いておりますが、学生をたくさん呼ぶようにしたようです。ただ県民に広く、反対者も含めて誰でも参加していいように、公募は岐阜県としていまだにしています。そういうものとして参加していただいても構いません。先の質問などには国土交通省も個別に対応しますということです。

【県回答】学生の枠を増やしたことは確かです。ただ減らしたというイメージではなくて、関係する市町村へのご紹介はいまだにしています。ただ前みたいに無条件でたくさんというのはやめていただきたいというお願いはしているかも知れません。

104、低水温で環境に悪影響がある徳山ダムの一部を長良川に流す木曽川水系連絡導水路事業の「検討の場」において、県は本事業による長良川の環境悪化の危惧を表明し、事業の継続・推進の発言をやめ、反対の立場をとられたい。　　(県委員会)

【県回答】本件は渇水時における河川の環境保全、加茂・東濃地域の渇水被害の軽減の効果をこの事業に期待しています。また、中部圏域全体の利益にも通じることから国や水資源機構等に対し、速やかに検証作業を実施して事業を推進されるよう要望していこうと思っています。

105、ダムなどに頼らない河川整備計画を立て、災害から命を守る地域力を高め、長良川支流の亀尾島川で本体建設工事を進めている内ヶ谷ダムの建設事業の中止を求めます。(県委員会)

【県回答】内ヶ谷ダム建設事業については、平成22年から24年までダム検証をさせていただきました。その検証結果にもとづき、河川改修と内ヶ谷ダムの長良川の治水安全度を向上させていくことを決めております。その関係でハード対策を進めています。そのほか、きめ細かな河川情報の発信、河川カメラの設置、ハザードマップや伝統的防災マップを用いた防災教育のソフト対策も進めています。今後ともハード、ソフトを効果的に組み合わせた総合的な治水対策を進めて長良川流域の安全安心を確保してまいります。

106、リニア新幹線建設は、時速500キロの高速、86%のトンネル、直下型地震、事故の避難対策、地下水問題、残土問題、電磁波問題、膨大な電気量の使用、JR東海1社で膨大な建設費用など多くの問題があるにも関わらず、国会審議も経ないまま国土交通大臣の認可で建設がすすめられていますが、国民合意のない建設工事をやめ、建設計画の是非について検証し、中止を含め見直すべきです。

駅周辺整備や都市間連絡道路などは自治体負担のため、中津川市は岐阜県とともに建設計画をすすめています。中津川市当局はまだどこが負担するのか決まっていないと言いますが、建

設費用は岐阜県で負担をしていただきたい。建設費用ねん出のため、市民の暮らしにしわ寄せが来ています。（中津川市）

【県回答】（都市建築部）リニア中央新幹線・品川名古屋間につきましては、平成26年10月国土交通大臣によりJR東海の工事実施計画が認可されたところでございますが、県としましてはJR東海の環境保全保持措置の履行状況や、環境影響評価準備書に対する知事意見にもとづき、JR東海が行おうとしている県、関係市町への協議報告、地元への説明の内容などについて慎重に確認してまいります。そのうえで必要に応じJR東海に対し環境保全上の意見を述べ、JR東海に適切な対応を求めてまいります。駅周辺整備等につきましては、地元の市等で構成いたします岐阜県リニア中央新幹線活用戦略研究会基盤整備部会や駅周辺整備協議会で検討してきたものでございまして、今後関係機関において事業主体や費用負担について協議が行われることになります。他の自治体との均衡、整備に伴う受益の範囲なども勘案しながら基本的な整備ができるよう関係機関と議論をされております。なお、今年度市町村が行うリニア中央新幹線活用戦略の推進に資する事業に対して助成をする制度を新設したところでございます。

【県回答】（都市建築部）リニア中央新幹線活用戦略推進事業費という事業で、今年度立ち上げさせていただきました。今年度の予算は1千万ということでございます。これは私どもリニア中央新幹線活用戦略研究会で活用戦略の推進ということをやっておりますが、この研究会も含めてその下部組織で施策の実現に向けて協議、検討していただいているところでございますが、その協議の結果、施策として実施していくことになった場合に、それを促進していこう、あるいは県も一緒になってやっていこうということで補助率2分の1ということで制度化をさせていただいたものでございます。今年度は中津川市がこの補助制度を活用して事業を推進しておられます。私どもも駅周辺整備計画については計画段階から関わっていますので中津川市が事業主体でありますが私どもも一緒になって進めてまいりたいと考えております。

107、リニア中央新幹線関連事業（濃飛横断自動車道） 坂本岩屋堂地区は、貴重な動植物群が生息する日本でも有数の湧水湿地帯で、ハナノキやシデ コブシをはじめ、環境省や県のレッドリストに指定された動植物も多く確認されています。この湿地帯を分断する岐阜県のリニア中央新幹線関連事業（濃飛横断自動車道） の計画がこのまま進められると、湿地帯の湧水や地下水脈など水環境に変化が生じ、 貴重な動植物群の絶滅も現地では心配されています。貴重な動植物群を損なう事のないような事業計画を立案・進行するようにしてください。（中津川市）

【県回答】（県土整備部）濃飛横断自動車道につきましては、これまでにも既存の文献資料の確認を行うとともに、地元の環境保護団体、学識経験者の方々にも現地を含めまして意見を伺いながら調査を実施しまして、群生地などの把握をしたうえでそれぞれに配慮したルートを選定しております。今後も引き続き必要な環境調査を実施して、専門家の意見を伺って環境への影響に配慮し進めてまいります。

【県回答】（県土整備部）濃飛横断自動車道ルート変更について環境等いろんな状況をふまえた中で、都市計画決定という手続きにもとづいて現在のルートは設定されているという現状でございますので、現在このルートの変更ということにつきましては事業者としては考えていません。そのうえでいろいろご意見をいただいております。そのなかの一つとして動植物、植物のみでなく動物とかそういうもにつきましても、この事業を進めるうえでの影響を極力無くそうということでいろんな方から意見をいただいているということでございます。植物等につきましてはその影響が極力少なくなるような方法とか配慮について、専門家の意見を聞きながら現在検討中ということですので、具体的にどういう対策かというのは今まさしく検討中ということでございますので、充実度が高まればお応えできると思いますけども、そういうことも含めて検討を進めているということでございます。

【県回答】（県土整備部）先ほどと同じ繰り返しになりますけれども、都市計画を決定する際に必要

な手続きや調査等ふまえましてルートが決定されているということでございます。その際にご意見いただいているということ、その後の調査、学識経験者の意見等をふまえまして環境については配慮しながら進めていきたいというふうに考えております。

108、リニア中央新幹線―トンネル工事による安全保障について

リニア中央新幹線計画が進められており、恵那市では全長約10km農地、約8kmがトンネルです。特に、自宅の下12m という浅い住宅地も通ります。また、地滑り注意地区や、活断層の地盤の軟弱な地域も通ります。一言の相談もなく事業者が勝手に計画したもので、避けて欲しいという地権者の意見も聞かず、また岐阜県は地権者、主権者である県民の声を聞くべきと思うが、い まだその機会も設けられず、用地買収など事業者の計画を支援しています。長野県中野市では北陸新幹線のトンネルが原因で、地下20m ですが地盤沈下、水枯れ等が発生しています（6月2日信濃毎日）。ここでの行政の関与については中野市議会6月議会の答弁では、「事業者と市民との問題ですでに対応がなされており、今後新たな問題が発生したら対応を考える」という態度です。北陸新幹線の問題を教訓にして次のように対処を要望します。

①JR東海は工事のために事前に各種ボーリング調査を実施しています。了解もなく計画を進めるならば、最低、地権者及び関係地域とともに、住民の安心、安全を守ることを任務とする地方自治体に、この工事の安全性に納得を得るために、調査結果・データを公表し、問題があればそれに対応した工事方法を明らかにしたうえで工事着工するよう、県を通じて国に申し入れてください。

②長野県中野市での問題は、民間の問題で個々の条件を明らかにできない」ことを理由に、問題が明らかにされなかったようです。トンネル工事の影響でどのような問題が起きているか、事前折衝はどのようになされたのか、その経過などを調査し、再発防止を図ってほしい。

③浅い深さのトンネルについて深く、最低 30m は確保されたい。トンネル工法も「シールド工法」として電磁波を遮断する工法にされたい。（恵那市）

【県回答】（都市建築部）①～③について、県としましてはJR東海に対し環境保全措置や工事の安全対策に万全を期すよう求めているところでございます。また工事実施計画の認可権者であります国土交通省においても、地域住民への丁寧な説明による地域の理解と協力を得ながら安全かつ確実な施工を行うよう、JR東海に指導されているところでございます。

109、リニア中央新幹線―ウラン残土について

昨年の質問に対する回答では、約3キロ区間の発生土については工事ヤードで一時保管しウラン含有量を測定するとともに、工事ヤードの敷地を借りて放射線量やラドン濃度を測定することとし、仮に発生土が管理値を超過した場合は覆土及びしゃ水の措置をして工事ヤードで仮置き保管し県、関係市町及び地元自治会に報告するとともに、最終処分方法を決定し対応すると説明しています。8月17日に環境影響評価審査会からJR東海に対して管理値を超過した発生土の最終処分については、専門家の意見をふまえ最終処分計画を定め県及び関係市町に方向を求めるよう意見書の提出がありました。今後県としてもJR東海に対して

①工事ヤード地権者、及び周辺自治体にはこのことは周知されていますか。

②「審査会」からの意見書に対して、どのような回答がありましたか。

③瑞浪市日吉非常口を含む日吉トンネルの工事は落札して業者は決まりました。ウラン含有残土の対応について、事業者への指導は誰が行うことになっていますか。

について、どのような対応になっているのか教えてください。（恵那市）

【県回答】（環境生活部）①ウラン含有土壌等の管理方法を示した司法書について、JR東海は平成28年10月2日および6日に地域住民を対象とした工事説明会において説明するとともに、同月7日に公表しHPに記載しております。②JR東海から提出があった司法書については、平成28年8月17日付岐阜県環境影響評価審査会の意見を踏まえ、同年9月1日付でJR東海に対して

知事意見を提出しております。JR東海は同月23日付で知事意見書を踏まえ、工事ヤードから流出する雨水中のウラン濃度の管理、工事ヤードの敷地境界のラド、及び放射線の把握や管理値を超過した場合の対応の方法などについて修正した司法書を県に提出しております。なお、当初提出があった司法書、知事意見書および知事意見を踏まえ修正した司法書については、県のHPに掲載しております。③トンネル掘削工事に伴う発生土については、JR東海は工事業者に対して司法書にもとづき管理するよう指示するとしております。県としましては、司法書にもとづき発生土が管理されるようJR東海に求めるとともに、掘削工事の開始後、発生土の管理状況を必要に応じて工事業者に確認してまいります。

【県回答】（環境生活部）山口でのウラン放射線量の計測のお話でございますが、専門的な知見がどうかということもございますが、現在JR東海は山口では放射線量、ウラン考証環境影響評価の段階で調査をしていて南垣外では計測をすると言っておりますが、山口のほうでは計測をしないとおっしゃっているとのことでした。私どもこういうお話があるということはお伝えいたしますが、事業主体のJR東海がお考えになられるということでございますので、今日あったお話はお伝えするようにいたします。

110、リニア中央新幹線―水枯渇につて

①水枯渇について、因果関係が明確になったら補償する、ただし30年という期間です。民間事業者であるJR東海の事業について、農民など水利権者がリスクを強いられることは不合理です。最低、永久的に補償するようJR東海へ求めてください。

②6月末に28年事後調査を発表しました。その中での問題点など、どのように評価されていますか。ご回答ください。

③水枯渇の因果関係を明らかにする場合に、JR東海は工事の1年前の調査としていますが、年によって降雨量が違います。複数年は必要ではないのか。当今年は干ばつで、トンネル地域を水源としている一級河川の千田川の流水も少なく、田植えが困難な田もありました。リニアトンネルが通ることになれば、少しの減水でも干ばつが日常的に発生することになります。そのリスクは当然農民にあるのではありません。原因を立証するには、事業者であるJR東海が複数年の調査を行う必要があります。また、調査地点について、どこを調査するのか、それが科学的に妥当なのか、第3者の評価が必要ではないか。調査範囲はJR東海が規定し極めて狭い地域です。本来、影響が心配される場所についてすべて実施すべきであり、地元住民の水利権に支障をもたらす不安のある事業です。少なくても第3者の評価が必要です。ご回答ください。　（恵那市）

【県回答】（環境生活部）②平成28年度の水資源にかかる事後調査については、トンネル掘削工事開始前の状況を把握する調査と認識しております。③河川の流量にかかる工事前の事後調査については、環境影響評価書の準備書の知事意見で調査対象、調査期間について具体的な事後調査計画を策定するよう求めており、JR東海はトンネル工事前１年間月一回の観測を考えていること、断層や火砕帯の成状や連続性も考慮の上、非常口も含む予測検討範囲内でトンネル計画路線周辺の主な河川を対象に、その流域の下流地点などから調査地点を検討することを環境影響評価書で示しております。県としましては事後調査が確実に実施されていることを確認するとともに、事業の実施により環境に著しい影響を及ぼす恐れがある場合には、必要に応じて環境影響評価審査会を開催するなどして、JR東海に対して環境保全上の意見を提出し必要な措置を求めてまいります。

【県回答】（環境生活部）河川流量の調査が一年だけでは少ないのではないかということですけれども、県では工事前の河川の流量を調査するということで1年を通じて12回の調査をするということで、確かに多い年、少ない年あるわけですが１年を通じると多い月、少ない月もふまえて調査をするということで、この程度をやれば工事前の状況を把握するということでは妥当ではないかというふうに考えております。

【県回答】(都市建築部)①JR東海はリニアの事業説明会等において工事中に水枯れ等起こした場合は応急的な処置を行い、リニアの工事に因果関係があることが明らかになれば恒久的な対応を行うという説明をしています。また環境影響評価準備書に対する知事意見への見解としても、JR東海は減水との情報が認められた地区では応急対策を実施するとともに、トンネル工事完了後も観測等を継続し、必要に応じて地元の皆様とお話をしながら恒久対策を実施する旨を明らかにしています。県としましてはそういった実施状況を確認していきたいと考えております。

【県回答】(都市建築部)地下水枯渇恒久対策が30年だけという指摘でございました、これは国の通知といいますか、基準が30年ということでございまして、これに準じてJR東海が対応するといっていることでございまして、私ども国の動向には注視していきたいと思っていますし、私どもが30年ではだめだというふうに言える立場ではないので、JR東海に対しては皆様のご心配の声というのをお伝えしていきたいと思います。

111、リニア中央新幹線―中部電力のリニア専用送電線建設について

①景観に大きな影響があり、恵那市としての存在価値を阻害する、送電線計画は廃止させ、電磁波対策を整備した地下ケーブルに変更してください。

②現在の計画では、恵那北小学校近くの上空の計画については中止を求めます。

③中電鉄塔敷設に関し、環境影響評価を実施しています。その中にパブリックコメントの指摘もあって、電磁波についてが項目に追加されたと思います。中部電力はこの項目についてどのような内容で対応していますか。 ご回答ください。 (恵那市)

【県回答】(環境生活部)③中部電力の愛岐幹線から恵那変電所までを結ぶ(仮称)500キロボルトを恵那分岐線新設事業(仮称)については、平成28年4月12日に中部電力から環境影響評価報告書の提出があり、同年9月1日付で中部電力に対して知事意見を提出したところです。知事意見では電磁界が人体に及ぼす影響について地域住民等の不安感を払しょくするために、具体的なデータを示す等、わかりやすく示し、準備書に記載することを求めており、中部電力において検討されているものと考えております。

【県回答】(都市建築部)①②これまでも事業主体である中部電力から送電線といった電力供給設備の整備計画、工程や電磁波などについて地元住民の皆様に対し説明がなされているところと聞いております。県としましては適宜、中部電力に対し送電線計画に関して住民の皆様に丁寧に説明するよう求めてまいります。

112、リニア中央新幹線―残土置き場について

昨年の要望で、残土置き場の下流域についての調査を要望しました。回答はJR東海が設置する処分場については、県とともに環境対策を取らせるなど規程しているとのことですが、現在、恵那市で予定されている発生土処分地は、農地改善に活用するもので発生土を活用してほ場整備が計画されています。よって、環境への影響の責任は、事業者である「農業団体」となるようです。 JR東海は安全な、問題のない発生土を支給するといわれますが、これまでもトンネル工事で異常値の土が出ています。

①下流域への影響について、発生土供給者であるJR東海はその責任を負うことを文書で明確にされたい。

②そして、事前調査を義務付けていただきたい。 (恵那市)

【県回答】(都市建築部)①②岐阜県では埋め立て等の規制に関する条例により環境基準に適合しない土砂等による埋め立ては原則禁止となっております。JR東海には当該農業団体に環境基準に適合しない土砂等を提供しないように申し入れます。またJR東海は昨年中津川市山口、あるいは瑞浪市南垣外で工事説明会を実施していますが、その際にも発生土について自然由来重金属等の含有量の調査を実施すると説明しております。

【県回答】(都市建築部)JR東海の建設発生土の活用については、JR東海自ら埋めて管理をする

仕事です。それからJR東海以外の方々が事業主体となる場所に発生土をもっていくという三通りがございますが、今お話をいただいているところは後者の例だと思います。JR東海は当然ながら埋め立て条例の規制により不適合の埋め立ては禁止されておりますので、それを一般の事業主体の発生土のところへもっていくということは基本的にできないということになっております。また説明会でもJR東海が言っておりますように、事前に重金属等の有害物質の含有量を調査をしますので基本的に有害な発生土が一般の事業主体のところへ持ち込まれることはないと思っています。また発生土を活用するJR東海以外の事業主体の皆様に対しても各種法令の規制がかかってまいりまして、土砂の流出を防止するための規制等がかかってまいりますので、そういった規制によって担保されているものだと考えております。

【県回答】（都市建築部）残土について、JR東海が問題が起きてから考える姿勢だという指摘をいただきましたが、私どももJR東海に対しては住民の皆様に説明をしっかりするとか、ていねいにするとか当然として今も求めておりますし、今後も求めてまいりたいと思っております。また、発生土をJR東海が自ら管理しない場合、民間事業者へもっていく場合は民間当事者間との関係になります。JR東海に対してもそうですが、残土を受け入れられる事業者の方にも各種制度にもとづく規制がかかってまいりまして、それにもとづいてしっかり対応していくことは当然のことでございますので、私どももJR東海に対しては住民への丁寧なご説明と法制度の順守というのを今後もしっかり求めていきたいと思っております。

113、リニア中央新幹線　トンネル工事についての質問と要望

恵那市約 10km 中、トンネル部＝山岳部は約 10km、このうち恵那市長島町中野乗越地域では県道恵那白川線を横切り、土かぶりも薄く住宅地の地下を通ることになります。計画では当地域は以前「沼田」でした。土かぶりが13m～17m と極めて薄く地盤沈下など不安です。

質問①　深さについて

「もっと深く30m以上にしてほしい」との住民の要望に、恵那市の担当窓口では「もう遅い」との回答。現実には計画が進んでいますが、いつだったら、この問題について、恵那市民地権者または恵那市行政の意見・要望を聞かれるのか。教えてください。

質問②　構造物設置（建設・建造）と県・市行政のかかわり

トンネル建設について、一般的に言われる建築確認は必要ではないのか。それとも中央新幹線計画は「全幹法」に準ずることによるために、適用外なのか。教えてください。

質問③　トンネル上部の建築と区分地上権について

JR東海はトンネル上部土かぶり30m 以上は区分地上権も設定しないというが、この地上に地権者が構造物を建造・建設するときに、県・市行政は一般の土地と同様に取り扱うのか、区分地上権設定されているために、特段の規定に従わなければならないのか。教えてください。

質問④　レッドゾーン、イエローゾーンでのトンネル工事について

レッドゾーン、イエローゾーンでトンネル工事が計画されています。ここでは特に工事発注前に、どのような仕様で工事し、その後の管理方法も明確にされていなければならない。そのために県及び市はどのような仕事をするのか。教えてください。

質問⑤　県道地下通過について

重量車両が利用する県道白川線の地下13m程度をトンネルで通過します。そのための対応策についてJRは特に考慮していないと言います。岐阜県の見解は如何か。教えてください。

要望　現地では7月末、中心線測量の中間報告会として、次のステップの「幅杭うち」のためとした説明会が開かれましたが、住民は納得していません。軟弱地盤でもあり、地盤沈下など不安事項について第三者委員会が認めた対応策を明らかにしてから用地買収の交渉が始めるべきです。県は、事業者の都合もあるが、住民・地権者ひいては岐阜県土の環境維持のために、まず、JR東海の安全対策を評価したのち、用地買収の支援に取り掛かっていただきたい。

（恵那市）

【県回答】（県土整備部）④レッドゾーン、イエローゾーンの区域指定の根拠となっております土砂災害防止法では、指定したゾーン内における住宅宅地分譲などの開発工事に関して規制をしておりますが、それ以外の工事につきましては規制の対象にはしておりません。したがってレッドゾーン、イエローゾーンでのトンネル工事に対して県が土砂災害防止法にもとづき規制等行うことはございません。ただし砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地滑り防止区域内における土被りが少ないトンネル工事に対しましてはその工事内容等につきましてそれぞれの法律にもとづき審査を行います。

【県回答】（県土整備部）⑤県道地下の通過について、福岡のトンネル崩落事故が発生した事例もあるので、地下トンネルが道路に支障をきたさない構造になっているかについて確認しながら進めてまいりたいと考えております。

【県回答】（都市建築部）①これまでのJR東海において中心線測量の実施等に際して、地権者の皆様などにご説明を行い、ご意見を伺ってきたところでございます。県としましては引き続きJR東海に対して、住民の皆様への丁寧な説明と工事における十分な環境安全対策の実施を働きかけてまいります。

【県回答】（都市建築部）住民の方が納得していないと、また文章を持ってきてくれといっているのに持ってこないという対応があるというようなお話でした。こう言ったお話はこの場だけでなく住民の方々から私どもにもいろいろお話を頂いております。その都度JR東海に対してはきっちりと対応していただくようお願いをしております。今後もそのようなお話があれば、JR東海にもお伝えしたいと思っております。

【県回答】（都市建築部）②トンネルにつきましては建築基準法で規定されております現地確認申請を要する建築物・建築設備・工作物には該当いたしませんので、現地確認申請の必要はございません。③区分地上権設定の有無にかかわらず構造物を建造建築する場合には、その該当となる地域におきまして建築基準法や都市計画法など、対象となる土地利用に関係する各種法令にもとづく規定に従っていただく必要がございます。これらに加えまして区分地上権が設定されております場合にはその内容におきまして一定の行為が制限されるということでございます。

114、急傾斜地対策を緩和して10軒、5軒以下でも整備するようにしてください。（「危険地域」と指定されても対策が講じられなければ、命や財産を守ることはできません）　（土岐市）

【県回答】急傾斜地法では、第一義的には土地の所有者や被害を受ける恐れのある方が対策工事を実施することとされています。県では、急傾斜地法にもとづき、ある程度の規模を有した公共性が高く、土地の所有者等では経済的、技術的に困難と認められる場合について対策工事を行っています。まだ対策個所は数多く残されています。現在のところ事業の採択要件を緩和する予定はありません。

115、急傾斜地崩壊危険個所においてがけ崩れが起こっています。こうした急傾斜地崩壊危険個所において、急傾斜地崩壊防止対策事業を促進してください。　（岐阜市）

【県回答】県では人命を守ることを最優先とし、公共性が高く、過去に土砂災害が発生した箇所、人家密集箇所、要介護者利用施設のある箇所などについて、重点的に事業を実施しているところです。

116、地域全体に土砂災害の恐れがある急傾斜地について、地盤調査、補強工事の助成制度を創設してください。　（岐阜市）

【県回答】急傾斜地法では、第一義的には土地の所有者や被害を受ける恐れのある方が、対策工事を実施することとされています。県が特定の個人や地域に対する助成制度を創設する予定はありません。但し、ある程度の規模を有した公共性が高く、土地の所有者等では対策を行うことが経済的、技術的に困難と認められる急傾斜地については、県が対策工事を行います。また、市

町村が急傾斜地対策工事を行う場合もありますが、この場合には県の補助制度があります。

117、最近の大雨による土砂災害等に対する早急な対策を求めます。土砂災害危険個所の基礎調査と警戒区域指定、住民説明会等の開催など土砂災害対策の整備を急いでください。

（中津川市）

【県回答】県では、土砂災害から人命を守るために適切な住民避難を図るため、警戒区域指定や住民説明会などに取り組んでまいりました。今後もこのような取り組みのほか、防災訓練やハザードマップ作成支援などを継続し、警戒避難体制を強化する取り組みを推進してまいります。

118、境川総合治水対策特定河川事業について、早期の河川改修と河川状況の把握など浸水被害を防ぐ対策を促進してください。（岐阜市）

【県回答】境川総合治水対策特定河川事業の境川については、中流部の河川改修を進めるとともに平成20年8月豪雨により浸水被害が発生した岐阜市高田地区においても暫定的な河川改修をすすめ、平成26年5月に完成しております。今後も引き続き、河川改修を進めてまいりたいと思っています。また、ハード対策だけでなく、大雨や洪水に関する危険情報を自動的に発信する岐阜河川と道のアラームメールや、インターネットで雨量や水位をリアルタイムで提供する岐阜県川の防災情報など、ソフト対策も併せて浸水被害を軽減するように努めてまいります。

119、藍川橋（川島三輪線）は岐阜市北東部の芥見地域と藍川地域を結ぶ橋梁であり、主要3幹線道路が集中した交通量の多い地点です。朝夕のラッシュ時だけでなく、恒常的に交通渋滞が発生しており、四車線化の早期事業化を要望します。（岐阜市）

【県回答】藍川橋については、早期事業化に向けて、整備方法、手順、課題等の整理、こうしたものの現在検討を進めているところです。

【都市建築部】

120、「岐阜かかみがはら航空宇宙博物館」のあり方のついて

リニューアルにあたっての建設費が当初約30億円から最終的には約49億円に増額され、県の財政状況から考えてもここまで大規模な事業費は見直すべきであったと考えます。この博物館の目玉は、戦時中の飛燕（ひえん）とのことですが、この施設のねらいは、子どもたちに航空宇宙技術の面白さを伝え、航空宇宙産業の人材をつくっていこうというものです。こうした情勢の下でのリニューアルであるならば、二度と、若者やこの地の技術が軍事利用されることなく、平和産業を貫くメッセージを込めるべきです。また、博物館法に基づき、学芸員も配置するなど、産業の歴史や社会的背景を学べるものにしてください。（県委員会）

【県回答】（商工労働部）今回のリニューアルによって、この博物館は日本を代表する航空と宇宙の専門博物館に生まれ変わる予定。本件の航空宇宙産業のPR、人材の確保につなげるだけでなく、国内外から多くの観光客が訪れる産業観光施設になることから、観光産業に振興にも大いに寄与するものと考えている。事業費については、博物館をより魅力的なものにするため、国から約11億円の交付金をいただくことができ、県の負担は大幅に圧縮できる見込み。今後も経費削減に努めていきたい。「飛燕」の展示については、博物館全体でみると、人類初の動力飛行機「ライトフライヤー」とか、人工衛星の「はやぶさ2」、これら多々ある目玉展示の一つということで理解してほしい。飛燕については、塗装を行わず、地域における航空機産業の発展の歴史、航空機技術の変遷に関する理解を深めるため、製造後のありのままの姿を見せる予定で考えている。我々もとりたてて戦争を美化する意図は全くない。運用については、学芸部門も従来より大幅に増員し、体制を強化したいと思っている。アメリカのスミソニアン航空博物館や東京の国立科学博物館を参考に、単に資料の収集、展示にとどまらず、産業の歴史、社会的背景、人類の挑戦の歴史を丁寧に示していきたいと考えている。もちろん、教育的効果を目指す施設として、今考えていることは、学校行事等での利用を伸ばすため、教育委員会と連携して、新たにこの博物館を

活用した教育プログラムを提示していく予定。

121、養老線が地域住民に必要不可欠な公共交通機関として、安定した運営が行われるよう、車両や安全設備をはじめ鉄道事業の基盤強化と赤字分を補填する支援制度の抜本的拡充を求めます。

養老線存続に向けて、沿線自治体等で法定協議会が設立され、養老線交通圏地域公共交通網形成計画（素案）が提案されました。しかし、この計画案では、ダイヤを増やして鉄道利用者を増やす計画案にはなっておらず、養老線の赤字路線脱却の見通しは見えてきません。

赤字路線を脱却するには、利用者を増やさなければなりません。そのためには、朝夕の通勤・通学者の利用者だけでなく、免許証を返納した高齢者が利用できるようにすることや、地域の観光資源を生かして観光客等外来者を誘導するなど地域の活性化と連動しなければなりません。そのためには、養老線のダイヤ回数を増やし利便性を高めることが求められます。しかし、網形成計画案にはそのための対策が盛り込まれていません。朝夕の利用者だけでなく、昼間の利用者を増やすため昼間の本数を増やすことが必要で、そのためには車両の増設や更新、駅舎の改修、運転手等のプロパー職員の養成が求められ、国・県の支援を求めます。　（大垣市）

【県回答】養老鉄道については、ここ数年その存続について関係市町の間で議論がされてきましたが、この2月に関係7市町の出資にもとづく管理機構という機構をつくり正式にスタートしたところです。現在、要望にもあるように交通網形成計画を策定中で、これに対するパブリックコメントが7月いっぱいに出されまして現在コメントの集約中と伺っています。養老線の利用形態変更については、基本的にはこの養老機構が所有して養老鉄道が運用していくという形で、現在来年1月1日の形態変更に向けて国と協議をしているところです。特に財政支援については、設備投資については国及び県、それから維持修繕については県の補助制度によって支援を行う考えです。運行する養老鉄道株式会社に対しては、需要喚起や誘客拡大の取り組みに対し県の利用促進の補助金を昨年度から設けさせていただいておりますが、利用促進補助金を通して利用促進を促していきたいと考えています。

122、JR中央線の瑞浪駅の止まり・始発を中津川市まで延伸させるよう、国交省、JR東海に要請してください。仮に、リニア中央新幹線ができるとしても、人口減少を防ぐ重要な手段と思います。
（恵那市）

【県回答】リニア活用戦略の中で、在来線の輸送力強化をうたい、リニアができるだけで中央線は弱くなってはいけないということで輸送力強化をうたっています。JR中央線の多治見駅東の運行本数の増加については、毎年JR東海に対し沿線自治体の要望事項として取りまとめ今年も2月にJR東海に申し入れたところです。今年度後半に向けて沿線自治体のご要望をふまえまして、引き続きJR東海へ申し入れを行っていきたいと思っています。

123、県営住宅の廃止は行わないでください。　（土岐市）

【県回答】自力では適正な居住水準の住宅を確保することが困難な、いわゆる住宅確保要介護者の居住の安定の確保を図るというのが公営住宅の目的となっています。そのために限られた財政の中で既存ストックを有効に活用しながら、必要な住宅の確保を進めていきたいと思っています。

124、高齢になり免許証を返上しなければならない人が増えています。地域の公共交通の整備・見直しを行い、老後も安心して外出ができるようにしてください。　（土岐市）

【県回答】県においては、市町村が主催する地域の公共交通会議等に参画し、各地域の実情に適した公共交通網のあり方について助言を行っています。また、具体的な支援として市町村自主運行バス及びバス事業者に対し運行経費を補助しています。ちなみに各市町で免許証の返上に対して何か施策を取っているかお聞きしたところ、8月1日現在で19の市町が何か検討していますし、4月の時点では16でした。まだ正式にはなっていないが検討中のところも3つ、4つあり

ます。間違いなく返納者対策は必要になってくるのかなと考えています。引き続き、コミュニティバスの充実について支援を検討していきたい。それと併せて、国の方で道路運送法の見直しであるとかが進んでいるようですが、そいう情報等を把握次第各市町に連絡させていただき効率的で効果的な公共交通の運用について実施していただくよう、側面から支援をしていきたいと思っています。

125、公共交通対策へ県の支援を強化してください。

高齢化社会になり、公共交通対策は時を待たない施策が必要となっています。デマンドタクシー、タクシー券と自治体で試行が進んでいます。迷うながらも路線バスを切り替えてよかったという自治体もあります。県からも支援してください。（恵那市）

【県回答】124と同回答。

126、過疎化対策、高齢化対策として地域交通の充実は喫緊の課題です。中津川市は中山間地で起伏が激しいため、荷物を持って長時間の歩行は困難。どうしても車が必要です。

また中津川市は、今後リニア新幹線の駅車両基地、まちづくりのための道路建設など10年間で公共事業の建設が予定されている。そのためにトラックやダンプが町の中を走り回ることが予想され、高齢化による免許証返戻も多くなることが予想されます。コミュニティバスやドアツードアのデマンドタクシーやタクシー利用券補助などが必要になります。その促進のためにも県として補助制度を完備してください。（中津川市）

【県回答】124と同回答。

127、岐阜市が行っている地域のコミュニティバスへ路線を限定することなく運営補助をして下さい。（岐阜市）

【県回答】コミュニティバスへの支援は、平成24年度までは基本的に要件があったところには全部補助してやってきましたが、交通不便な地域、空白地帯とかに重点的に支援するべきではないかというようなことで、平成25年度から補助内容を見直しさせていただきました。具体的には路線の総延長のうち半分以上が人口密集地、まちなかを路線の50％以上が走るところについては補助対象外としたところです。その浮いた分をより不便なところにやらせていただいた結果、岐阜市内のコミュニティバスとして、まちなかを走る車については補助対象外となっています。郊外と中心部を結ぶ路線等で50％以下の路線については従前から補助させていただいています。このあたりの仕組みについては、鋭意見直しをさせていただきたいと思っています。

【県回答】線引きについての質問でしたが、統計的な人口集中地区とのデータが出ておりますので、それでもってそこを通ればある意味、機械的にやっております。それ以前は全部支援の対象にしていましたが、コミュニティバスの路線数が県下全体に乗り合いバスの撤退が進む中でそれを市町が代わりに受け入れ、そうしたことで市町のコミュニティバスの路線数が増えています。そういうこともあって県としても支援の財源に限りがあるので、何か具体的な見直しの方策ということでこういう方法を取らせていただきました。基本的に人口になるかと思いますが、先ほど質問された状況というのはたしかに言われる通りかと思いますが、ひとまずそういった見直しをさせていただきました。先ほど申し上げたようにやはり街中もそうですが、過疎地なんかもかなりの部分をみさせていただいておりますが、正直どんどん伸びていってどこまで支援させていただくのが適当なのかというようなことを現在いろいろデータをみながら検討させていただいています。

【県回答】検討という言葉を簡単に使いすぎたのですけど、県内で600を超える路線を補助の対象にいうことでみさせていただいています。例えば、なかには年間の利用者が5人とか10人とかいう路線もあります。それを今すぐどうするかとの具体的な検討は行っていません。個人的には問題意識というのは持っています。そういう意味で先ほど申しましたように限りがある財源の中で、それを有効にというと変な言い方になりますが、より効果的に支援させていただけるように考えさせていただきます。先ほどの撤回という言葉は撤回させていただきます。運行主体は市町という

ことで、先ほど少しお話しましたが、国のほうでいろんな動きがありまして、例えば、トラックに人を積んで帰るとか、逆にタクシーに荷物を積んでいくとか、バスも通常のバスとかは国土交通省、スクールバスは文科省、福祉バスは厚労省というような縦割りのところをどのバスに誰が乗ってもいいようにする動きもありますので、直接財政的な支援ではありませんがそういったノウハウを把握して少しでも市町に情報提供できるように、そういった形でやれるんだということであれば効果的に3台のバスを走らせなくても1台で、そういった意味での支援をさせていただきたいと思います。

128、JR西岐阜駅周辺には、県立美術館、県立図書館、現在計画されている仮称「岐阜森の恵みのおもちゃ美術館」やリニューアルされた岐阜市科学館、サラマンカホール、ヒマラヤアリーナなど、いずれも公共交通が貧弱で利用者は車使用を余儀なくされ、土日などは駐車場不足が慢性化しています。JR西岐阜駅をハブとして、長期的環境的視野にたち、車利用に過度に依存しない、便利な公共交通や自転車で、安心して暮らせる街を作るよう強く要望します。　（岐阜市）

【県回答】県美術館、図書館等へはJR岐阜駅・西岐阜駅から乗り合いバス、市町村バスが運行されています。その運行バス、運行ルートなどについて岐阜市の公共交通会議に参画させていただき、よりよい路線、ダイヤ等について助言していきたいと考えています。ここではJR西岐阜駅周辺の公共交通、駐車場不足とかうたわれていますが、西岐阜駅に限らずどこの市町村も地域、時間によっては同じような状況ですのでより公共交通を使ってそういった不便を解消できるように県の方からもいろんな機会を通じて訴えていきたいと思います。

【県回答】アンケートをおこなっているかどうか私は把握しておりません。それぞれ館のHPにはバスの時刻表とか乗り方について案内し、できるだけ公共交通で行きましょうという呼びかけをやらせてもらってますがアンケートを実施しているかどうかは把握していません。県が市町の公共交通会議に出てリードすべきだとのご意見は参考にさせていただきます。

129、県や市町村に空き家活用のために空き家住宅情報（空き家バンク）を創設するよう働きかけることと、空き家対策に財政支援をしてください。　（羽島市）（笠松町）

【県回答】空き家バンクについて、岐阜県空き家等対策協議会において各市町村の空き家バンクの開設状況、こういった情報を共有するとともに現在国において全国版の空き地バンクの構築を進めています。各市町村に参加を呼び掛けているところです。空き家対策への財政支援については、市町村が行う補助事業、空き家の取得、改修、除去等あるいは市町村が空き家の行政代執行をした際の経費について、平成29年度から支援を行っているところです。

130、県総合医療センターの駐車場数が少なく、受診される方が満車のため駐車に時間がかかり困っています。増設を要望します。　（県委員会）

【県回答】（健康福祉部）県総合医療センターは、平成22年4月に地方独立行政法人となり県が指示する中期目標をもとに自主的に病院の運営を行っている。駐車場については、これまでも必要に応じてハード整備、混雑時間帯の診察検査を空車率の高い時間帯にシフトするなど各種対策を講じている。県として、引き続き、県総合医療センターの自主的な運営を見守りながら、必要に応じて各種支援を検討する。

131、民間住宅の耐震化が遅れています。高齢者世帯や低所得者世帯は補強工事の費用が大きなハードルとなり工事に踏み出せません。県内の民間住宅耐震化を進めるため、年金生活者などに対する耐震工事費助成制度を創設してください。　（県委員会）

【県回答】県では、昭和56年以降の旧耐震基準で建てられた木造住宅の耐震補強工事に対して支援を行っています。その内容としては補助を受ける方についての要件は設けずに全国的にみても高い額の補助制度を行っています。

132、揖斐川からの水利権、取水期間の拡大について

輪之内町の福東輪中土地改良組合の福東用水導入時期の繰り上げについては、2015年度

予算要求でもお願いしましたが、再度要望させていただきます。

現在の水利権はすでに平成22年度末で許可期間が終了しており、平成23年度以降は「暫定」で従来通りの条件で認められているということです。「従来通り」ということは取水期間は6月1日から9月30日までということですが、福束用水が完成したのは昭和40年代と思われますが、当時とはまったく農業形態が変わってきており、実態に合わないものになっています。早いところでは4月、多くの農家は5月には田植えが始まっています。

長良川の海津市の勝賀用水の取水期間は4月1日から10月10日までであり、揖斐川の海津市福岡の中江用水や安八町の中須川用水は「通年取水」となっています。

福束用水においてもできれば4月から、遅くとも5月には取水できるようにしていただきたい。また、水稲の成熟期に乾燥状態が続くと「胴割れ米」になる恐れがあります。

なお、「暫定」というのは、「取水期間の拡大を検討しているが、まだ結論が出ていない」ということでしょうか。もしそうであるなら是非ともこれらのことを考慮して認めてください。　（輪之内町）

【県回答】（農政部）当該地域の取水については、福束用水と併せてきめ細やかな水利用のため取水調整のしやすい井戸水が利用されており、要望期間においても井戸水が使用されています。こうした実態から福束輪中土地改良区との協議において、福束用水については現行の取水期間で問題ないと伺っています。現在、取水期間の延長については検討はされておりません。しかしながら、営農経済の必要と併せて水利権の行使は、必要であると認識しており、引き続き、土地改良区と連携いたしまして営農経済の変化等による水利用の実態の把握に努めるとともに、今後圃場整備等が未整備の区域で、その事業の実施と併せて取水期間の延長について検討していきたいと思います。

【教育委員会】

133、小学校・中学校での少人数学級（35人以下）を早期に実現、拡大してください。教職員の確保は正規雇用ですすめてください。　（岐阜市）（羽島市）

【県回答】児童生徒に対するきめ細やかな指導の一環として充実させるために、国加配を活用して、現在、小学校1年生から3年生及び中学校1年生において少人数学級編成をしておりますが、対象学年の更なる拡大のためには、一層の教職員の増員が必要となります。しかしながら、厳しい財政状況にあって、さらに県単独予算措置によって教職員を増員して全学年、全学級において少人数学級を編成していくことについては、困難な状況にありますことから、今後の国の定数改善の動向を注視しつつ、継続して少人数教育の推進に務めてまいりたいと思っております。

【県回答】小学校2～3年生、中学校1年生については、県として単独で少人数学級として推進しております。全学年、全学級との要望だと思いますが、財政的な面もありますので、国へ定数改善の要望を引き続き求めながら、県として推進できるところは推進していきたいと思っております。国の動向を注視してまいりたいと考えております。

134、小中学校の教員の多忙を解消するために、教員を増員していただきたい。　（高山市）

【県回答】教育現場が直面している課題は、複雑化・多様化しておりまして、教職員に求められる役割の増大・拡大が多忙化につながっていると認識しております。県教育委員会では、教員が一人ひとりの児童生徒に丁寧に関わりながら、諸課題への解決を進めていくことができるよう、学級規模に応じて配置する教員に加えて、国からの加配を活用し、いじめや不登校、校内暴力等、生徒指導上、特別な配慮が必要と認められる事情を有する生徒に対する指導に当たる教員等を配置しております。今後も国の定数改善の動向を注視しつつ、継続して加配定数の拡充を要請してまいりたいと思っております。

135、子どもたち一人ひとりの成長を見守り、ぞれぞれの個性を大切にできる豊かな学校教育を実現するために、学校規模や実態に応じ正規教職員を増員してください。　（岐阜市）

【県回答】子ども一人ひとりの成長を見守り、それぞれの個性を大切にする豊かな学校教育を実現するためには、正規教職員数の確保は重要と考えております。ここ数年、600人以上の採用予定数で教員採用選考試験を実施しております。現在、本件の正規教職員は全国平均と同程度の割合で確保できていると思っておりますが、今後も正規教員数の増員、確保につとめてまいりたいと思っております。

【県回答】学校における公務者の割合ということですが、逆説な言い方かもしれませんが、臨時採用者の割合ということでお答えします。年度当初に、臨採の方のお力をお借りしてということでありますが、小学校が4．9％、中学校が5．0％です。この他に、産育休や病気で正規の方がお休みになられることに対して、別の講師の方が入っておられることもあり、臨時的な方もあります。

【県回答】市の教育委員会単独で援助される部分は、有能な臨時採用の方をお探しされるということですし、県の教育委員会全体としては、臨時的任用の方の人数を減らしていくということを考えているうえで、教員の採用計画を立てております。今後、少子化が進んでいきますので、子どもたちの数が減って、学級の数が減ってとなりますと、教員数も全体として少しずつ減っていくことですので、臨時採用の方々の割合は、それにともなって減っていかざるを得ない、逆に公務者の割合が高くなっていく見通しはもっております。

136、小中学校教諭（公務員）の給与ランクをせめて全国平均まで引き上げてください。

総務省平成27年地方公務員給与の実態では、岐阜県は、47都道府県中39位と大変低い水準です。現場からも若い優秀な人材確保への指摘もあります。大型事業に多額の予算を投入する前に教育行政予算の拡充を求めます。（養老町）

【県回答】総務省の平成27年地方公務員給与の実態における岐阜県の平均基本給のうち、本県は、給与については全国平均より高くなっておりますが、それぞれの地域物価等を踏まえた地域手当が他の都道府県と比べて少額であるため、平均基本給に差がついているのが実態であります。給与等については、民間事業所調査を踏まえて、人事委員会から勧告及び報告がなされておりまして、県教育委員会としましては、人事委員会の勧告を尊重して対応してまいりたいと思っております。

【県回答】給与ランクの全国平均の引き上げ幅の総額について、数字を持ち合わせがないのであとで提出します。就職率についてもあとで提出します。試算についても同時期に提出します。

137、市町村独自の加配教員やサポーター配置（部活の外部サポーターも含む）に県からの助成金の創設を求めます。（養老町）

【県回答】加配教員やサポーター配置については、市町村独自の加配教員等についての県からの助成金創設は考えていませんが、教育支援体制整備事業など国の制度を積極的に活用し、加配人材配置の推進に務めてまいります。

【県回答】再雇用、再任用ということで、ベテランの先生の任用についてですが、子どもさんたちにベテランの技量を大いに生かしていただきたいということとともに、くしくもおっしゃられましたが、若い先生方の指導的な役割をしていただきたいということで、新任教員の指導員的な役割で再雇用、再任用として、お勤めいただいているという現実もあります。ベテランの力をお借りしたいと県の教育委員会としましても考えております。1校に2名の新任ということをお聞きしましたが、学校の規模によって、小さな学校にそういうことは避けるようにしていますし、中学校である程度の規模であれば、1校に2名の新任ということが、あり得ることもありますが、県の教育委員会と市の教育委員会とで連携をとりまして進めてまいりたいと思っております。

138、準義務教育のようになってきている土岐紅陵高校を、少子化を理由に「1学年3クラス以下の学校」は統廃合するようなやり方ではなく、高校の存続・活性化を図ってください。（土岐市）

【県回答】高校の活性化については、平成29年3月に発表しました高校活性化に関する平成28年度の検討まとめにおきましては、入学者数等といった一律の評価により再編統合を検討するので

はなく、高校の特性や地域の実情に応じた単独高としての活性化を徹底的に議論、実施していくことが必要としています。138の土岐紅陵高校、139の瑞浪高校を含む小規模化の進行が急な10高におきましては、昨年度より活性化教育機関を組織し、地域と一体となった活性化策を検討、実施しているところでございます。

【県回答】高校の活性化については、県立高校ができまして、小規模化、振興が進んでいるところにおきましても、それぞれの地域活性化、教育改革を組織していただきまして、単独高校としての活性化を徹底的に議論していきたいと思っております。

139、県は今の学区制を廃止し、全県1学区制にする方向ですが、瑞浪高校は市内唯一の公立高校です。公立高校がなくなると過疎化が進行します。市内の生徒が自宅から通学できるよう存続・活性化できるようにしてください。（瑞浪市）

【県回答】138と同回答。

140、恵那市の恵南の5中学校（岩邑中、山岡中、明智中、串原中、上矢作中）を1校に統合すると市長に答申がされました。大規模な広域の統合はやめてください。

恵南地域は恵那市の面積の3分の2を占めています。名古屋市と同じ面積の中学生を集めてきて一校にする。数合わせではなく、生徒の負担、地域の願い等考えてするべきことです。県からも、瑞浪市のように5校を2校にした例もあります。教育的配慮、地域住民の願いを聞き届けてくださり、助言してください。防災に避難所としても残すべき施設でもあります。（恵那市）

【県回答】義務教育諸学校における学校の統合につきましては、設置者である市町村の検討事項であると考えています。平成27年1月には文部科学省より、「公立小学校、中学校の適正規模、適正配置等に関する手引きの策定について」が通知されました。恵那市におかれましてもこの手引きを踏まえながら、市の状況に即して児童生徒数、施設整備、地域連携、通学方法について多角的に学校規模の適正が検討されているところであります。

141、保護者負担のない義務教育をめざし、学校給食費の無償化及び費用軽減策に県として支援してください。（土岐市）

【県回答】義務教育小学校における学校教育の実施は、学校給食法によりまして、設置者である市町村の任務であるとされております。無償化および経費軽減策の実施につきましては、市町村の検討事項であると考えております。

142、学校給食の無償化に国と県の助成を求めます。

次代を担うこどもの発達保障や教育保障において、学校給食は大切な役割を担っています。格差・貧困化が進む中、学校給食が唯一の栄養源になっている子どもたちもいます。すべての子ども達をしっかり育てるため、憲法で保障されている教育の無償化を学校給食にもあてはめてください。（大垣市）（羽島市）（高山市）

【県回答】学校給食の無償化につきましては、前の141と同様と考えております。

143、子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、給付型奨学金の拡充を求めます。

7月15日のしんぶん赤旗（**記事参照**）にあるように、給付型奨学金の対象者は成績基準を設けるなどハードルが高くなっています。子どもの貧困の連鎖を断ち切るためには、進学を希望する人に対しては誰でも受けられるよう、対象者を増やしてください。

尚、大垣市の育英制度では保証人２名が必要で、結果として奨学金が受けられないケースがありました。このような場合、今後どうすればいいでしょうか。（大垣市）

給付型奨学金を直ちに創設するよう国に求め、当面県として学生が大学に入学し、安心して学べるよう給付型奨学金制度を拡充してください。（中津川市）

【県回答】給付型奨学金について、国の方で今年度創設されたもので、平成30年度には対象者の大幅な拡充が図られると聞いております。機会あるごとに文部科学省等に対して、制度の一層の拡充を要望していきたいと考えております。

144、教職員の「超多忙化」を解決するため、部活動の休息日を徹底し、部活動の過熱化をおさえるルールを確立するとともに、超過勤務の回復措置を制度化する。また、不要不急の報告書類や業務を整理し、授業準備と子どもにむきあう時間を中心におけるように改善してください。
（県委員会）

【県回答】今年6月に策定しました「働き方改革プラン2017」におきまして県立学校におきましては、部活動について、週ごとに休日1日以上の休養日をルール化すること、また、やむを得ない場合はだいたい休養日を設けることとしています。中学校の部活動におきましては、週ごとに平日1日、休日1日以上の休養日をルール化する取り組みを促すこととしています。さらに、学校訪問に掛かる事前準備の簡素化、職員研修の負担軽減、会議開催開始の縮減といった業務内での見直しを進めます。これらの取り組みにより、教職員の勤務環境の改善を進め、教職員のみなさんが元気に授業で生徒に向き合い、職務が遂行できるように取り組んでまいります。

【県回答】郡上特別支援学校における実施事案について、当時なぜ、そのようなことが起きてしまったのかということ、そして、その後の教育委員会としての対応につきまして、副教育長をトップとした体制で調査を進めています。そして、どこに問題があったのかをきちんと整理・意見処理しまして、必要な処分ということも考えていまして、再発防止策を取っていくということ、働き方プランに反映していくこと、二度とこのようなことがないようにしていきたいと考えております。小中学校の問題について、基本的には市町村教育委員会が判断することですが、県の教育委員会としましては、様々な情報提供や助言などで側面的に支援してまいりたいと思います。文科省の指針にも定められておりそのように取り組んでまいりたい。

145、昨年6月に県が発表した「中学校運動部活動指針」の全県的な進捗状況と実効性について教えてください（具体的な事例や先進的な改善など）。
（養老町）

【県回答】昨年6月に県が発表しました、中学校運動部活動指針の進捗状況と実効性についてです。昨年度、策定しました部活動の指針の具現化に向けまして、今年5月に各学校に対して、実態調査を行いました。施策前と比較しまして、部活動数は県全体で60減りました。逆に、外部指導者は66名増加です。休養日の設定につきましては、平日1日以上設けている学校が、73％から93％に増加し、ほとんどの学校で1日以上の休日が設定されています。なお、今年度中に、施策を予定している、もしくは、すでに策定済みの市町村が14ありまして、徐々に進展している状況がうかがえます。今後も周知を図っていきたいと考えています。

【県回答】指針の統計＝調査結果については、あとで提出します。

146、岐阜県へUターン就職したら返済免除される新奨学金制度が好評です。しかし、県外で下宿することなどが条件です。下宿する経済的余裕のない世帯などには「返済が必要な奨学金」しかなく、最も支援が必要な若者に対する制度のあり方に矛盾が生じていますので、改善してください。
（県委員会）

【県回答】（清流の国推進部）清流の国ぎふ大学生等奨学金は、県外の大学等に在学しながらも将来本県に戻って活躍する意思がある学生に対して奨学金を貸与し、卒業後に県内に居住し県内企業等に就職した場合に返還を免除する制度であり、その目的は県内へのUターン及び移住定住と県内における優秀な人材の確保です。県の独自調査では、県内出身者で県内大学に進学し卒業後に県内企業等に就職する割合は約7割と高い水準にある一方で、県内出身者が県外大学等に進学し卒業後にUターンする割合は2割から3割にとどまっています。よって、限られた予算のなかで学生のUターン促進を図っていくことを理解していただきたいと考えております。なお、下宿する経済的余裕のない世帯などに向けて国において給付型奨学金が創設され、平成30年度から本格実施されると聞いております。

147、岐阜県立特別支援学校について

①各特別支援学校の教室不足数を現場目線で調査して改善してほしい。

②各特別支援学校の老朽化した部分を現場目線で調査して修繕してほしい。特別支援学校には設置基準がありません。国に対して設置基準を作るよう働きかけてください。応急的に建てられたプレハブ校舎の解消計画を教えてください。特別教室を転用して普通教室として使っている学校は、転用教室の大きさや、日照、窓、手洗い用水道の有無等の教室環境を調査してください。転用教室の解消に向けて検討してください・

③特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率を100％に近づけること。

④ICT（情報通信技術）の活用を含めた環境整備をすすめること。

⑤特別支援学校卒業生の就職率向上のため、必要な教育が行われる条件の整備をしてください。また、就職をサポートする支援員を配置してください。

⑥特別支援学校の教職員の非正規率は30％を毎年超えており、尋常ではありません。特別支援学校の正規教職員の比率を高めてください。

⑦普通科高等学校の通級による指導および発達障がい生徒支援のための教職員や支援員の配置を拡充してください。特別支援学校以外の高等学校の発達障がい生徒の増加が問題化しています。文科省の方針で、平成30年から通級のための指導が開始されることになっていますが、そのための教職員の配置が十分ではないと思われます。現在2校の研究指定校がありますが、担当者任せで、県からは十分な指導や指示・支援が得られていないようです。（県委員会）（羽島市）

【県回答】①各特別支援学校の教室不足数については、毎年、教室不足について調査を実施しています。各学校の児童生徒数の状況に応じて、真に必要な教室数を把握し、学習環境の整備に努めてまいります。②施設整備関係では、各学校の現状に応じて老朽化した施設の改修工事等を進め、学習環境の整備に務めております。児童生徒の障害が様々であるため、一律の設置基準はそぐわないと考えていますが、各学校の児童生徒等の状況に応じて学習環境の整備に務めてまいります。知的障害の程度が軽度である生徒の新たな学びの場として、高等特別支援学校の整備を進めていることから、今後の該当校の児童生徒数の推移や学校のニーズを踏まえて、プレハブ校舎の解消にむけて検討してまいります。特別教室の転用にあたっては、換気、彩光、照明等について検討し、改修工事を行う等、今後もニーズに応じた学びを提供できるよう、各学校の状況に応じて特別支援学校の学習環境を一層整備してまいります。③免許状の保有率について、特別支援学校教職免許状の取得については、平成26年度から免許法認定講習を拡充し、1年で2種免許状を取得できるようにしてまいりました。今後も一層、恒常会議等各種会議において、非所持者の免許状取得にむけて働きかけをしてまいります。④タブレット端末の普及により、学校教育にも導入され、児童生徒に対して有効な教材やコミュニケーションツールとして活用が見込まれることから、通常教室の1教室にパソコン1台、重複障害学級1教室にタブレット2台を整備できるよう環境整備を進めております。⑤卒業生の就職率向上については、急増している軽度知的障害のある生徒を対象とした岐阜清流高等特別支援学校をこの春、開校いたしました。この学校では、職業教育に特化した教育を行い、企業就労をめざしてまいります。そのための支援体制として企業と学校をつなぐ、就労支援コーディネーター等を配置しております。さらに、平成30年4月に西濃地域に高等特別支援学校を開校する予定です。今後、高等特別支援学校機能を各地域に整備することを検討しております。⑥正規教員の比率については、正規教職員を1人でも多く確保し、正規教職員の比率を高めていくことは重要なことであると認識しております。しかし、特別支援学校については、「こども輝きプラン」に基づき学校数が増えたこと、また、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の児童生徒数が減少している中で、特別支援学校の在学者数は年々、増えていることから、臨時教員、すなわち講師の方に依頼する割合が高くなっております。なお、平成25年度以降、毎年60名以上の教諭を新規採用しており、特別支援学校の児童生徒数も、数年後にはピークを迎えるものと推測していることから、今後は

講師の方に依頼する状況が順次、改善される見通しです。⑦高校発達障害支援については、県立高校に在籍する発達障害等のある生徒は年々増加しており、そういった生徒が必要とする支援体制を整備していくことは喫緊の課題であると認識しております。平成30年度から制度化される高等学校における通級による指導に先駆け、県ではモデル事業を行っております。自校型を不破高等学校で、他校型を華陽フロンティア高等学校で行っていただいております。それぞれの高等学校には、特別支援学校から交流人事で1名ずつ配置しているほか、合理的配慮協力員として、元特別支援学校の校長先生であった方に、それぞれの学校に週2日ずつ指導に入っていただいております。また、特別支援教育課の担当者が定期的に学校や担当者と連絡を取り合って、実施に向けての様々な課題を現在検討中です。今後は研究の成果を踏まえ、県内各地域に支援体制を順次整備する方向です。

148、スクールソーシャルワーカー、カウンセラーを十分に配置・拡充し、職の専門性・独立性を尊重した雇用条件など待遇を改善してください。（羽島市）

【県回答】平成28年度までにスクールカウンセラーにつきましては、全中学校区、全公立高等学校、特別支援学校等に配置しております。また、スクールソーシャルワーカーにつきましては、全教育事務所に配置しております。これに加えまして、平成29年4月より新たに学校安全課に暴力行為等の発生件数が多い学校の要請に対応するためのスクールソーシャルワーカーを2名配置しました。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門性確保のため、スーパーバイザーを設置しまして、業務指導が受けられる体制をとっております。来年度につきましては、これらの活動実績や現場のニーズを十分把握・分析の上、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。また、学校教育法施行規則の一部が改正されまして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの業務につきまして、明記をされたところでございます。この法令や国からの通知に基づきまして、各学校へ校長の指揮のもと、専門性が十分発揮できるよう、勤務体制や環境について工夫をしているところでございます。

149、県立高校のトイレを洋式化してください。（羽島市）

【県回答】岐阜県立学校のトイレの洋式化については、現在、高等学校で62．9％、特別支援学校で83．0％程度の整備率でございます。この整備率は全国的には非常に高い比率となっています。今後も引き続き、大規模改修等の際にはトイレの洋式化を進めていきたいと考えております。とくに避難所に指定されている屋内体育館については優先的に取り組んでいきたいと考えております。

150、国に学校教育環境整備費（全小中学校教室へのエアコン設置費）の増額を求め、子どもたちの学習教育環境の改善を進めてください（全国でも暑い地域である多治見市ではエアコンが設置されていない）。県立学校のすべての教室にエアコンを設置するようにしてください。（多治見市）

【県回答】小中学校につきましては設置者である市町村が検討されることとなっています。エアコンの整備については、文部科学省の補助金がありますので、要望のあった市町村が事業採択されるよう国に対して働きかけていきたいと考えております。県立学校について、まず特別支援学校について基本的に原則すべての教室に整備すると言うことで完了しています。県立学校については、老朽化対策もありますので、そちらを優先に工事を行っておりますが、今後については他県の状況を踏まえつつ検討していきたいと考えております。

【県回答】エアコンの関係ですが、学校施設環境改善交付金という国の制度があります。交付金の一つの項目として、エアコン改修というのが対象にあるということになります。予算が決まっておりまして、全国で申請をしたところ全て対象になるかといいますと、申請状況で異なってきます。今年度、手を上げた事業については、すべて採択されたということであります。昨年、大規模な経済対策で追加の予算枠がつきましたので、かなり認めていただいたというのが現状です。

151、小中高校における歯磨き習慣を身に付ける施策を要望します。
（1）学校内に歯磨き場の設置
（2）学校の時間に「歯磨き時間」を組み込む
（3）3カ月ごとの歯の定期検診　（県委員会）

【県回答】（1）学校内に歯磨き場の設置についてです。全校一斉に行っていない学校の理由の一つに、十分な水洗水がないということがあります。必要な施設や設備の増設、改修につきましては、学校から設置者へ要望していただいているところであります。（2）学校の時間に歯磨き時間を組み込むことについてです。規則正しい生活習慣を確立する上で、歯磨きは重要な活動であると認識しています。現在、多くの小中学校で歯磨きの時間を設けて取り組みをしております。取り組んでない学校につきましても、主体的な実施を促していきたいと考えています。（3）3カ月ごとの歯の定期健診についてです。学校保健安全法によりまして、毎学年、定期的に行わなければならないと定めております。各学校で計画を立てまして、年1回、6月末までに実施しています。学校によっては、複数回、歯科健診を実施しているところもあります。定期健診以外の健診につきましては、学校・歯科医と相談の上、各学校で判断していただくものと考えております。

【選挙管理委員会】

152、県議会議員選挙時に選挙公報を発行してください。　（岐阜市）

【県回答】（清流の国推進部）選挙公報の発行については、公職選挙法の規定により衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙については選挙区ごとに発行することとされておりますが、県議会議員選挙においては条例に定めるところにより発行できると規定されており、本県においては関係条例が制定されておりません。選挙公報の発行に関する条例は、県議会を構成する議員の選挙に関する事柄であることから、議会における議論に従がって対応していきたいと考えています。

【県警本部】

153、昨年も要望し、「検討する」と回答をいただいた県道多治見―恵那線の下石町山神地内のスギヤマ薬局前の横断歩道に押しボタン式（普段は点滅で、子どもや高齢歩行者が渡る時に押して赤信号になるようなもの）信号機を設置してください。　（土岐市）

【県回答】要望カ所については、通学路となっていることは承知しております。横断歩行者に対する安全対策として、現在、横断歩道を設置して対応しているところです。通学者は調査したところ、現在約30人と聞いております。現在の横断需要から、信号機による交通整理の必要性は、警察では低いと考えています。信号機設置は困難と考えております。よって、横断歩道に対する注意喚起対策について、現在、道路管理者と検討しているところであります。

【県回答】高齢者がお渡りになるということですが、横断歩道がついておりまして、規制をかけております。信号機を付ければ安全だとみなさん思われますが、押しボタン式信号となりますと、車の無謀な信号無視もあり、信号機には設置基準があり、横断者の少ないところではそぐわないだろうということで現在は横断歩道で対応しております。交通量が多くなれば考えますが、いまの段階では信号機はつけるつもりはありません。

154、県道豊田―多治見（笠原）線への信号機を設置してください。**説明地図参照**　（多治見市）

【県回答】この交差点（県道豊田―多治見線）については、朝夕を中心に交差点の交通量が増大しておりまして、交通の複相が認められること、それに加えて交差交通による交通事故が発生していまして、交通安全、円滑化対策の必要性が認められるということは警察も承知しているところです。同交差点に対する交通安全円滑化対策については、ここの交差点の見通しの改善、右折車線の不可（右折車線がない）、道路環境の改善が必要であることから、現在、多治見

土木事務所、多治見市、県警において、信号機の設置を含めた対策について検討しているところであります。

【県回答】三差路交差点でたいへん交通量が多いのは承知しております。このまま信号機を設置してしまうと、右折するレーンもないところで渋滞してしまうので、道路改良が整えば、将来、設置したいと考えております。いまの段階では厳しいのかなと思います。

恵那の件ですが、交通事故防止については県下、警察一体となってやっております。国道363号線については、恵那警察署の交通窓口に具体的に場所など言っていただければ、事故防止対策でいろいろな対策をとっております。住民のみなさんの意見をいろいろと聞いております。いまの速度抑制、カーブミラー、減速マークなど、「つける・つけない」の回答はいまできませんが、安全対策として必要であれば、どんどんやっていきたいと考えております。ただし、速度規制はどちらかというと、50から40ではなく、40から50へ、50から法定へと、逆なことを考えております。下げればいいとは思っておりませんが、速度の見直しについては、実際速度に合わせた速度として考えております。カーブミラーとか、減速マークについては、要望していただき警察署といっしょになって検討していただくということで、もし、直接、警察署に出向いていただくということであれば、こちらから連絡しておきます。

155、ホワイトタウン（多治見市脇之島町）の特別養護老人施設ベルツリーから出て来た市道への信号機を設置してください。**説明地図参照**　（多治見市）

【県回答】ホワイトタウンの件についてです。主に団地に居住する方が利用する交差点であり、横断歩行者等を含め、交通量の少ないところです。信号機を設置した場合、信号無視を誘発し、交通の危険性を増大させる恐れがあることに加え、無駄な停止時間を生じ、交通が混雑する原因となることから、信号機の設置については困難と認められます。なお、小中学生については、同所に近接歩道橋および信号交差点を利用して通学しており、道路横断時の安全性は確保されていると思っております。

156、県道158号線の山田町・杉正鉄工所付近の交差点に信号機を設置してください。
説明地図参照（高山市）

【県回答】交差点の交通量および交通事故発生状況から、信号による交通整理の必要性は認められないと思っております。信号機の設置は困難と考えます。なお、交差点形状が正十字路ではなく、交差点北側および南側が急勾配であり、東側には約80メートル地点に押しボタン式信号機があることから、現状の道路形状のままでは、信号機の設置は構造的にも困難であると考えております。

157、中津川市苗木那木の信号機を津戸方面に行く交差点に移動してください。**説明地図参照**
（中津川市）

【県回答】交通量の増大は警察でも把握しております。信号機の移設について、恵那土木事務所、中津川市とともに検討した結果、現段階において、「移動してほしい」という声とともに「反対する」意見もあり、引き続き、関係機関、地元住民と調整を図っているところであります。今後さらに検討していきます。

158、市民病院へ行く追分の信号機について、朝の出勤時間帯は右折がなかなかできない。右折の信号機をつけてください。**説明地図参照**　（中津川市）

【県回答】国道257号線の直進車両が多いため、右折車両の滞留が認められます。しかし、交差点交通量を含む、通勤時間帯に置いて、断続的に交通渋滞が発生している場所であるため、右折信号を設置した場合に生じる信号周期の延長、または直進の青信号時間の短縮に伴う渋滞の悪化について、地元住民の懸念（反対の意見）もあり、検討中であります。

159、市道坂本58号線・264号線は車両の通行が多く、学童は横断が困難。車は右折左折が困難。信号機を早期に設置されたい。**説明地図参照**　（中津川市）

【県回答】現状の交通量および交通事故発生状況から、信号機による交通整理の必要性は認められないと考えております。なお、要望交差点におきましては、交通量の増加と交通環境が変化により、信号機の必要性が認められた場合であっても、信号を設置するためには、東西の通りが道路の幅員がすごく狭いために、すれ違いができず、道路拡幅の道路改良が必然的に必要となってくると考えております。

160、ゾーン30の適用地域を拡大してください。特に市橋校区は岐阜県で一番交通事故が多いところで、JR岐阜駅の乗降客数は岐阜県3番目に増えています。鏡島校区と合わせると高校が3校、中学が1校、小学校2校と子どもも多く、人口もますます増加し発展する街です。市橋、鏡島校区の通学路にゾーン30を適用し交通鎮静化を実現してください。（岐阜市）

【県回答】歩行者との通行が優先され、通過交通を抑制すべき地区に、最高速度30キロの区域の規制の実施を前提として、その他の安全対策を実施していくものであり、生活道路との交通安全対策の一つです。ゾーンの境界となる道路は、原則として、2車線以上の道路または、ゾーン内道路と比較して、沿道上の状況変化がドライバーに容易に認識できる道路としますが、この地区はゾーンの境界には適さない狭い道路が多く、国道などの幹線道路をゾーンの境界とすると、エリアが広くなりすぎるなど、ゾーンの境界の選定は困難であり、ゾーン30の設置は困難です。その旨は所轄警察署から交通安全協会の支部長を通じて、地元に説明させていただいて了承を得ております。ゾーン30は、生活道路の交通安全対策の一つであり、これをやらなければ安全対策を行わないというものではありませんので、必要な安全対策は個別に検討しております。なお、市橋小学校区、市橋鏡島地区の両地区については、平成26年度に岐阜市の主催する「市橋地区＝ゆとり、やすらぎ、道空間」推進協議会に参画し、地域住民を交え、通学路との危険個所の確認を行うなどの交通安全対策を実施しているところであります。

161、県道安食粟野線の十六銀行粟野グランドの交差点は、変形5差路になっていて危険なことから、信号設置などの安全対策をお願いします。**説明地図参照**（岐阜市）

【県回答】平成28年7月に外側線を引きなおしました。埋め込み型反射板の設置、注意喚起の表示（カラー舗装）を設置しているほか、平成28年10月に交差点東側に横断歩道を設置して、安全対策を実施しているところであります。信号機の設置については、道路幅員が狭く、交差点形状が複雑であることに加え、従道路の交通量が少ないことから、信号機による交通整理を行った場合、交差点において交通の危険性が増大するまたは、交通が混雑する原因となるため、信号機の設置は困難と考えております。

162、西部縦貫道の上尻毛八幡（長良川ビラ北）の交差点付近に新たにスーパーが増え危険なので信号機を設置してください。**説明地図参照**（岐阜市）

【県回答】主道路と従道路とがありますが、従道路の方の交通量が少なく、現状の環境では、信号機の必要性は乏しいと考えます。また、交差点の東側道路の幅員が狭く、交差点西側道路において、交差点が連続しているなどから、現状の道路形状のままでは、信号機の設置は困難です。なお、従道路、交通量の増大等、交通量が変化した場合であっても、信号機の設置については、道路が正四角形ではなく、複相している道路がありますので、信号機の設置は困難と考えております。横断歩行者の安全対策として、交差点北側に横断歩道を設置しているところでございます。いま、簡単に個々に説明させていただきましたが、私の説明では「全部、反対か」と思われるかもしれませんが、なぜ、警察がこんなことを言っているのかを少し説明させていただきます。信号機の設置については、全国的に真に必要な場所には設置すると思っております。「真に必要」とは、交通量が多いのかどうか、交通事故の発生状況はどうか、横断者がたくさんいるのか、住民の要望はあるのか、道路構造から信号機の設置できる場所であるかなどを勘案して、総合的に本当

に必要なものだけを付けているという状況であります。現在、岐阜県下で3200カ所の信号交差点がありまして、ほとんど主要な交差点には信号機が付いています。信号機が付いていると安全という気がしますけど、信号無視をする車があり、閑散な道路では無謀な運転があり、早く行きたい場合には信号機で全部詰まってしまうなど、円滑化ということについて阻害されるということで、警察では、「真に付けるところには付ける」、ただし、恒久化対策、老朽化対策ということで、どんどん更新していかなければなりません。いまLED化ということで、3200カ所の信号機の内、約60％をLED化で見やすくなっております。これをすべての交差点にさせていただきたいと思っております。円滑化対策として更新していきたいと思います。さらに、不要な信号機を撤去することで円滑化できる。たとえば、小学校の統合で押しボタン式信号がありましたが、必要でなくなったものを撤去させてもらっています。昨年1年間で信号機が設置したのは8機、今年は5機、来年は4～5機の設置というふうに考えでいます。

【観光国際局】

163、関ケ原古戦場ビジターセンターについて

①関ケ原古戦場ビジターセンターの予算規模が50億円は、大きすぎる。縮小を求めます。

②老人福祉センター取り壊しで、お風呂がなくなる。現在も利用している人がおり、何らかの代替え措置をするよう県としても責任をもってください。

③ビジターセンター建設に伴って、周辺の活用も県の主導になっています。関ケ原町としては子どもの公園を構想していましたが、県としても位置付けるようにしてください。

④関ケ原古戦場は史跡指定されているため、土地の所有者は売るにも売れない状況があります。このままでは将来にわたって管理できるか不安です。国が借り上げるか公有地化できるよう県の支援をお願いしたい。（関ケ原町）

【県回答】（商工労働部）①について。ビジターセンターの整備に当たっては、県議会、有識者、地元の各種団体、住民の方々など、様々な方々との意見交換を行う中で、展示の充実を求める多くの意見や、広域観光の振興や地域振興の拠点として整備をしてほしいといった要望をいただいた。こうした意見要望すべてに応えることは不可能なので、どのような機能を優先して整備するのか、また、機能の絞り込みなどの検討を進めてきた結果、現在の検討案のような機能、規模、予算規模となった。③について。子どもの公園の設置については、一義的には関ケ原町が検討することと考えているので、要望については、関ケ原町に伝える。そのうえで、関ケ原町の意向を聞いたうえで、必要に応じてビジターセンターの整備にあたっての検討過程において、併せて検討していきたい。

【県回答】（商工労働部）ビジターセンター自体は、関ケ原の戦いや関ケ原町の歴史を学び、古戦場をめぐってもらうための必要な規模について整備を進めているところ。公園の話は、まずは町としてどこにどういう形でやりたいかという話を受けながら、ビジターセンターの整備の中で、連携取れるところを含めて検討していきたい。特に大きな施設なので、駐車場の問題もあるし、住民の方々の生活的な機能を含めて、町と一体となって、議論を進めながら整備を進めていきたい。

【県回答】（健康福祉部）②地域におけるサービスの充実については、関ケ原町で判断されるものと認識しています。また、何らかの代替措置の要否についても関ケ原町として責任をもって現在検討されていると認識しています。

【県回答】（環境生活部）史跡の整備、管理は、管理団体となっている地元市町村等が行うとされています。市町村による公有地化に対しては、国、文化庁になりますが単年度の購入費もしくは先行取得した償還費及び支払い費に対する補助制度を設けておりまして、補助率はそれぞれ8

0％です。当該制度の活用について改めて周知、徹底を図ってまいります。

【県回答】（環境生活部）関ケ原町におかれましては、公有地化に関して平成22年に策定された史跡関ケ原古戦場保存管理計画というのがあります。そのなかで史跡指定地を財政状況を勘案しながら公有地化するということが明記されています。今後、地域の観光資源、地域の街づくりの観点で国なり県が支援するべきではないかということですが、文化財の補助金の中でも8割という非常に高い補助率が公有地化にはありますので、その活用を第一に考えていただきたい。国、県も今後街づくりへの支援をどのようにやっていくかといろいろ補助運用の開発ということで国も検討しておりまして県としても支援等を検討していきます。

2018年度岐阜県予算に関する要望書　　**県土整備部　文書回答分**

2017年8月4日

［岐阜市］

1、関本巣線の岐阜市三輪南地内（太郎丸）から関市小屋名地内にかけては、幅員が狭く危険な場所が多くあります。早急に拡幅してください。また、岐阜信用金庫前の横断歩道は通学路でもあり事故も起こっています。歩行者信号を設置するためには拡幅が大前提だと言われました。早急に拡幅し改良してください。**説明地図参照**

【県回答】本区間について、未改良で歩道未設置区間が存在しており、拡幅の必要性は認識していますが、早期事業着手は困難な状況です。県全体の予算や他の事業個所の進捗状況など勘案し検討していきます。

2、関本巣線の千疋橋は歩道・車道とも幅員が狭く、大型車や歩行者・自転車のすれ違いに大きく支障をきたしています。岐阜市の子どもたちの通学路にもなっており、地元では架け替えを望む期成同盟会も発足しました。早急に橋の掛け替えをしてください。

【県回答】歩行者が安全に通行できる側道橋を整備し、現在の歩道部分を利用して車道を拡幅することを検討しています。平成29年度に側道橋の設計に着手します。

3、岐阜美濃線の岐阜市大蔵台地内から長良古津地内にかけては通学のため高校生が自転車で利用していますが幅員が狭く大変危険です。自転車専用道を設置してください。

【県回答】主要地方道岐阜美濃線の現道は、自転車等も利用しており、交通安全上の観点から、岐阜美濃線バイパスの整備を進めてきました。現道区間における自転車および歩行者の安全確保については、将来管理者である岐阜市と整備手法等について協議を進めています。

4、都市計画道路・日野岩地大野線の事業に早期に着手してください。

【県回答】都市計画道路日野岩地大野線のうち、県道部分の岐阜那加線については、平成25年度に事業着手しております。

5、山田川の大洞から156号線までの間の浚渫を行ってください。

【県回答】要望区間については、まずは治水上支障となる樹木を伐採する予定をしています。河道の堆積土砂については、状況を確認したうえで対応を検討します。

［羽島市］

1、県道羽島稲沢線の未開通部分（防災ステーション以南）について早期に道路建設をすすめてください。

【県回答】防災ステーションから南の区間Ｌ＝630m(一般県道桑原下中線)は、北の区間が完了しましたので、平成29年度から事業に着手しました。今後、順次整備を進めていく予定です。

2、県道桑原祖父江線の羽島市桑原町八神地内の桑原郵便局あたりの側溝には、泥が堆積して排水ができていない状態なので泥出しを行ってください。

【県回答】現地確認の上、必要な区間の側溝清掃を実施します。

[各務原市]

1、県道一宮・各務原線の川島松倉地内堤防から南下する道路は、昨今各務原大橋から来る車も増えています。この道路は狭隘のため片側通行しかできず、拡幅を望む声が増えていますので対策を講じてください。**説明地図参照**

【県回答】本区間について、狭隘であることは認識していますが、早期事業着手は困難な状況です。県全体の予算や他の事業個所の進捗状況など勘案し検討していきます。

2、川島河田町・緑町北の堤防が未築堤のまま何十年も経っています。住民は豪雨のたびに木曽川が溢れるのではと不安に駆り立てられています。一軒の住民が合意していないために堤防整備ができないと聞いていますが、何十年も経っています。早急に解決すべきです。近隣住民は堤防整備のために土地を提供し、一刻も早い堤防整備を望んでいます。**説明地図参照**

【県回答】本要望については、国土交通省の管理区間の案件ですので、管理者である木曽川上流河川事務所に伝えます。

3、県道岐阜各務原線の那加新田町からいちょう通りの交差点までの間、歩道や側溝のふたが劣化しています。子どもたちが通学路として毎日使用しており危険であるため、早急に改善してください。**説明地図参照**

【県回答】現地確認の上、必要な区間の側溝蓋の取り換え等必要な措置を実施します。

[山県市]

1、県道79号線の歩道の整備を速やかに行ってください。東海環状自動車道のインター周辺工事などにより、この2～3年特に県道の大型車の交通量が増えています。集落から県道に出るのも結構大変になり、高齢運転者の方は苦労されています。大型ダンプの通行による地揺れなども激しくなっています。そうした状況下で中学生の自転車通学路でもある県道79号線の山県市ハーバスの伊自良線「持成バス停」から「八京バス停」あたりは歩道が途中で切れたりしたままになっています。突然車道に出るところもあり危険な箇所として、前から歩道整備の要望が地元自治会から出されています。しかし、「東海環状自動道の道路工事に予算をつけているのでそこまで手が回らない」との県の回答ですと先延ばしされています。未整備の危険な箇所の整備を行っていただきたい。また、県道の通行量の増加に伴い道路のヘコミなどが発生し、地元から修繕の要望が市に出されるが、「県道なので県にお願いします」と修繕が進まない状況があります。市道は数週間から1ケ月で点検補修します。県の場合はどのように対処されているのか。スピード改善を要望します。

【県回答】【歩道整備ついて】歩道整備については、現在、通学路や交通量・交通事故件数が多い箇所を重点的に整備しております。山県市内の歩道整備個所については、現在、関本巣線の 2 箇所において整備を実施中であり、当該箇所の早期の対応は困難です。

【舗装修繕について】県では、毎日、道路パトロールを行っており、路面を含めた道路の状況を最低でも週 1 回は確認しており、道路のへこみなど緊急に対応すべきものは、すぐに応急対応し、その後速やかに部分補修を行っております。なお、舗装の全面補修については管内全区域で要望が非常に多く、予算にも制限があることから、現地調査を行ったうえで優先順位を設定し、緊急度の高い個所から実施しております。

2、2年半前の集中豪雨の土砂災害復旧工事を一日も早く行ってください。国道418号線の美山地区の「畑野地区富永210番地付近」のがけ崩れが一部地権者とのトラブルで遅々として進みません。川の濁流が道路下の土砂をえぐり、がけ崩れがさらに進んでいます。6月に岐阜土木事務所道路維持課の技術主任や山県警察署交通課長も立ち合いで現地調査をしてもらいました。

ここも美山中学校への通学路です。用地買収による道路拡幅などの折衝が進められていますが、秋には丸3年がけ崩れのまま放置された状態になります。国道ですが、県の責任において一日も早い復旧工事を進めていただきたい。

【県回答】当該箇所は、川側の地権者の理解が得られず用地買収が進まないことから、安全を確保するよう同路線形を山側に変更しております。現在、用地買収の手続きを進めており、一日も早く工事が完成するよう努めています。

[大垣市]

1、大谷川等の治水対策が速やかに進められ、大谷川の洗堰が早期に解消されることも求めます。また、大谷川およびや矢道川の事業に伴い、周辺の道路等の整備を求めます。特に矢道川の堤防道路は柵がなく、河川に車が転落するなど危険です。**説明地図参照**

【県回答】大谷川については、引き続き河川改修を推進します。大谷川及び矢道川の河川改修事業では、堤防上に河川管理用道路を整備する予定です。周辺道路の整備については、大垣市で検討しています。矢道川の堤防道路への柵の設置については、洪水時の水防活動の支障になること、堤防が弱体化するおそれがあることから、計画堤防内に設置はできません。

[関ヶ原町]

1、国道365号線の玉地域の下り線の一部で側溝側白線に凹凸が敷かれています。昨今のマウンテンバイクブームによって自転車で走る人が増えており、自転車の走行が危険だという指摘がありました。何らかの対策をとっていただきたい。**説明地図参照**

【県回答】白線部分の凹みは、車両が路肩へ寄った時に振動で気づいてもらい、車両が道路外へ逸脱することを防止するために施工したものです。関ケ原は積雪地であるため突起物を設置した場合、除雪時に誤って破損するため、舗装に凹みをつくる対策としております。凹みの形状は、1箇所当り20㎝の範囲で深さが最大1㎝程度です。通常の自転車の走行速度であれば、振動があるものの支障はないと考えますのでご理解をお願いいたします。

[中津川市]

1、中津川市田瀬の県道黒川線の一部に狭いところがあり、拡幅をお願いします。柏原地区の旧分校から懐石料理さざれ石の間2箇所。**説明地図参照**

【県回答】本区間について、狭隘のため、拡幅の必要性は認識していますが、早期事業着手は困難な状況です。県全体の予算や他の事業個所の進捗状況など勘案し検討していきます。

[恵那市]

1、県道月ヶ瀬・上矢作線の道路拡幅事業について、昨年は「道路が狭い未改良区間については、すれ違い困難な箇所があることは認識しており、待避所の設置で対応したいと考えていますが、設置箇所の選定については、現地の地形や用地の協力など調査、確認が必要なことから地元や市と協力をしながら進めているところです」の回答でした。待避所の設置工事の進捗状況を教えてください。

【県回答】待避所の設置に関しては、用地の協力等が得られる箇所から設置することとして恵那市と調整を進めているところです。なお、まずは下川原工区の拡幅工事を行っております。

2、恵南豪雨災害(2000年・平成12年)の後、上村川の護岸をブロック積みにしました。そこに樹木が生育し始めています。杉・桜など今後大木になりそうな樹木もあり、護岸が壊れることも予想されます。これらの樹木を伐採してください。**説明地図参照**

【県回答】護岸に繁茂した樹木については、治水上の対策が必要な個所から優先して対応してい

ますので、現地の状況を確認した上で対応を検討します。

3、岩村川の用水取水口入口の土砂を撤去してください。平成2年頃の大水害により河川の改修が行われ、各井水の取入口が新しく作り直されましたが、新たな問題として大雨が降るたびに大量に流れてきては取入れ口を塞いでしまい、その改修作業に困っていますので、川の中央にたまっている土砂を撤去してください。**説明写真参照**

【県回答】河道の堆積土砂については、治水上の対策が必要な個所から優先して対応しています。一方で、用水取水堰などの堆積土砂については、施設管理者にて対応していただいておりますので、現地の状況を確認した上で対応を検討します。

4、県道363号線の山岡町馬場山田地内、花白温泉へ恵那方面から来て、大きくカーブするのですが、中学生が通学しますが自転車道も歩道もありません。早急に整備してください。

説明地図参照

【県回答】国道 363 号の花白バイパスは、平成 15 年度より事業着手し用地買収を進めています。用地難航箇所があるため、現在、交渉を続けているところです。

［土岐市］

1、県道66号（多治見―恵那）線の核融合研究所と多治見市滝呂台から降りた交差点から土岐市に向かってバロー下石店の交差点までの道路に歩道と側道の草刈りをしてください。
高校生などの自転車通学者やたまに歩行者も草で歩道に出なけらば通れません。通行する車も危険で不安でなりません。歩道と自転車等の側道が整備されれば安心です。**説明地図参照**

【県回答】【草刈りについて】現地を確認し、車両、歩行者の支障となるような箇所については、草刈りを実施します。
【歩道整備について】歩道整備については、現在、通学路や交通量・交通事故件数が多い個所を重点的に整備しており、当該箇所の早期対応は困難です。

［瑞浪市］

1、県道20号線の歩道を整備してください。瑞浪市稲津町から市の中央部に通じる県道20号線の稲津町下小里から土岐町市原間に歩道がありません。稲津地域は人口も増加していますが、高齢者も増えています。県道には必ず歩道をつけてください。

【県回答】歩道整備については、現在、通学路や交通量・交通事故件数が多い個所を重点的に整備しており、当該箇所の早期の対応は困難です。

［下呂市］

1、長い間の下呂町民の願いであります飛騨川に架かる六ッ見橋は、年数も80年以上になり、また、トラック、バス等がすれ違いもできずに、止まって待って通ることしかできない等で困っています。橋を改良するなど検討して早く改良工事ができるようにしてください。橋の建て替えの場合は、地元地域とよく相談してください。

【県回答】本区間について、狭隘のため、拡幅の必要性は認識していますが、早期事業着手は困難な状況です。県全体の予算や他の事業個所の進捗状況など勘案し検討していきます。

2018年度岐阜県予算に関する要望書

岐阜県知事　古田　肇　様

2017年8月4日

日本共産党岐阜県委員会　委員長　松岡　清
日本共産党県議会議員　　中川　ゆう子
日本共産党地方議員団

追加要望

【都市建築部】

120、リニューアルを進める航空宇宙博物館は、市民の声を無視して多額の県・市費で、数ある産業の中で航空産業分野の振興と、観光の目玉に戦闘機「飛燕」を展示するなど歴史を美化しかねません。公共事業として様々な問題をはらんでいる事業です。しかも、子どもたちに夢を抱かせるとうたって戦争の道具としての戦闘機を“かっこよく”展示することで、好戦的な気分を醸成することも懸念されます。過去現在未来の航空機の歴史は、技術開発、発展の一面的な航空産業に特化して、予算を30億からいきなり49億に増額するなど、偏った産業振興事業に過大に事業費を投入するリスクは莫大です。「博物館」でありながら、産業部門の運営であり、教育的効果をめざす施設として根本的な中身が問われるものです。県の事業として今後の運営経費の点からも立ち止まって見直すことを求めます。（各務原市）

【県回答】（商工労働部）今回のリニューアルによって、この博物館は日本を代表する航空と宇宙の専門博物館に生まれ変わる予定。本件の航空宇宙産業のPR、人材の確保につなげるだけでなく、国内外から多くの観光客が訪れる産業観光施設になることから、観光産業に振興にも大いに寄与するものと考えている。事業費については、博物館をより魅力的なものにするため、国から約11億円の交付金をいただくことができ、県の負担は大幅に圧縮できる見込み。今後も経費削減に努めていきたい。「飛燕」の展示については、博物館全体でみると、人類初の動力飛行機「ライトフライヤー」とか、人工衛星の「はやぶさ2」、これら多々ある目玉展示の一つということで理解してほしい。飛燕については、塗装を行わず、地域における航空機産業の発展の歴史、航空機技術の変遷に関する理解を深めるため、製造後のありのままの姿を見せる予定で考えている。我々もとりたてて戦争を美化する意図は全くない。運用については、学芸部門も従来より大幅に増員し、体制を強化したいと思っている。アメリカのスミソニアン航空博物館や東京の国立科学博物館を参考に、単に資料の収集、展示にとどまらず、産業の歴史、社会的背景、人類の挑戦の歴史を丁寧に示していきたいと考えている。もちろん、教育的効果を目指す施設として、今考えていることは、学校行事等での利用を伸ばすため、教育委員会と連携して、新たにこの博物館を活用した教育プログラムを提示していく予定。

【健康福祉部】

164、介護保険制度の改定で、地域支援対策として市町村に新たにゆだねられた「総合事業」は、単位自治体で運営や基準を各々の裁量で決めて、安定的、継続的に実施しなければなりません。要支援の通所や訪問事業に経費（給付費）をかけないようにするために、ボランティアなどの人材を安定的に確保していかなければならず、市町村の独自事業では格差が生じるなど問題が多く、県の補助、支援が必要です。「総合事業」を市町村だけの運営に押し付けず、県費を各市町村の財政実態、介護サービスの後退、利用者の負担増による重度化を招かないために、県費の補助・支援で事業費に加算し、支援するよう要求します。（各務原市）

【県回答】介護保険は、市町村が保険者として運営主体を担っています。地域支援事業の財政は、国・県・市町村・被保険者によって負担割合が定められていることから、県が法定割合を超えて事業費を負担することは困難です。但し、地域支援事業の実施について、市町村格差等が生じないようにすることは大変重要なことと考えています。市町村等職員に向けた好事例の共有であったり、意見交換などの研修会の実施、あるいは市町村の実施状況を把握して課題を有する市町村には個別に対応をしていくなど市町村への支援を進めていきたいと考えています。

【県土整備部】文書回答分

【各務原市】

4、各務原市を流れる新境川の護岸工事が劣化しています。調査して、改修を急いでください。新那加橋下流で崩壊しているところがあると届けがありました。

【県回答】新那加橋下流においては、楠橋下流左岸の護岸が損傷している箇所を確認しており、非出水期に修繕工事を予定しています。その他、河川管理施設に損傷がないかどうか現地を確認し、必要に応じて修繕の対応を行います。